

252-381



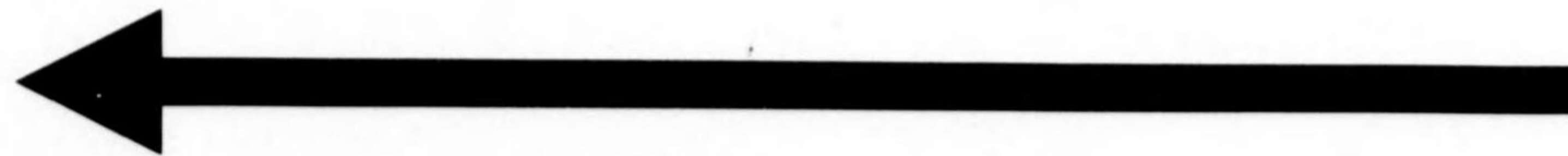
1200501342781

252

81



始



8.1.16

國民新聞編輯局編

教育改造論



啓成社發行



序

教育改造問題は、多年我が國民の苦惱せる重大懸案の一つである。いはゆる經濟國難や思想國難等と緊密不離なる因果關係を有する點に於いて、極めて嚴肅なる國本及國策上の問題であり、國民生活上最も重苦しき現實の壓迫、最も痛ましき新時代創造への試練でもある。

○
 それで我が國民新聞社は、此の重要問題に對し、これが解決の指標を見出ださんがため、さきに賞金四千圓を提供して廣く天下有識者の論策を徵したのであるが、その結果はたゞに教育界のみならず國家文教の現状を考慮し、國民生活の將來に關心する人々に對して一大センセーションを與へ、豫期以上の大收穫を得たのである。明治の末葉より大正時代を経て昭和の今日に至る迄、政府に幾度か教育調査會が設けられ、現在に於いても文政審議會の存置を見受けるけれども、是等官設の各機關だけでは、此の重大問題を解決し得ざるのみならず、調査の範圍にも委員の人選にも或る制限があり、随つて自由にして根本的なる改革案の提唱が、往々にして任意ならざるかの憾みがあつた。又民間にも多くの教育團體が各地に興起し、屢々種々の建議

を當局に提出してゐるけれども、單に専門的立場と其の利害關係者のみから成る立案だけでは、尙必ずしも完全を期し難い。我が社の計畫は乃ち、如上の缺陷に鑑みて、飾りなく偽りなき國民純眞の聲を聴き、以て輿論の大勢を如實に反映せんことを期したのである。

○ 上述の趣旨精神に由り、我社は出來得る限り其の募集規定を寛にし、論策の内容が如何なる機構、如何なる主張によるを問はず、應募資格を無制限にして、あらゆる方面の意見、要望、發案等を虚心に取り容れようと企圖したのである。唯、問題が教育の改造であり、而かもそれが我國多年の懸案解決を目的とする結果として、單なる抽象論よりは國情に適切なる具體案を求め、部分的見解よりは成るべく根本的にして廣範圍に互るものを妥當とし、空想的又は破壊的な主張よりは實現の可能性に富める建設的論策を望んだことは、また當然の要求であらねばならない。

○ 改めて言ふまでもなく、我が國教育の現状は、義務教育年限延長問題を始めとし、二種中學案問題、師範改善問題、女子教育刷新問題、高等學校改廢問題、陞格問題、學位問題、補習學校問題、成人教育問題、青年教練問題、修學年限短縮問題、學生左傾問題、特權打破機會均等問題等々、殆ど數限りなき多くの懸案をかゝへてゐる。而かもそこには又教育の實際化と地方化、或は勤勞主義と職業教育化、若しくは新自由主義教育や、無産階級本位化等々、數十指にも餘る指導方針の改善論が、聲高く各方面から叫ばれてゐるのである。それにも拘らず實際の事情を見れば、我が國の兒童は就學の首途より早くも煉獄の第一課を體驗せしめられ、長ずるに随つて益々崎嶇攀ち難き隘路に追ひ込まれるのみならず、漸く學窓を出づればまた苛烈なる就職の苦難が待ちかまへてゐるのである。いはゆる試験地獄及情實地獄の悲鳴が、世界の文明國家に類なくして獨り日本國民にのみ課せらるゝ運命悲劇であることに依つて想像し得らるゝほど、我が現代人は教育の名に於いて、餘りにも深刻なる呵責を受けつゝあるのである。

○ 併しながら、それは明治以來の教育家、文政當局、乃至朝野の人々が時代の趨勢に眼を閉ぢ、多年堆積せる重要問題を輕視し、或は之を姑息に取扱つて眼前を彌縫し來つた舊き負債の祟り

であり、怠慢の禍ひである。随つて今にして過去の迷想より醒めざる限り、官に公に、中央に地方に、教育費の負擔のみ年々激増する反對に、その効果は甚だ疑はしく、却つて人心を暗くする反教育的現象が、思想國難の歎きと共に日々に擴がり行くを避け難いであらう。二種中學校の可否を中學校長に聽き、師範改善の方法を師範學校に問ふの類は、平時尋常の場合に於いてこそ必要なれ、教育制度の根本的改造を急務とする程に内外の生活環境が變遷し、多種多様の難問題が生起簇出しつゝある今日の際に在つては、猶恰も世界的軍縮會議の最後の決定を、主として政治的解決に見出ださねばならないが如く、單に専門家の技術的意見のみを以てしては、到底國民の總意による結論に到達し得べしとは考へられない。

吾々は今日、教育の名に依るさまざまの宿命的受難を、此の上長く現状のまゝに見送るに忍びない。それは國運發展の基礎作業を等閑に附し、將來を背負ふべき國民の健全なる生長を犠牲に供する罪惡たらねばならぬからである。それ故に吾々は多年の懸案一掃を最急務とすると共に、その根本的解決を、國策の發動による政治手段に求める外はないと思ふ。政治的手段によ

る解決策は、何よりも先づ國民現實の要求に誠實忠順であることを絶對要件とする。我が社の企ては即ち此の要件に適應せんが爲の試みであり、いはゞ民設教育審議會とも稱すべき實質價値を提示したものであつて、本書の收め得たところは其の一等當選の全文と、二等當選の梗概、並に應募論文全部に互る現制教育問題の検討である。

吾々は信ずる。凡そ現時の教育問題に對し、聰明なる國民識者が如何なる見解、主張、要求を有しつゝあるかは、此の一卷が極めて懇切に之を教へてゐるといふことを。それは政略にも、壓迫にも、利害にも、果せらるゝことなき民意の直寫であり、輿論の縮圖である。當選論文に含蓄する一々の論旨については、各人所見を異にするとしても、總括的には民間知識階級の實際的體驗に出發する代表的意見として、最も傾聽に値ひすると同時に、特に我が編輯局に於いて精査を経たる論文全部の検討内容を冷靜に熟覽するならば、紛々たる教育界多年の宿題に對する輿論の大勢と、國民の眞摯なる要求とを最も明確に解知し得るは勿論、根本的なる教育改造案が如何なるものであらねばならぬかは、何人にも一目瞭然たるべきを疑はない。此の意味

に於いて吾々は、單に文政當局及教育専門家の範圍に止まらず、廣く朝野の各人士に對し、本書の一讀を切望し得る精神的權能を持つものである。

昭和四年十二月二十日

國民新聞編輯局

凡例

- 一 本書は、さきに國民新聞社が懸賞金四千圓を提供して、廣く江湖に募集せる「教育改造論」の一等當選全文、同二等當選梗概、並に應募論文全部に互る内容調査報告の三部分より成る。
- 一 此の懸賞論文は、昭和四年一月二十四日の國民新聞紙上に募集の趣旨及規定を社告し、同年五月三十一日を以て之を締切り、同八月一日審査委員總會を経て當選決定、同三日世に發表されたものである。當時この企圖を贊し、論文審査委員たることを快諾せられたるは左記十三氏である。(イロハ順)

- 貴族院議員、經濟審議會委員、大阪商工會議所會頭 稻畑勝太郎
- 貴族院議員、東京帝大教授、文政審議會委員、帝國教育會長、文學博士、伯爵 林博太郎
- 慶應義塾長、慶大總長、文政審議會委員、法學博士 林毅陸
- 東京府立青山師範學校長、文政審議會委員 長谷川乙彦
- 貴族院議員、農學博士、法學博士 新渡戸稻造
- 東京帝國大學教授、文學博士 吉田熊次

凡例

一

早稻田大學常務理事兼教授、法學博士 田中 穂積
 貴族院議員、鐵道會議々員 根津 嘉一郎
 衆議院議員、經濟審議會委員 山本 条太郎
 武藏高等學校教頭 山本 良吉
 東京女子大學長 安井 哲子
 有賀 長文
 東京女子高等師範學校教授、文學博士 下田 次郎

本書の編者は、本懸賞の計畫者たる國民新聞社と共に、前記審査委員諸氏の深厚なる援助と大なる努力に對し、此の機會に於いて謹んで衷心の感謝を表明する。

一 募集規定に依り、締切日までに着社せる有效原稿は其の數一百三十二篇で、長さ(回数)の不足又は期日遅延等のため審査除外となつたものが、別に二十餘篇あつた。而して各篇共いづれも二百枚乃至三百枚に上る長論文で、應募者の顔觸れは大學教授、前督學官、専門學校、中小學校の教員等を始め、各方面有識者の智能を傾倒せる努力の結晶と認められたが、審査委員總會に於いて決定された一、二等當選及選外佳作は次の諸氏である。

第一等當選 (賞金三千圓)

横濱市保土ヶ谷區天王町隣保館 吉水 松巖

第二等當選 (賞金一千圓)

宇都宮市下野中央銀行本店内 吉田 龜太郎

選外佳作 (六篇)

神戸市板宿町一ノ一、神戸高等工業學校教授 瀨尾 武次郎
 東京市外西巢鴨町宮仲二六一〇、柏木方 大淵 米藏
 東京市小石川區大塚窪町二三、若溪會 服部 教一
 東京市外下落合四〇四、早稻田大學講師 帆足 理一郎
 東京市外瀧野川四ヶ原六九、東京帝國大學文學部講師 立 澤 剛
 東京市外幡ヶ谷一三二〇、布袋館内 樺 玄 生

右佳作は、何れも優れた特色を有する堂々たる論策であつた。瀨尾教授の作は晉拔の着想に富み、立澤講師のそれは純理を討究して學殖深奥。帆足、樺の兩氏は現時の各問題に互り、時弊に剴切なる識見と方策とを提示し、大淵氏は時代思潮の尖端を勇敢に馳突し、筆力勁健群を絶つ。更に服部氏の論文はそ

の兩三章に氏の専門的智見と豊かなる經驗による考案の傾軋すべきものがあり、合計六篇いづれも當選論文と共に審査擔當委員より十二分の認識と敬意とを拂はれたものであつた。

一 本書の第一部を成す一等當選論文は、その全文を掲載したが、二等當選は特に梗概（前者と論旨類同の部分は重複を避けて簡略）を録して第二部に置き、更に一百三十二篇の應募論文全部を精査せる結果、現行教育制度其他各般の重要問題に關する多くの參考資料を得たので、之を簡單に取纏めて巻尾に収録した、本書の第三部を成す「現行教育問題の檢討」は即ちそれである。

一 本懸賞論文の社内調査、報告書起草及本書刊行の全過程を通じ、主として其の勞に服したるは細野編輯局長で、之に有力なる援助を與へたるは長谷川調査、中津海經濟、岡田學藝の三部長竝に井上編輯主事の諸氏であつた。茲に之を明記し、責任の歸屬を示して置く。

教育改造論 目次

教育改造論（一等當選）

吉 水 松 巖

前篇.....三

第一章 總 論.....三

第一節 命題の意義.....三

第二節 教育國難の病理.....六

第三節 改造の指標と基調.....一〇

第二章 制度改革案.....一四

第一節 文政の改造.....一四

第二節 學制私案.....一七

第三節 現制との比較.....三三

第三章 義務教育.....三七

目 次

第一節 年限延長論(上) 一七

第二節 年限延長論(下) 三

第三節 運用上の問題(上) 一四

第四節 運用上の問題(下) 一六

第五節 實質上の改善(上) 一四

第六節 實質上の改善(下) 一四

第四章 中等學校論 一四

第一節 中學と實業學校 一四

第二節 中學と實業學校の接近 一五

第三節 現制度の弊害 一五

第四節 改革私案 一五

第五節 基本學科の制定 一六

第六節 上級學校との連絡 一六

第七節 修學年限問題 一六

第八節 要旨總括 一七

第五章 高等學校改廢論 一七

- 第一節 本質論から 一七
- 第二節 國情及民情から 一七
- 第三節 年限短縮と學力關係 一八
- 第四節 廢止の効果 一八

第六章 大學及專門學校 一八

- 第一節 不合理の現制度 一八
- 第二節 差別主義撤廢 一八
- 第三節 傳統打破、新制確立 一九
- 第四節 學士問題並に大學院制度 一八
- 第五節 内部的改善方法 一九

第七章 師範教育の改革 一九

第一節 改革案の要旨……………一〇七

第二節 師範教育の缺陷……………一〇

第三節 學校よりも訓練所……………一三

第四節 實行上の問題……………一五

第五節 今後の中等教員養成案……………一九

第八章 女子教育の改善……………二四

第一節 女子教育の發達……………二四

第二節 時代の趨勢と自覺……………二七

第三節 女子の高等教育……………三三

第四節 内部改善の要件……………三四

第九章 補習學校の重要性……………三八

第一節 國民の被教育權……………三八

第二節 補習教育の本質……………四二

第三節 改造の方法……………一四

第十章 社會教育と圖書教育……………四八

第一節 民衆的成人教育……………四八

第二節 圖書教育の振興……………五一

後篇……………五一

第十一章 試験制度改正問題……………五一

第一節 中等學校の入學難……………五一

第二節 試験地獄から内申地獄へ……………五八

第三節 方角違ひの改革案……………六二

第四節 高校から大學へ……………六五

第五節 高校卒業生の洪水……………六八

第六節 匡救改善の要項……………七三

第十二章 機會均等と特權整理……………七七

第一節 デモクラシーと教育……………一七七

第二節 学校の開放と活用……………一八〇

第三節 特權整理の觀點……………一八三

第十三章 視學制度と教科書……………一八七

第一節 内務行政と教育との混線……………一八七

第二節 視學の任務と改善案……………一九〇

第三節 教科書問題について……………一九三

第十四章 學位問題と教員の待遇……………一九七

第一節 學士と博士……………一九七

第二節 學位令再改正案……………二〇〇

第三節 教員待遇方法……………二〇三

第十五章 學生思想取締と德育問題……………二〇七

第一節 修身教育の過信……………二〇九



第二節 學校心理の錯覺……………二一〇

第三節 教育の本質と學生取締……………二一三

第四節 問題解決の鍵……………二一六

第十六章 教育國策の轉換……………二二〇

第一節 現行教育制度の破産……………二二〇

第二節 誤れる教育方針の犠牲……………二二四

第三節 教育國策轉換の急務……………二二七

第四節 卒業者の自覺喚起……………二三二

第十七章 結論……………二三五

第一節 一貫する本篇の基調……………二三五

第二節 大調査機關の設立提唱……………二三八

第三節 終りの言葉……………二四一

教育改造論 (二等當選梗概)

吉田 龜太郎

第一章 改造の目標 二四七

第二章 學校系統の改革 二五三

第三章 教員養成問題 二六三

第四章 教育行政問題 二七一

第五章 私立學校の教育 二七七

第六章 女子教育問題 二八四

第七章 成人教育問題 二八八

現制教育問題の検討 國民新聞編輯局長 細野 繁勝

第一章 論文公募の趣旨精神 二九九

第二章 應募成績と審査方針 三〇二

第三章 改造の指標明示さる 三〇八

第四章 共通せる改造根本策 三二三

第五章 左傾學徒問題 三三七

第六章 所謂内申制に就いて 三三〇

第七章 學制系統の改革 三三五

第八章 教員の待遇問題 三四一

第九章 教育と宗教との關係 三四四

第十章 運動競技の諸問題 三四八

目次終

教育改造論 (一等賞選)

吉水松巖

吉水松巖氏の小歴



明治十一年一月設置縣犬上郡池寺村に生る。同三十九年早稻田大學文學部卒業。四十年三月私立東京感化院教務主任に擲託せられ、大正三年六月神奈川縣立養育院教諭に任ぜらる。同七年七月神奈川縣少年保護會設立され、その主事を兼ね。辭任後同十三年七月横浜市南太田町俗稱乞食谷戸に明德學園を復興し貧兒教育、國保事業に従事す。昭和二年四月學園を市に移讓すると同時に愛國婦人會支部副保館主となす。大正十二年二月司法省囑託少年保護司となり昭和四年六月辭任。同年春、國民新聞社の編輯論文「教育改造論」に應募し一等（賞金三千圓）に當選す。

前篇

第一章 總論

第一節 命題の意義

教育改造論てふ命題は直覺的に二つの觀點を指示する。一は制度上の考察であり、他は内容上の検討である。

教育の認識世界は廣大無邊、其の對象は人類生活の全的事實に互り、行く所として教育ならざるはない。故に其の様式、種類、段階等も亦實に複雑多邊を極むる。随つてこゝにいはゆる改造の意義限界を如何に見定むべきかと立論の先決要件となる。

若しも與へられたる命題が、教育の目的論的攻究を求め、新たなる指導原理の如何に在るべきかを説問するの旨意なりとせば、それは疑ひもなく教育學上久遠の問題であると共に、科學的若くは哲理的關門を通過しての發見であり體達であらねばならない。例へば曾て我國の教育界を風動せるスペンサーの社會的教育說から、ヘルバルトの品性陶冶說、或はナトルプや、デュ

キーの生活説も、デイルタイ、シュプランガーの文化教育説も、遑つてはプラトーンの美的及道徳的教育説も、皆それ／＼永久的攻究價値を持つてゐる。而して其處には又所謂個性尊重主義があり、創造主義、生命主義、實益主義等々々、さまざまの學説が各々特色ある指導精神を不朽に提示してゐる。

更に教授の方法論に眼を注ぐとせば、近年の流行的現象ともいふべきダルトン・プランヤ、ゲリーシステム等は言はずもがな。構案教授法、複合教授法、カード・システム・アームストロング法、ノース・デンバー・システムなど、とても一口には數へ切れない程の様式あり、其の一について學級の編成、教科の構成、教材の取扱、訓練管理の方法等を異にし、現に我國に持唯されつゝある勤勞主義や、實科教育等の如きに於ても、其の行き方には幾種乃至幾十種類の考案を見出し得る。

併しながら吾々の眼前に提供されつゝある教育改造問題は、果して上述の如き性質のものであらうか。

吾々の理解に大過なしとせば、本命題の意義發想は恐らく現代日本が頻りに持ち悩まされつゝある教育上の實際問題を如何に解決するかにあると思ふ。別言せば單なる教育界又は政治上の問題たるに止まらずして、既に嚴肅なる經世問題であり、且つ強烈なる刺戟性を有する社會問題として、朝野識者の頭腦を苦しめつゝある教育國難の打開策こそ、國民一般の現實的要求ではあるまいか。

廣き視野に立つものは、教育改造問題の重要性が、獨り日本に限らず、輒近歐米各國共通の悩みたる事實を見通さぬであらう。そは世界大戰の激動を受けて社會的にも思想的にも著大なる生活觀の變化を惹起せる結果であり、此の間逸早く之が解決に打著したるは英國と獨逸である。即ち英國は有名なるフィッシャー氏の文部卿時代、巨額の經費を惜まずして此の有益なる「投資」を斷行し、獨逸は革命後の新憲法に於て破天荒なる教育改造に成功した——露國の教育革命は暫く問題外に措く——そして其の何れもが先づ制度の改造を實際問題解決の第一要義として立案し達成されたことは夙に世人の熟知する所であらう。

勿論教育は人類生活上の全的事實である。故に制度論にせよ、内容論にせよ、本來は經と緯との關係の如く不可分であらねばならない。此の意味に於て學説の攻究も理想の追求も教授法の検討も教科教材の改良案も總て緊要であり、殊に教員の改善向上を急務とするに相違無い、だが如何に優良なる高等船員ありとも、舊世紀の木船では大洋を航行するに堪へず、舊き革囊

に新しき酒は盛れない。

それ故に吾々の改造論は何よりも先づ日本それ自身に於ける多年の懸案であり、歐米に於て既に打著せられたる教育制度の改革を標的とし中樞として考察の歩を進めねばならない。制限せられたる紙面と回数とに於て、精しく學說教科の内容を究め、技術的方法論に深入りすとも到底其の十が一、否百分の一をも盡し能はぬから。

斯くして吾々の努力は、恰も曾て臨時教育會議に持ち出された主要議案や、累次の學制調査會に於ける重要問題を取纏めての根本的再吟味であり、今の文政審議會が中學校改善案を手始めに、盆栽の小枝を矯め若芽をもてあそぶが如き部分的小技巧ではなくて、時代に妥當なる全般的組織機構を立案しなければならぬ。それは我多數國民が極めて眞劍に呼びかけつゝある現實の要求であると同時に、日本が一刻も速かに建設的解決を急がさるべからざる最緊最切の要務では無いか。

第二節 教育國難の病理

所謂教育國難とは何ぞ、我國民が現に持ち悩まされ、頻りに建設的解決策を要求しつゝある

實際問題とは如何なるものか。それは本篇を構成する改造案それ自身が當然に解説を與へるのであるが、論述の順序として一應原因結果の關係を正直に見透して置くことは、病理解剖の豫診として效果的考察過程であらねばならぬ。

先づ極めて手軽に言ふならば、教育上の劃一打破とは何の謂か。機會均等、特權整理とは何を意味するか。國家は教育の普及發達を獎勵しつゝ、苛烈なる試験地獄の苦難に手を焼いてゐる。専門教育、職業教育を與へながら、卒業者の就職難を持て餘してゐる。教育の名に於て、而も教育の殿堂に、警察的思想取締りを必要とせられてゐる。普選を實施し陪審制を布きながら、教育上に於ける國民大衆の機會均等を奪つてゐる。國運の發展と人文の進歩を讚美するに拘らず、教育費の増加に懊惱し學問病を歎息してゐる——吾々は餘りに多き實例を舉示するにとまが無い——斯くの如きは疑ひもなく封建的なる明治教育の崩壊であり、暴露されたる破産宣告でなくて何であらう。

然るに此の明々白々たる病理狀態、寧ろ悲慘とも、痛快なる皮肉とも認められる程の生々しき矛盾、缺陷、錯誤、自殺的現象が今日でも持ち續けられて來たといふことは、世界廣しと雖も日本以外に見出し難き特殊の驚異では無いか。

吾々は勿論明治先覺者の功績を認識する。特に明治五年の學制頒布の如きは、寧ろ其の打著を偉とするに吝なるものではない——今日の教育制度は當時の著想よりも長縮してゐるから——併し江南の橋も風土が異れば花が咲かず實も結ばない。翻譯は何處までも翻譯であり、民情と相距る遠きが爲に其の後屢々盆裁式補修を加へれば加ふる程、却つて益々生氣を喪失せしむるに至つたのである。

明治の教育は啓蒙時代の遺物であり、民智開發の爲に與へられたる官僚的獎學制度である。故に其の總てが規則づくめであり、專制的であり、劃一的であり、資本主義的であり、軍隊的であり、そして學校は即ち御役所の如く教員は俗吏と異らず。其の學生生徒に對するや、警察的威壓と封建時代の恩惠主義を以てした。其の教育方針の主知的であり、貴族的であり、法科萬能主義であり、其の學校卒業生に特權を與へ、其の視學を憲兵的ならしめ、其の學校を兵營的にし、其の入學に戶籍謄本及保證人を條件づける等、一として皆官僚時代の習慣ならざるは無し。

細かに歴史を物語るとせば其處に多少の變遷と改善とはあるが、現行教育制度の根幹は明治の初期乃至中期以來殆ど變らず、最も遅く制定せられたる高等女學校令ですら、實施以來既

に三十有五年の長き歲月を足踏みの状態に据ゑ置かれてゐるのである。それで教育革新の叫びは幾回となく起つたが其の實行能力は何時も微弱であり、歴代の文相もいはゆる伴食を以て目せられ、何かといへば經費の問題、即ち財源關係に障げられて其の出鼻を挫かれた。加ふるに貴族院及樞密院邊に根據を有する過去の教育家が社會意識の進化に眼を閉ぢ、國民生活の要求に耳を塞ぎて昔ながらの啓蒙的及官僚的心理を脱却せず、事毎に改造の機勢を阻害して來たことも亦見遁すべからざる禍となつてゐる。

大正の世となつてからも此の情態は依然革まらず。往年の高等教育會議以來、歴代内閣を通じて、曾て有意義なる改革を發想せられた例が無い。此の間唯大正六年の臨時教育會議だけが稍々眞面目であり、大學令以下各學校令の改正を見たが、しかし其の當時の改革が依然姑息不徹底を極め、或は寧ろ高等學校令の如き改惡的事實を遺したが爲に、悲痛なる幾多重要な問題が却つて後日に持ち越されたのである。

昭和の國民は斯くて明治以來の負傷を背負ひつゝ喘ぎ／＼今日に立ち至つた。其の劃一的、官僚的、軍隊的、特權的、非實際的、法規萬能的であることは、悉く前述明治時代の因襲其の儘を後生大事と握りしめてゐるからである。それが即ち制度の根本的建て直しを緊要とする理

由であり、従つて此の病理だに理解し得ば、教育國難打開の方策が最早や區々たる内科的治療では奏功せず、斷然たる外科的手術に依る外、更生の途なきを知り得るであらう。

第三節 改造の指標と基調

既に問題の意義と教育國難の病理を検討したことに依り、時代が要求し、國民が待ち設くる改造案の如何にあるべきかにつき、吾々は大體の方針を見出し得たと思ふ。それは餘りにも舊く、餘りにも因襲的なる現在の状態から、世界の大勢に適應する新制度への飛躍であり、熱烈なる國民生存權の自覺と、時代精神の激勵による急角度の進轉を我教育史上に持ち來すことであらねばならぬ。

然かも此の重大なる事業は果して何人に依り如何に取運ばれねばならぬだらうか。之を舊き官僚的教育家や従順なる文部屬僚等に期するとも、それが時代錯誤の漢法醫的對症療法に終るの外なく、其の形式的、劃一的、軍隊的、非實際的なる傳統の殻をだに抛ち能はざるは、既に幾度となく經驗させられた事實に徴して明瞭である。現に玄人顔なる文政審議會の諸公よりは、寧ろ素人視せらるゝ經濟審議會の發想に、却つて國民現實の要求が多量に含蓄されてゐること

は識者の定論では無いか。少くとも國民心理に通曉し、人文の趨勢に鋭敏であり、併せて財政經濟の實情に智慮を運び得る有資格者に依り、新たに教育國策の建て直しを行ふ外に別の方法はありません。

併しながら將來を信ずること深き國民は決して失望も落膽もしない。其處に炳然たる指標が見出されてゐるからである。何をか指標と云ふ。一言以て盡せば教育の實際化である。教育の實際化は單なる功利的意義にのみ解せらるべきものではなく、其の本質的指導精神としては、敢て事新しげにデュウキーや、デルタイ等の學說を援引する迄もなく、新理想主義の開展に由る教育の生活化、創造化を指示すると同時に、普遍的にして而も特殊的妥當性ある教育の個性化、社會化、地方化、公民化、國際化等諸要件を充足すべきは言ふ迄もない。而して特に之を我現代の教育状態に當てはめて言ふならば

第一、官僚的、特權的なる制度から、普選時代にふさはしき民本的自由主義の精神に由る制度の建て直しを必要づける。

第二、従來の形式的、法規萬能的劃一主義の制度から、實質的、有機的なる統合的分化主義への書き換へを促進する。

第三、抽象的、主知的なる教育方針から、具體的、現實的、全人格的活動主義への轉歩と改善とを要求する。

是れ即ち吾々の改革案に透徹する基調である。

余輩は今之を教育學上から理論的に跡づけるべき總ての努力を節約する——それは教育に関心ある人々が必然に持つ豫備知識たるを信ずるが故に——併しながら其の第一の民本的にして自由主義なることは、國民の被教育權を確保し過去の官學本位を排して私立の獨自性を尊重すると共に、現に世に喧しき機會均等主義及學校卒業生の特權打破論等に對して必ずや公正なる解決を與へずには措かない。又第二の統合的分化主義は上大學より下小學に至るまで固定的鑄型に押し込められたる從來の人形教育、準備教育、軍隊式教育、千篇一律式教育から、多邊的にして而も有機的に統一綜合せられ得べき新制度を發想せしめると同時に、それが又第一の民本的自由主義と相俟ちて試験地獄の苦難を緩和し匡救するのみならず、現行學制に横はれる種々の問題を解決するであらう。而して第三の全人格的活動主義の方針を實際化することに依り、例へば學校卒業生就職問題や、思想善導問題等の如きに對して、或は又成人教育、公民教育、社會教育等々々の總ての方面に互り、新たな人文的收獲をもたらし、國民の實生活に緊切な

る効果を與へ得べしと信ずる。

顧みるに曾て三千萬と謳はれたる人口は六千萬を算し、其の領土に臺灣樺太を加へてゐる。第一回の總選舉は僅々四十六萬人の有權者を數ふるに過ぎなかつたが、今は實に一千二百萬を越えつゝある。明治十年の歳出總豫算が四千五百萬圓なるに對し、今は十七億を突破し、同じく明治十年度の輸出入總額五千七百萬圓に對し、昭和二年の統計は四十一億餘を示してゐる。此の間獨り教育制度だけが舊様を保持してゐるが爲に、時代に取殘されて破産宣告を受けようとは何たる悲哀か。

且つ日本の現状を正視せよ、天然資源に恵まれざる不幸なる環境から、食糧、物資、産業難の苦悶や、所謂經濟國難、外交國難、思想國難の叫びに胸を衝かれつゝある時、之が打開の方策は曾て獨逸を壊滅より救ひ、丁抹を荒廢より蘇らしめた如く、教育以外には求め能はぬ。教育の改造、新教育國策の樹立は、あらゆる問題解決の鍵であり、大前提であらねばならぬ。

第二章 制度改革案

第一節 文政の改造

教育の全的視野は既に言へる如く廣大無邊であり、苟くも人類生活の展開する所、悉く教育の限界に入らざるは無い。故に之を制度上から見ても、其の範圍は殆ど文化的事業の全部面を包含する。

併しながら一般的概念に於て、常に取扱はるゝ教育行政の問題は、何と云つても學制の組織系統を主目とする。

それで吾々の考察も亦學制問題を中心として前進せなければならぬが、それに先ちて余輩は文政の改造、教育行政其のものゝ建て直しについて一言したい。

明治五年の學制では全國を八大學區に分ち每區に大學を設け、其の下に中學及小學を置く案であつた。それは内務の行政區域とは別に、地理人口等の實情に應じて教育區域を劃定する方針なるが故に、現制の如く府縣及市町村本位とは全く異なる。例へば遞信にせよ、鐵道にせよ、將た司法や陸海軍にせよ、何れも内務の行政區劃とは異なる別種の地域制を採りつゝあるが如

く、我文部省も亦獨立せる學區制を案出せられたのである。

若し此の獨立學區制が確立して居つたとせば、我國の教育行政は恐らく現在とは大いに差異ある状態に導かれたであらう。何となれば我教育不振の主なる一理由は確に内務行政と教育文政との混淆に發源してゐるからである。公立各學校長や府縣視學が内務管下の俗吏に壓迫せられ、教育家としての地位尊嚴を蔑如せらるゝ弊風は餘りにも世に熟知せらるゝ事實ではないか。

加之、各市町村が一種の地方的觀念に驅られて學校爭奪や、外觀の建築美を競ひ、或は微々たる役場員の爲に小學校長の地位を危くせらるゝが如き、皆内務行政と教育文政との混同に禍せられた結果に外ならない。

それは公立學校が地方費に依つて設立經營せらるゝことに第一の原因を有するは言ふ迄も無いが、しかし財政と文政とは是亦別個の關係に置かるべきものである。

故に吾々は制度改革の始めに方り先づ學區制の獨立を提案する。即ち府縣知事の手から其の教育運用權を取上げて之を文部の管轄に移すことである。今日上は大學より下小學に至る學生徒の數は實に一千二百萬人に上り、中央及地方の教育費を合すれば六億近くにもなりつゝあ

る。之を陸軍の二億二千萬圓、海軍の二億六千萬圓に比するも決して少しとせない。宜しく獨立學區制を布きて内務の壓迫を排除し、併せて有害無益なる地方的感情と政黨政派の流毒を一掃すべきである。教員俸給國庫支辨の如きは此の一事だに決せば問題で無くなる。

次には文部省、それ自らの權威を高むることである。世には教育院特設論を主張するものもあり、國家の文政をして會計検査院の如き獨立機關たらしめ政争に超越せしめよといふ。余輩は刻下の時弊に鑑みて此の論にも一理あるを認める。しかし民衆的思潮の旺盛なる現代に於て、斯くの如き特殊機關を設けることが却つて益々文政を萎縮沈滞せしめ、保守頑冥化せしめざるかを考慮するとき、余輩は未だ遽に教育院特設論に左袒し能はぬ。それよりは輿論の力に由り文政を支持して之を強靱ならしめ、新時代に適應する革新を斷行せしめるを急務と考へる。

同時に吾々は文部省其のものゝ基礎的方針について一言を禁じ能はぬ。教育は嚴肅なる經世の事業であつて他の一般行政とは大いに趣を異にするが故に、上は大臣より次官、局課長以下に至る迄、教育に固有する根本精神の働き方を失念してはならない。高等試験令に依る法科萬能主義者の如きは決して文部必須の本質的要件では無い。否法科萬能主義者に由るが故に形式的劃一主義に墮し、法規の番人となり、國民現實の要求に懸け離れたる御役人限りの持ち物とな

つたのである。

世界何れの國が法令を以て學校の性質任務を一々に定義づけてゐるやうな事實ありや。又佛國及舊獨逸の惡模倣ともいふべき教科及教授要目の規定の如き、恰も法律を以て男を女に變じ得べしと思惟するが如き迷信としか認められ無い。文部は唯制度の大綱を綜覽するに止め、實際の運用は各學校長及各當事者に一任すべし。それで無ければ我國の教育は永久に軍隊式又は警察式の弊風から救はれ無い。吾々は教育改造の精神的條件として豫め此の自覺と認識とを要求して置く。

第二節 學制私案

さて愈々本論の主題とも見るべき學制改革案に記述を進める機會を得た。恐らくは幾多の教育改造論者によりて其の智見を集中せらるゝであらう所の重要問題である。それが姑息であり、因襲的であつては何等改造の意義に合致せないと同時に、餘りに突飛、餘りに破壊的であつてもならない。

吾々は既に總論に於て改造の指標と基調とを擧述し、大體の照準を提示したが、之を具體化

するに方りては少くとも下記の各要件を缺いてはならぬと思ふ。

- (1) 國情に適切にして國民現實の要求を妥當化すること
- (2) 時代思潮に順應し世界大勢の趨向に切實なるべきこと
- (3) 學制全體を通して有機的組織體たるべきこと
- (4) 各學校、各教育機關のそれ〴〵に效果的獨立機能を有すべきこと
- (5) 經濟的、實際的にして空想的計畫たらざること

是等各種の要件を採り容るゝ事に依り、如何なる新學制を發案し得るであらうか。巨細の説明を後に譲りてこゝに先づ簡單に余輩の私案を摘記する。

- 一、新學制案は小學、中等學校及大學の三階段を中樞とし、別に補習學校と大學院を置く。
- 一、小學の修業年限は八箇年とす。即ち現行國民義務教育を二箇年延長し、小學校を國民學校(又は普通學校)と改稱する。但し六學年修了者を以て中等學校入學の有資格者とす。
- 一、中等學校の修業年限は五箇年を原則とし、別に三箇年及四箇年制を認む。
- 現行中學校、商業學校、農學校、工業學校、其の他各種實業學校は總て中等學校令の中に統合し、同一同格の取扱ひを爲す。其の卒業生亦然り。

一、現行高等學校及大學豫科は之を廢止す。廢止せられたる高等學校は必要に應じ新制の大學又は專門學校若くは中等教員訓練所等に改組す。

一、現制高等及府縣立師範學校は之を廢止す。臨時教員養成所亦同じ。

別に官立中等教員訓練所及府縣立國民學校教員訓練所を設立し、前者は大學及專門學校、後者は中等學校の卒業生並に同一實力あるものを收容す。年限二箇年。

一、大學は各種中等學校卒業生及之と同一實力あるものを收容し、其の修業年限を四箇年とす。但し學部の性質如何に依り三箇年乃至六箇年制を認む(從來の學士號は廢止す)。

綜合大學と單科大學たるを問はず、總て同一に取扱ふ。

一、專門及實業專門學校(以下單に專門學校と稱す)は大學令に包括し、各種中等學校卒業生及之と同一實力あるものを收容す、其の修業年限を四箇年とす。但し學科の性質に依り三箇年乃至六箇年制を認む。(原則としては二學部以上の組織より成るものを大學と稱し、單科制のものは專門學校と爲すを妥當とす)。

專門學校卒業生は其の修業年限の長短に拘らず總て大學卒業生と同資格を與へらる。

以上は新學制私案の原則的要綱であるが、別に

一、現行實業補習學校を根本的に改善擴充し、其の名稱を青年學校（又は國民高等學校）と改め、國民學校（現制小學八年）卒業後中等學校に進み難き人々の教育機關とす。修學年限三箇年以上五箇年。

右青年學校卒業者は原則として中等學校卒業者と同一の機會均等を承認せらる。

一、新たに大學院を設け、大學及專門學校卒業者にして更に専心學術を攻究するもの、機關とす。修學年限及形式的特典無し。

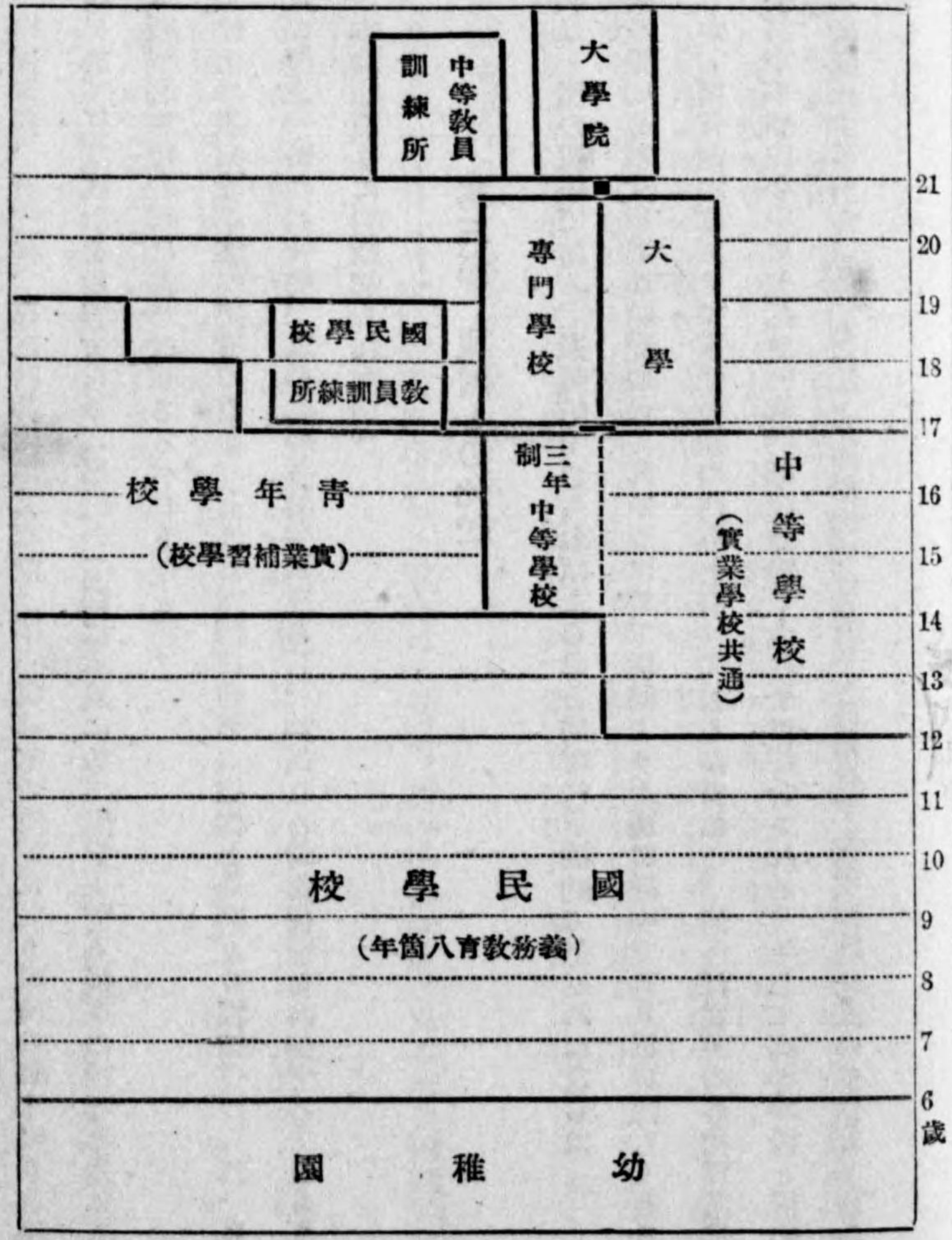
大學院は三學部以上より成る綜合大學に併置せらるゝを原則とす。但し必要なる設備を有する場合は單科大學及專門學校に併置するを妨げず。

一、現制高等小學卒業生及私案八年制義務教育修了者を收容する三箇年制中等學校及夜間中等學校を認可すること（其の卒業者は上級學校への入學資格を與へらる）。

又小學より中等學校に至る十一箇年制の中等學校及中等學校より大學卒業迄の八箇年制大學を認可すること（特志家の私立學校は寧ろ此の種の設備を望みたい）。

一、新制度は原則として官公私立各學校間に於ける差別主義を撤廢し、女子教育に共通し採用せらるべきものとす。

表略案私制學



一、尙補習科、研究科、専攻科等は地方事情及學校當事者の意向に依り經濟の許す限り各學校に於て任意設置を承認せらる。(學校の名稱は本論に於て便宜上暫く從來の稱呼を用ふるも新學制施行の際は當然改正さるべきものとす)

以上は余の學制改革案の要旨である。それが如何に前述の指標と基調とに根據づけられ、且つ國民の要求、時代の大勢、其の他の各要件に照らし、如何なる妥當價值を具備するであらうかは、本論通讀後に判斷せられたい。

第三節 現制との比較

學制は一個の組織である。系統的であらねばならぬと同時に有機的で無ければならぬ。

余輩の提出せる改革案は前記の如く其の形に於て現制よりも遙に簡明であり單純化してゐるが、しかし實質的には極めて複雑多様の内容を有つてゐるのである。例へば從來の各種實業學校は全部中等學校令中に包括され専門學校は悉く大學令に綜合される、そして高等學校と師範學校とは廢止するから、それだけでも外形的には著しく簡單化するが、同時に此の新制度では中等學校令にせよ、大學令にせよ、其の内容は現制の如き劃一主義では無い。即ち新中等學校令

は現在の中學校を始め商、工、農等各種の學校を含み、新大學令には高工、高商、高農、高林、醫、藥、齒科、美術、音樂等の各種學校を總て網羅するのである——(新大學令は之を専門教育令又は高等教育令と改稱しても可。名稱は總て適宜に改めることにする)

斯くして吾々は制度を單純化し統合の實を擧ぐると共に、内容を多邊的ならしめ、劃一の弊を打破する。隨つて現時の如き煩瑣なる官僚的拘子定規の規則は當然に整理され、文政當局としては制度の大綱を把握するに止まり、能ふ限り其の運行を圓滑且つ有效ならしむる爲の自由主義を根本方針として承認せられねばならない。

更に提案者の發想及用意の如何に在るかを明瞭にする爲、其の現行制度と異なる所を概括的に列記すれば

(イ)小、中、大學の三段制を採り、高等學校を廢止せることに依り、其の連絡關係を簡明且つ密接ならしむると共に、大學卒業迄の修學年限を短縮し得ること。(大學院は少數篤學者の純乎たる學術専攻機關としてのみ利用さるべきものとする)

(ロ)農工商其他の各種實業學校を擧げて中等學校の一分科とし總て同格同等に取扱ふことに依り、現に中學校に殺到しつつある生徒の入學難を緩和し得ると共に、上級學校に對す

る準備機關たらしむる弊を取除き得ること。

(ハ) 大學と専門學校とを同格同等たらしむることに依り、昇格問題及學位問題等を一掃し得ること。

(ニ) 何れの小學校より何れの中等學校に進み、又何れの中等學校より何れの大學若くは専門學校にも、生徒各自の能力に依り自由に昇進し得るが故に、總ての關係は極めて有機的となり、且つ就學の機會均等を享受し得ること。(實業補習學校卒業生にも此の機會を與へらる)

(ホ) 私案に由る中等學校及大學並に専門學校は、當然に内容複雑にして教科及學級組織の可及的自由を容認し、且つ各種の分科的部門に分たるべきが故に、各學校それ〴〵に於て、其の特色を發揮し、其の機能を活躍せしめ得ること。

(ヘ) 師範制度を廢止せることに依り各府縣の經費は輕減され、又高等學校廢止の結果、政府は從來所要の經費を他に活用し得る經濟的利益あること。

斯くして吾々の改革案は現制よりも遙に系統的、有機的であると共に、年限短縮、入學難緩和、機會均等、劃一打破、特權改廢、經濟的效果等の各要素を具有し、一方に統合して、他方に自由主義教育の長所を十二分に發揮し得る活用性と弾力を與へられるのである。

とは云へ、吾々は上記の如き改革案が、今の日本に於て何等の異論も故障も無くして、スラ〴〵と實行に移され得るとは考へられない。否、其處には幾多の疑問及反對意見の續出を豫想されねばならぬのである。其の主なる論題としては

(A) 義務教育延長に伴ふ經費の増加と教員の問題(特に師範廢止後の補給について)

(B) 各種中等學校教員補給の問題

(C) 上級學校との聯絡問題(特に學科組織を異にせる各種中等學校と大學及専門學校との關係上に於て)

(D) 各學校の内容を多種多様にし自由主義を採り容るゝことの爲に必要な教授法及教科書問題

(E) 高等學校及豫科廢止に由る大學生の學力低下問題

(F) 新制度に適合すべき視學制度の問題

(G) 各種學校卒業生の資格問題

(H) 補習學校の運用及充實問題等々

勿論余輩は是等各問題の發生を當然に待ち設けつゝ私案を提出したのである。従つて之に對

する解決如何は本文通讀中に理解するべきを期待する。

〔附記〕 學制系統については從來我國の教育界にも幾種かの改革案が唱へられ、經濟審議會でも高校廢止論が出た。歐米ではヘルバルト派のライン教授やハーバー總長、又はテュースの案など屢々研究の對象になるが、之を比較論究することは多大の紙面を要するから余輩は單力直入的に私案を述べる。

第三章 義務教育

第一節 年限延長論(上)

幼稚園の問題は暫く措く。

我國の小學校は外形に於て比較的進歩の實績を示してゐる。其の就學率より見て、又其の設備の年々に擴充せられつゝある點より見て、たとへ世界の第一位に在りと云ふ能はざるにもせよ、上位の中に列し得べきだけに發達せることは、大體に於て之を承認し得る。

即ち明治三十三年の改正小學校令當時の兒童就學率は四箇年の義務年限なりしに拘らず、尙百人に對して八八・〇五パーセントに過ぎなかつたが、明治四十年に至り義務年限を六箇年に延長したときには九七・三八パーセントになつてゐた。それが四十一年には九七・八〇パーセント、四十二年には九八・一〇パーセントに上り、毫も年限延長の影響を蒙らず、爾來益々其の率を高めて大正九年以後は既に九九パーセントを超え、大正十五年―昭和元年度には九九・四四となつてゐる。試みに我國の初等教育を主要各國の統計と比較すると

	生徒教	教員數	人口千に對する生徒數
日本	九、一八八、三四五	二〇四、七八五	一五三・八
米國	二四、二八八、八〇八	七六一、三〇八	二一六・七
英國	六、三六二、九七〇	一八四、六一八	一四一・三
獨逸	六、六二九、七七九	一八〇、二七三	一〇四・二
佛國	三、八二八、〇〇〇	—	九四・三
伊國	三、六四四、六四〇	九四、一九七	九一・〇
白國	八〇五、三八〇	三〇、〇六三	一〇四・〇
澳國	七四九、三六八	二九、二〇〇	一一二・九

(日英佛伊は大正十四年、米伯澳は同十三年、獨は昭和二年調査)

各國それ〴〵學制を異にするが故に一律には論じ難きも、其の生徒及教員數に於て日本は米國に次ぎ、人口に對する割合よりいふも同じく第二位を占めてゐる。斯くして日本の小學兒童數は今や一千萬人に上り、年々の新入學兒童は大正十年來既に二百萬を突破するの盛況を呈しつゝある。

併しながら翻つて之を其の内容より見れば、其處には尙種々の缺陷なきを得ない。何よりも先づ第一に遺憾なる事實は義務教育年限の短いことである。英國は滿五歳より十四歳迄通學を強制し、獨逸は滿六歳より八箇年、米國は從來州に依りて就學年齡を異にしてゐるが概ね七八歳より十五六歳迄の八箇年を強制しつゝあるが上に、英米獨等の何れも十八歳迄の補習機關を設け、之を義務教育として法制的に規定づけてゐる。故に小學の修學年限は八箇年制であつても、實際は十箇年乃至十二箇年の長期に互り義務教育を實施してゐるのである。

之は敢て英米獨ばかりでは無い。他の文明國は殆ど皆小學八年制を採り、更に補習教育を義務づけてゐるのであつて、日本が尙六箇年制の義務教育に甘んずるが如きは最早や議論の餘地なき時代遅れの現象といはねばならぬ。それで我國にあつても數年來義務教育延長の聲は既に一般の輿論となつてゐるが、唯こゝに朝野人士の頭を悩ましつゝある問題は經費の増加——當局の調査に依れば臨時費三千萬圓、經常費一千萬圓を要すと——である。今日に於てさへ、地方教育費の負擔は過重視せられてゐる矢先、更に義務教育を延長するが如きは殆ど堪へ能はざる苦痛なりとの反對論に制せられて、歴代文政當局は未だに輿論を斷行し能はざる状態にある。よつて参考の爲に昭和二年度の地方費を一瞥すれば(單位千圓)

一、教育費	四一七、二九四
一、土木費	二七六、四一五
一、衛生費	一一〇、八三四
一、公債費	二〇一、六八七
一、電氣及瓦斯事業費	一四八、八二六
一、役所及役場費	一〇八、〇三七
一、勸業費	八〇、一二六
一、警察費	七四、四九二
一、財産蓄積費	三六、五七六
一、社會事業費	一八、四九八
一、道府縣吏員費	一七、〇五九
一、道府縣取扱費	七、八三四
一、會議費	七、四〇九
一、其の他諸費	九〇、八五七

計

一、六〇五、九五三

之を大正五年度に比較すれば五十割の増加であつて、國家の歳費が同じく大正五年の五億九千萬圓から昭和二年度の十七億五千八百圓即ち約三十割の膨脹を示せるに對して、地方費は此の十年間三億三千萬圓から十六億五百萬圓にも激増してゐるのである。而も其の増加額の筆頭は前掲の如く教育費の四億一千七百萬圓であるから、こゝに種々の議論の出るのも敢て無理では無い。

しかし吾々は單に地方財政の辯護士となつてはならぬと同時に、數字の奴隸に陥つてもならない、否、其處には別に大いに考究を必要とする事實が潜んでゐるのである。

第二節 年限延長論(下)

曾て明治四十年、義務教育を四箇年より六箇年に延長した當時にも、時機尙早論や、負擔過重論は少くなかつた。而も日露戦後の興國的精神に鼓舞されつゝありし當時に在つては、それが寧ろ容易に斷行實現されたのである。

統計の語る所に據れば我國には二萬五千四百九十の小學校があり、其の中の一萬七千七百八

十七校即ち約三分の二以上は現に高等小學を併置してゐる(昭和元年度文部省統計摘要)。そして尋常科卒業生約百二十九萬人に對して七十三萬七千五百人餘の高等小學入學者がある。隨つて義務教育延長の爲に必要な經費は事實に於て、既に約六割乃至七割内外を支出してゐるのであつて、今直ちに八年制を即行すればとて、必ずしも眞實には驚くべき巨額の新負擔を加へる譯では無いのである。

更に之を他方面より觀るに、實業補習學校は昨年既に一萬五千五百校に上り、其の生徒數は百三十萬を超えつゝある。之は果して國民教育上如何なる事實を告ぐるものであらうか。言ふ迄もなく六箇年の義務教育を以て不満足とし、ヨリ以上の教養を要求しつゝある證據に外ならない。最近の精確なる統計は未だ入手するを得ざれど、昭和三年度尋常小學卒業生中、高等小學に席を移すもの約六割、中學及女學校に向ふもの約一割餘、實業學校に入るもの又約一割、合計約八割以上は少くとも六箇年の義務教育を不足とするものであつて、残りの二割未滿即ち百二十萬人中の二十萬人内外だけが、尋常小學限りにて學校を離れてしまふのである。(帝國教育會編纂、教育年鑑参照)、而も此の二割は人煙稀薄、交通不便なる山間僻地のものが多く含まれてゐることを見忘れてはならぬ。

それ故に國家が何時迄も其の義務教育を現状のまゝに放置することは、二割の兒童の爲に八割の尋常卒業生を犠牲にするを憂へないといふ推論にもなれば、國家の施設が國民多數の現實的要求を阻んでゐるといふ斷案にも到達する。加之當局がたとひ之を現状のまゝに捨て、置いても、高等小學其他上級學校への入學者は年々増加すること必然なるが故に、矢張りそれだけの設備は補充もし擴張もされなければならぬ。隨つて國家全體の利害より觀れば、現状維持の爲に與へらるゝ結論は、人文の進歩と國民の要求に適應せずして、唯不完全なる教育を傍觀してゐるといふ愚かなる事實以外の何ものでもあり得ない。

世上或は義務教育の延長よりも寧ろ教育の内容を改善し教員を優良にせよと主張する論者があり、又兵役検査に際して年々約一割の無學者ありとて悲觀する人々もある。併しながらそれとこれとは元來別問題である。教授及教員の改善向上は如何なる場合にも必要な條件に相違ないが、之を理由として年限延長を拒むべき論據とはならない、若しも論者の言ふが如くんば六年制よりも五年制よりも矢張り教員教授の改善向上が緊切であり、極端には年限や學校は何らでもいゝ、ベスタロツチの如き教育家にあらば足るといふことにもならぬ。

又壯丁に無學者あるは國家の痛恨事であり、他にも貧困又は特殊の事情に依り就學し能はざ

る少年少女もある——例へば海上労働者の児童の如き——しかし前者は年限延長を不急とするよりは、寧ろ義務教育の不充分即ち修學年限の短き爲とも解せられる。随つて無學者の多ければ多い程益々義務教育の年限延長を必要づけるのである。又特殊児童に對する特殊教育の施設は別個の問題として考へられねばならぬのであつて、之も何等年限延長の反對理由とはならな

す。
世人の知る通り今の政友會は引續き兩稅委議案を支持して八千萬圓の地方財源を提供せんとし、民政黨も亦義務教育費國庫負擔額の増加を標榜し、漸次教員俸給全額(約一億四千萬圓)に到達せしめんことを主張してゐる。是れ實に義務教育延長の絶好機會であつて、其の内閣が政友會又は民政黨の何れたるを問はず、此の新財源又は國庫支出額を活用し、最も有效有意義なる國民教育の整備と擴張とに充當せんことを要望する。

第三節 運用上の問題(上)

制度上より見たる我國の小學校は、何よりも先づ年限延長を以て最大最要の急務とすること前述の通りであるが、之と同時に考究さるべき運用上の問題は固より決して少しとせない。例

へば其の第一は授業料の問題、第二は組織經營の問題、第三は就學年齢に關する問題、第四は上級學校との聯絡問題、第五は視學の問題、第六は教科書の問題、第七は教員の養成待遇問題等々の如き、何れも周到なる研究を忽にしてはならない。此の中第五以下の各問題は後に論述の機會を求めるとして、こゝには第一の月謝問題以下、第四までについて簡単に私見を加へたい。

いはゆる義務教育が、一國民に取りての權利なりや、將た被強制的行爲なりやは法理専門家の判斷に委ねる。だが苟くも義務と稱する限り、たとへ如何なる名義と形式とを以てするにもせよ、斷じて授業料を徴收すべきものではない。——特殊の私立學校は別だが——然るに我國には小學校令中の除外規定をいゝこととして今尙月謝を徴收してゐる地方があり、特に之を東京市に目撃するが如きは寧ろ奇怪の感なきを得ない。

授業料徴收市町村立學校及生徒數(大正十三年度現數)

種別	校數	生徒數
尋常小學校	四四八	四五七、八九一
高等小學校	一六一	七五、八五五
尋常高等小學校の尋常科	三一六	三五一、〇二五



同 上 高等科

九、一〇八

八五五、五五五

合 計

一〇、〇三三

一、七四〇、三二六

(文部省發行年報に據る)

即ち當該年度生徒總數九百十八萬八千餘名の中約二割弱が授業料を徴收されてゐるのである、尤も此の中高等小學に屬するものは現制に於て未だ義務教育の範圍外に置かるゝと雖も、尋常小學及高等小學尋常科に於てすら、上記の如き數字を示すに至つては甚だ遺憾といはざるを得ない。事情止むを得ざる地方に對しては、國家が當然に經費を補助し義務教育の趣旨を徹底せしむべきである。

歐米各國にあつては無論授業料を徴收せざるのみならず、生徒各個の學用品すら概ね公費支辨となつて居り、更に進んで生徒の衣食をさへ補給しつゝある事實が見受けられる。

次に學校の組織經營の問題については教育の本質と學科の構成及教授法等の諸點と密接なる關係を有するが故に、こゝに委曲を盡す能はざるも、大體論としては從來の形式的劃一主義を固執せず、能ふ限り其の制限を緩和し、地方の狀況と校長及教職員會の意嚮に依り自由範圍を廣めたい。精密にいへば一學校に於ける學級數の多少や、其の教授方法に關しても種々の議論

があり、教室の大小、運動場の廣狹、備品の選擇等、一々考究精査し來れば幾多の問題は殆ど無限に續出する。しかし吾々は小學を以て人形教育たらしむるを欲せない。日本全國一千數百萬の兒童を見渡して同一の學科、同一の時間割、同一の教科書、同一の體操等を課せられ、何れの學校も校長も教員も皆判で押したやうな鑄型を押しつけられてゐることはもとゞ佛國流の猿真似に過ぎない。

故に吾々は各學校の必修科目を最少限度に規定するに止め、其の教授法をより自由にすると同時に、視學の制度も根本的に改善せんことを希望する。いはゆるゲリー案も可、ダルトン案も可、或は更に米國式の統一學校案(コンソリデーター・スクール)を採用し共同生活中心の教育を施すものもあるも可なりとすべく、獨逸に唱道せらるゝ勤勞學校(アルバイツ・シュール)も妙ならずとせない。殊に年限延長後に於ける高學年に於ては土地の狀況を參酌して職業的豫備教科を加へ、選擇科目をも置きて兒童の個性及志望に適合する分科的教授法を加味するが宜い。

約言するに吾々は現制の如き杓子定規的劃一主義を抛ち、普通教育の目的に適應する限り、成るだけ學校の組織及經營方法を寛大にし、多種多様たらしめたい。そして吾々は學校を以て神社佛閣の如き建物と見ず、もつと一般に親しみのある必要機關として、公共的にも社交的に

も大いに利用して善いと思ふ。清く尊き機關ではあるが、決して冷たい超世間的なものであつてはならぬのである。勿論一學級に七十名も八十名もの生徒を無理に收容し、或は畸形的二部制を行ふが如きは速かに改善されねばならない。

第四節 運用上の問題(下)

兒童の就學始期を滿六歳とせることは、明治五年の學制發布當時より不變の原則視せられて居るが、前にも一言せし如く、歐米各國必ずしも其の制度を一にせずして英國の如く五歳から始める國もあれば、米國オレゴン州の如く九歳に至つて強制せる所もある——之は例外に屬すべきものだが、一般的には六歳制を採用する國が最も多く、それには醫學及生理學上精細なる研究も行はれ、特殊の兒童又は特殊の教育方法に由る以外、六歳を以て比較的適當とするが故である。

しかし此の制度とても我國の如く一律一様に滿六歳以上たらざるべからずとするは、餘りに拘子定規である。英米獨の如きは唯強制せらるべき就學始期を規定したのであつて、實際は頗る自由性を有つてゐる。心身の狀況就學に耐へざるものに對しては宜しく例外を認めて差支へが無からう。

同時に學年開始期が一年一回限りなることも不妥當である。明治四十二年の施行規則第二項では二重學年制を認めて居るに拘らず、府縣知事は未だに之を實行に移さず。故に事實上七歳にして就學するものは一月一日より三月末日迄の出生者即ち全體の約四分の一だけであり、他の四分の三は八歳に至つて初めて小學校の門を潜ることになる。此の缺陷を補ふ爲には何うしても一年二回の就學始期即ち二重學年制を實施するを急務とする。是亦現に歐米各國は概ね春秋二季制を採つて居り、少しも其の運用に支障を感じない。斯く二季入學制を實行すればとて敢て兒童及學級數が増加する譯では無く、之に要する經費の増加とて知れたものである。いづれは次年度に繰込まるべき生徒では無いか。單に當局の事務を多忙にするといふ官僚主義の見地に立籠りて永く放任し置かるべき問題ではない。

或は上述の如き二重學年制を採用する結果、中等學校に入るに際し、或期間の休學を餘儀なくせらるゝにあらずやと懸念するものがある。併しながら小學より中等學校に進むものは既に統計の示せる通り男女兩兒童を通じて二割餘に過ぎず——現制高等小學及補習學校の如きは小學に準じて直ちに二期制に改正すとも何等不都合を感じない——否、一層精密には其の二割の中

等學校入學者中に於ても春季學年の終了者は全然影響を受けず、故に實際に不便を感じるものは其の半數即ち全兒童の五分だけに過ぎないのである。加之、小學校だに二重學年制を實行せば、自然中等學校に於ても之に順應して適當なる方法を講ずるに相違ないのである。現に私立學校方面には九月補充入學を許可して居り、大學及專門學校でも既に其の實例は開かれて居る。

此の故に吾々は速かに春秋二回の就學開始制を定むべきことを主張すると共に、半學年進級制を採用し能力及健康良好なる兒童は空しく一學年を待たず、適宜進級せしむるを可とする。

更に小學校と上級學校との連絡問題について一言を要する。八年制小學校の統制下にあつては其の上級學校への連絡を六學年よりするか、將た八學年終了後とするかについて從來既に各國に於て幾多の論議研究が行はれてゐる。單に事務上の便宜よりいへば無論八學年より連絡するを可とすれど、之を生理及心理學的實驗に徴すれば、滿十二歳前後は性的にも精神的にも少年時代より青年時代への轉換期であると共に分化的發芽時代に入り、且つ記憶力の最高潮期に進む。故に外國語其の他須要の知識を涵養せしむる爲には、此の時機を逸すべからざるのみならず、實業意識を指導開發するが爲にも此の分化期を無意義に經過してはならない。是れ小學校の高學年に於ては分科的及職業的教科を置くを可とする理由たると同時に、六學年修了を以

て上級學校への連絡期と爲す科學的理據となつてゐるのである——五年連絡制稍々早きに過ぎ、七年連絡制は既に遅しとせられる。特殊の少年は別として——此の制度は現に歐米各國を通じて多く採用せられ而も何等支障あるを認めない。

だから吾々は義務教育の延長を要求すると同時に、中等學校に進む生徒の爲に六學年修了者採用制を提案するのである。若し夫れ小、中學を綜合する十一箇年制中等學校を設立するものあらば、それも無論大いに善いことである。初めより中等學校乃至大學專門學校教育を受くべく豫定せる特殊の志望者の爲には、能ふ限り便利にして效果的なる教育機關を選ぶを可とする。國家は原則的なる學制系統を制定すれば足るのであつて、實際上の運用は其の原則に背馳せざる範圍に於て益々複雑多邊ならしむるがよい。それが即ち善き意味の劃一打破であるから。

第五節 實質上の改善(上)

本質論より見たる小學校は、國民普通教育の機關であつて無論職業教育の機關でも無ければ、上級學校の豫備でもない。故に余輩は其の名稱を國民學校(又は普通學校)と改むるを可とし、強ひて商店の器物の如く大、中、小の文字を以て便利とすべき理由を認めない。

明治三十三年發布小學校令第一條に曰く

「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

と。言や洵に美。

ところが實際を概観すれば、我國の教育方針は明治維新の當初主として歐米の文明を輸入し、一日も速かにそれに近づくことに努めた爲、全體の傾向が著しく主知的となつた。學校は知識を養成する機關であり、知識さへあれば立身出世疑ひなしといふ觀念が上下に浸透し、且つ事實に於て知識の優者即ち高等教育を受けたるものは大いに尊重せられ、大學は青年第一の登龍門と見られた。「學士様なら娘をやるか」といふ俚語は決して一場の戯れでは無くて巧に當時の國民心理をつかんで居る。それで學校は知識本位の機關であると共に、上級學校に進む爲の豫備教育場たらしめた。

之には固より他にも種々の原因があり、例へば當時の教育家及教育行政者が概ね大學其の他専門高等教育を受けた人々であつた關係から、知らず識らず小學及中等學校をして大學の小模型、専門高等學校の小縮圖たらしむるに至つたことも掩ふべからざる事實に相違ない。しかし

其の後文運發達し、社會的要求の進むに伴ひて、國民教育の思潮も漸次變遷し、道德教育及情操教育の必要を高調され、更に個性開發、意力鍛鍊等の説も採り容れられ、公民教育、社會教育、實科教育等の主張も傾聽さるゝに至つた。今日我國の教育界に流行品の如く持囃さるゝデユウキ、ケルシエンシタイナー等々の翻譯的學説は皆其の例證である。

斯くて小學教育の基礎概念は漸く改善の機運に向つて來たが、それにしても現實の状態は尙主知的の傾向を脱せりとは言ひ難く、依然上級學校の豫備機關たるが如き從屬的思想が何處かに力強くコピリ付いてゐる。殊にそれが形式的劃一主義なる行政的運用に掣肘せられ、微力なる小學教育家としては何うにもならないといふ状態が持ち續けられてゐる。

言ふ迄もなく主知的教育の別の言葉は知識の詰込主義であり、開發主義、人格教育、個性尊重、情操教育等とは縁の遠いものである。それは上級學校への昇進に好都合なるべく發想せられたのであるから、與へらるゝ知識が統一なき分科の弊に陥り、全體としての人間教育になつてゐない。其の實例は小學校の教授要目を一瞥すれば直ちに判明する。國語は單なる國語であり、歴史は單なる歴史として教へられるだけで、其處に兩者の聯絡が無く、地理や修身との關係も全然切り離されてゐる。殊に數學の如きは理科にも圖畫にも殆ど無縁であり、折角設けら

れたる手工も農業も家事も亦一種の遊戯の觀を呈してゐる。

それ故に小學校の教科目としては、能ふ限り大學や専門學校式の分科主義を撤去し、高學年以外には成るだけ綜合的教授法を採用しなければならない。理想的には全學科を一丸として適時の教授を行ふを最上とすれど、それは變化を欲求すること切烈なる兒童心理に考へても、又教員其の人を得るにも至難であらう。故に大別的には地理と歴史とを一科とする。國語と唱歌とを合して一科とする。理科と算術とを合して又一科。手工、農業、家事等を合して實科として應用的能力の涵養に力を用ふる——之は勿論余輩の私案であるが、此の種の組合せ方竝に時間數の割當て方は寧ろ地方の狀況及各學校長の考案に一任してそれ／＼に特色あらしめ、各能率を十二分に發揮せしむるがよい。即ち教授法の劃一打破である。

第六節 實質上の改善(下)

次に修身教育について率直に略言したい。それは教育の理想や學的抽象問題として泰西學者の説を受賣りする意味では無く、我國現下の實際問題として考へられねばならぬ。

修身は單なる知識でも無ければ、倫理學の通俗的説明でも無い。それは生活事實の全的表現であらねばならぬと共に、あらゆる學問の全的綜合たるを要する。故に修身と稱する一分科を置くことすらが實は既に一種の形式化であり、抽象化でもある。別言すれば國語、地歴、理科、體操、圖畫、唱歌及總ての實科を通じて悉く修身たらざる無く、修身教授の教材たらざるは無いのである。此の意味に於て吾々は寧ろ形式的なる修身科を廢止しても、あらゆる教材と機會とを悉く修身たらしめるか、又は少くとも従來の修身教授法を改善し、其の教科書の根本的書換へを希望する。

形式的に教へらるゝ修身は、如何に嚴肅であり崇高であるにせよ、現實的には口頭禪である場合が多い。否、それが嚴肅であり崇高であればある程、人間離れの御談義となり、實世間にも日常生活にも通用し難き思想の戯れとなる。斯くの如きは兒童に取りて極めて迂遠、淺趣味なる時間の消費となるに過ぎない——事實多數の小、中學生は修身の時間を敬遠してゐるでは無いか——それよりは歴史なり地理なり理科なりを取り入れて具體的に物語る方が遙に効果的なるは言ふ迄もない。

但し此の場合に於ても史上稀有の英雄豪傑志士仁人等を講談式に口演するのでは、其の場限りの興味を買ふだけである。吾々の小學時代から現時に至る迄、實は餘りに軍隊的なる縦の道

徳や、英雄本位の修身及歴史ばかりが尊重され、普遍的なる横の道徳即ち社會道徳や公民道徳が輕視されて居る。随つて之を實生活化すべく、總ての教材を活用せられなければならない。

尙一々の學科細目について詳述することは限られたる紙面の許す所でないから之を省略するが、從來の地歴は國民の實生活に緊切ならざる缺點多く、餘りに細事に互り過ぎて居り、高學年に於ける算術の如きも上級學校の準備教育に偏して徒らに多數兒童を苦しめてゐる弊がある——斯く論じ來れば勢ひ教科書の問題や、教員改善問題に觸れざるを得ぬのであるが、それは他の機會に譲るとして、こゝには唯其の何れもが極端と思はるゝ程の劃一的制度に拘束され、窮屈にして且つ煩瑣なる強制を受けてゐることに對し、より寛大なる自由主義の必要を表明して置く。

それについても吾々は現時の小學が——中等學校も大學及専門學校も同様に——内容的設備を第二にして、徒らに外觀の宏壯を競ひつゝある事實を見遁し得ない。學校は文化の殿堂であるといふ意味に於て、之を雄麗にすることは喜ぶべき現象とも見られるが、それは國家及國民の經濟力が充實してからの事である。少くとも其の實質的設備即ち圖書、博物、器具等の教材を整理し、教員の待遇を厚くし、能ふ限り教育能率を高むることを第一要件としなければならぬ。

殊に東京市の如く一方に授業料を徴收し二部教育を行ひつゝ、他方に巨費を投じて堂々たる鐵骨混凝土の校舎を造築し以て誇りと爲すが如きは餘りにも思慮なき虚榮である。敢て地震當時の如くにビール箱を机に代へて野天に教授せよと言ふのでは無いが、教育は最も質實なるを本旨とし、外形よりも内容の充實を有効とする。おしなべて我國の小學校は緊要なる参考書や、地圖や、理科の器具及實驗材料などが貧弱であり、手工其の他實科の教材は一層お話にならぬ状態にある。高價なる建築美を競ふよりは、手近なる此の種の設備をこそ急ぐべきである。

第四章 中等學校論

第一節 中學と實業學校

こゝに中等學校といふは、現行中學校令、高等女學校令及實業學校令を包括する意味に於ての命題である。吾々は此の三者を統合する新學制の制定を提唱するのみならず、進んでは現行實業補習學校も、それと同格に取扱はるゝに至らんことを要望するものである。そして實業専門學校は無論大學及専門學校令の中に組み入れて一法令中に取纏める——但しこゝには記述の便宜上、女學校と實業補習學校については後に別論するが、原則的には本章の趣旨に包含すと解せられたい——其の近情は左表の如し。

種 別	(校數)	(教員數)	(生徒數)	(卒業者)
中 學 校	五一八	一一、四四八	三一六、七五九	四五、四二六
實 業 學 校	八五三	一一、五七七	一三三三、四三三	五二、九七四
高等女學校	八六二	一一、八六八	三二六、二〇八	七三、四六四
實業補習學校	一五、三〇一	一四、九七〇	一、一三〇、九二〇	三六六、五七二

(文部統計摘要、大正十五年昭和二年)

斯く云へば現行制度の支持者は直ちに疑問を發するであらう、「國民の高等普通教育を本來の目的とする中學校と、職業的教育を與ふる實業學校とを混同するは不可ならずや」と。然も余輩の所見を以てすれば、從來其の性質全く異なるが如く看做され、殆ど別物の存在として取扱はれたる此の種の差別觀が、實は時代の要求に不適當であり、現實の生活を抽離して考へられたる無内容の通念に過ぎなかつたのである。

成る程中學校令の明文には「男子に須要なる高等普通教育を爲すを目的とす」と掲げられてゐる。併しながら言ふ所の高等普通教育とは何であるか。總ての人類は國情の差に依りて思想的にも物質的にも其の生活状態を異にするが如く、地方の實情、各人の個性、其の他種々の關係よりして全然劃一的なるいはゆる高等普通教育なるものは、實際には有り得ない抽象的概念に過ぎぬのである。小學校時代に在つては比較的各兒童の心理及生理状態も單純であり、其の教養せらるべき學科も大體に於て共通的であり得べきも、年齢稍々長じて中等教育を受くる時代となつては、既に少年の心身に顯著なる分化作用を生じ、環境、性質、欲望、嗜好等の差異に依りて、各々之に適應すべき要求意識を漸次に發現して來る。——精密には小學時代と雖も

劃一的なる普通教育を強制することの非實際的なるは前述の通りであるが――
 極めて通俗的意味に解せらるゝ普通教育と實業教育との差異は、前者が人格の陶冶を本旨とする常識の教養であるに對し、後者は特定の職業的知識を養成する爲の機關であるといふ風に見てゐる。然も此の種の抽象的概念こそ、普遍妥當性から特殊妥當性への認識を缺如するもの錯覺に外ならないのである。別言せば文化的人間教養を目的とする教育と職業的技能を與ふる教育とを二元的に對立せしめて別個の範疇に置くことは、世界の總ての認識對象が特殊性を離れて普遍性は無いと云ふ事實を見忘れてゐるのである。

若しも單なる人格教育だけが高等普通教育の目的であり得るとせば、それは何等實生活の苦惱を知らず、唯「大きなお坊ちゃん」であり、或は「小さな紳士で」あることを以て足れりとする有閑階級限りの必要物に過ぎない。吾々は日本の中學校が資産あり地位ありて毫も實生活上の要求や壓迫を感じせざる少數有閑階級だけの教育機關として、それに巨額の公費を投じ施設されてゐるものとは信じたくない。

とは云へ、現時の中學校を以て専ら人格教育、徳育教育、紳士の常識教育の機關と見、他の實業學校と切り離して全然前者と趣旨目的を異にすといふが如きは、何としても有閑階級にし

か通用せざる考へ方、取扱ひ方では無いかと思ふ。そして其の有閑階級限りの考へ方に基づけばこそ、我國の中學校が人格教育乃至常識教育の機關たるべくして、然も事實は高等學校の豫備機關たらしむるに至れる主因ではあるまいか、以前は歐米に於ても此の傾向著しく、日本は寧ろ其の史跡を追蹠した形であるが、流石に歐米では逸早く其の弊を悟つた。其處にいはゆる勤勞主義とか、作業教育とか、生活即教育主義とか、實現科學とか、職業意識の開發と指導とを含蓄するさまざまの新教育思潮が旺盛勃興したのである。

吾等の中學改革論は世界の大勢と、日本それ自らの現實的要求とが、最早や上述の如き有閑階級教育、高等學校準備機關であることを容認せざる事實に立脚する。同時にそれが實業學校も女學校も總て合して中等學校令に包括され、其の内容に複雑多方面なる分科的特色を發揮すべきものであることを指示するのである。

第二節

中學と實業學校の接近

と内容のそつたは、
 不天なる又お坊ちゃん
 知りた上り有預備
 といふ

國民の實生活に於ては、經濟上に悩みなき極めて少數なる有産者以外、前途に何等の職業をも意識せぬ教育は無い筈である。本來は如何なる有産者と雖も、人生に對する責務として何等

かの職業を持つべきものであり、持たしむべく指導し啓發するのが國家及父兄の義務であらねばならぬ。

一層適切にいふならば、如何なる人格も徳教も常識も、實生活の安定と確保とを豫想することなしには、其の價値を認むる能はざるものである。千古不出世の哲人君子は敢て知らず、普通の人間であり、國民である限り、パン無くては世に生存し得ず、經濟的觀念を脱離して實世間を渡することは不可能である。然るに其の生存要件たる實業的意識を無視して専ら人格教育乃至常識教育を中學校の目的とするが如きは、一般子弟に對してパン無くとも孔子の如き聖賢たらんことを要求する超世間的哲人主義の強制者であり、矢張り有閑階級限りにしか通用せぬ制度では無いか。

だから吾々はいはゆる高等普通教育と職業教育とを切り離して全然別個の範疇に屬する二元的事業視することに、大なる不満足を表白せずには居られ無い。而も之は單に吾々限りの意見では無く、實は歐米各國の教育趨勢が極めて力強く如上の見解に裏書を與へてゐるのである。例へば獨逸のギムナジウム(文科中學)は我中學校の種本とも思はれるものであるが、既に三十年前からレアル・シュール(實科中學)が起つて居り、其の發達著しくして前者を凌駕する勢ひ

を示し、特に同國の新憲法に於ては「公立學校の構成は各種職業の需要に應ずることを標準とすべし」といふ規定が設けられてゐる。又米國のハイスクールの如きも、一般的人格教育から漸次職業教育を採り容れる傾向に變化し、英國にも大學の豫備教育を目的とするパブリック・スクールの外に別種の中等教育機關が出来てゐる。歐米各國には此の他にも種々の中學があつて、日本の如き劃一主義で無いのみならず、大戰後特に實業教育と接近し、中等教育の功利化が各方面から要求され、抽象的普遍的理想主義の教育から、具體的特殊的なる實際主義へと進展しつつある。

察するに文部當局も全然此の趨勢に目かくしをされてゐるのではあるまい。いはゆる二種中學制を文制審議會に提案して實科教育を加へんとする企ては、いはゆる高等普通教育に對する悔改とも見るべく、又従來傍系として多少繼子扱ひせる實業學校への降伏とも看做し得る。併しながら其の二種中學案の如きは、例へば相生式の盆栽の如く故意に枝振りをゆがめて畸形を悦ぶの類に過ぎない。曾ても一度失敗の經驗を味はつた如く實科を主とする第一種は單に劣等生の寄留所となる許りで、生徒の大部分は必然第二種に集まるであらうことを何人が否定し能ふか。同一の中學校内に於て上級學校への連絡關係に至便なるものと、然らざるものとの級別

を立て、之を公然縦斷的に形式づけるが如きは、成績順に依り甲乙の學級を分つよりも更に無理解なる考案である。いはゆる勤勞主義よりする作業教育に依り、人格陶冶、思想善導を行はんとするならば齊しく全生徒に之を課するが至當であり、教育の實際化を圖り職業意識の開發に依り人間的教養を與ふる趣旨に出發するならば、當然に實業學校を以て中等教育の本格とも主體とも爲すべきである、何れにもせよ、同一學校内に二種の差別を設けるは不合理であり、而も之を全國に強制せんとするは唯劃一主義に換ふるに劃二主義を以てするに過ぎきい。其の姑息、變則、不徹底なるは餘りにも明瞭である。

それで吾々の主張を簡約すれば現制中學校をして空漠抽象的なる高等普通教育に終始せしめず、勿論大學及専門高等學校の豫備門たらしめずして、其處に實業學校の要素を取り入れると同時に、實業學校も亦單なる職業教育の機關たらしめず中等校の要素を攝取せしめる。即ち雙方をして歩み寄らしめることにする。但し其の程度及配合等の機構は各地方の狀況及教職員の意向に委ね、全國一律的の強制と干渉とから解放する。そして各學校それ〴〵に獨自性を有する教科教授法を採ることを容認する。其の何れもが共に中等學校令に包括され、同一同格の取扱ひを受くべきを根本條件としての改正である。

第三節 現制度の弊害

既に言へるが如く現行中學校は餘りに高等學校の豫備機關たる色彩が濃厚であり、之が爲にはゆる高等普通てふ名稱の下に、殆ど無意義なる成長を遂げて來たのである。それは小學校の場合と同様に、當初の學制立案者が大學及専門學校の知識に基きて之に好都合ならしむべく設計したる禍に外ならない。頻りに人格教育の高調せらるゝに拘らず、一向に効果を奏せず、依然として主知的傾向を脱せざることも、同じく其の結果である。

其處で吾々は今日の中學卒業生の何割が高等學校に進みつゝあるかを一瞥する。(文部省統計摘要に據る、以下同じ)

年 度	中學校數	同生徒數	同卒業生數	高等學校入學數
大正十二年度	四六八	二四六、七三九	二八、九六一	四、七八八
同 十三年度	四九一	二七三、〇六五	三三、〇四八	五、一九三
同 十四年度	五〇二	二九六、八一	三七、八三二	五、四四七
同 十五年度	五一八	三一六、七五九	四五、四二六	五、六三九

即ち大正十二年度に於て中等卒業者の漸く六分の一、同十五年度に於ては其の八分の一程度
の少数者だけが僅かに高等學校に進んだのである。(勿論此の數字に示されたる高等學校入學者
には中學四年より高等學校に入學せるものもあると共に、前年乃至數年前の中學卒業者も含ま
れて居るから、精密には之を選び分けねばならぬが、其の統計は見當らない。唯右の數字に依
り大體を推測すれば可なり)

斯くの如く僅々一割にも満たざる少数者の爲に、中學校をして豫備教育機關たらしむること
の如何に不合理であり、且つ多數生徒を犠牲に供してゐるかは一目瞭然では無いか。

尤も中學卒業生の進路は高等學校だけでは無い。別に専門學校があり、各大學豫科もある。
而してそれ等の學校中には各實業學校の卒業者も入學してゐるのみならず、専門學校の中には
女子教育の機關もある。依つて更に全國の中學、實業及女學校の卒業者と、それを收容する上
級學校を一括表示せば左の如し。(大正十五年・昭和元年度の分)

卒業者數	中學校	四五、四二六
	高等女學校	七三、四六四
計	實業學校	五二、九七四
		一七一、八六四

入學者數	高等學校	五、六三九
	大學豫科	八、三〇七
	同專門部	四六三
	專門學校	二七、一三七
計	實業專門學校	七、一六二
		四八、七〇八

〔注意〕 本表は官公私立男女各學校全部を合算す、但し高等師範は別。尙大學豫科入學者中には中學
校四年修了者及前年乃至數年前の卒業者を含めり

概観して全卒業生の約四分の一(二割五分)だけが上級學校に進める譯である。尙参考の爲昭和
二年三月の中學校卒業者の進路に關し、文部當局發表、新聞紙記載の數字を掲げて置かう。

一、昭和二年度中學卒業者總數 四四、二六九

内譯

- 一、高等學校及大學豫科入學者 四、四七二(約一割)
- 一、實業專門學校入學者 八、九一三(約二割餘)

上記何れの數字を見ても、我國今日の中學校が其の正系とも云ふべき高等學校又は實業専門
學校の豫備教育機關として今後に存立せしむることの妥當ならざる事實を證明してゐるのであ

る。何となれば其の卒業者の二割や三割だけの利益の爲に、全部の生徒に對して一律一樣の教育を強制することは、餘りにも高價なる軍隊式犠牲であるから。

それにしても斯かる見當違ひの學制が現在迄も持ち續けられたのは何故か。それは官僚特有の形式主義から、劃一制度を便利としたことが其の遠因であると同時に、いはゆる高等普通教育と稱する尤もらしき形容詞に誤られた結果に外ならざるは既述の如し。

然らば如何に中學及實業學校を改革すべきか。其の基礎要件は前に説明せる通り中學校及實業學校の雙方を接近せしむる方針の下に、從來の劃一強制主義の迷想から解脱し、下記の如く根本的改革を加へる。

第四節 改革私案

先づ原則を擧げやう。

其の一は國民の中等教育は普遍的抽象概念から特殊的妥當性への分化的開展であることを認識する。第二には如何なる人格陶冶も高等常識も何等の専門的職業的教育を豫想せずしては考へられないといふ事實を明確に把持する。第三には既に青年期に達せる生徒に對して其の資質、

能力、嗜好の如何に拘らず、軍隊的均一教授の成功を期待するが如き機械觀念を抛つこと。

さて具體的にいふならば、現制中學校令と實業學校令を一旦廢止して先づ其の窮屈極まる拘束を解く。そして國民の實生活に須要缺くべからざる最少限度の基本學科だけを新中學校令に規定し、教授上にも管理上にも可及的自由を認容する。そして例へば文科中學、理科中學、實科中學、綜合中學、農業中學、商業中學、工業中學、水産中學、商船中學等、それ／＼適當なる名稱と學科の構成方法を採ることとし、更に夜間中學其の他の特殊中學も同じく之を許可すべく、又現行高等小學卒業生及八年制義務教育修了者を收容する三年制中等學校も當然に公認せられて然るべきである。尙此の外に英米獨に實施せられつゝある簡易中學も、公民教養を趣旨とする公民中學も有つていゝ。又中等科より上級學校に聯絡する九年制乃至十年制の大學及専門學校も其の設立を妨げざると同時に、小學より新中等科に聯絡する十一年制の中等學校をも承認して何等差支へは無い筈である。

無論、上記に例示せる文科中學、理科中學、實科中學其の他何れの中等學校たるを問はず、是亦其の學科組織を一律一樣ならしむる必要なく、又文科中學にして理科中學乃至實科中學を兼ねるも良し、理科中學にして文科、實科、其の他を兼ねるも障げない。他は類推して知るべ

しである。

斯くして現制中學校乃至實業學校を總て新中學校令の範圍に置く。さすればいはゆる高等普通教育の名の下に上級學校の豫備機關化する弊風は取除かれるのみならず、現制實業學校生徒も亦完全なる機會均等を得て兩者の差別觀念は消滅し、隨つて世にいはゆる試験地獄の苦難も大いに緩和されるに相違ない。文政審議會に於ける當局の答辯中、實業學校を普通中學校と同様に取扱ふときは前者の特色を失ふが故に不可なりと説明してゐるが、それは單に文部の實業學務局だけが特色を失ふに過ぎない。實業學校それ自らは、其の基本學科を廢滅せざる限り決して存在價値を喪失する筈が無い。

しかし舊來の教育家及教育行政家は問ふでもあらう。若し斯くの如き自由制を許すとせば、政府は如何に我國の學制を統理し監督し得るか。余輩は答へて言はん、凡そ何事にまれ、政府が其の權力を以て統一せんとすることは、元來官權萬能主義の迷信であり、官僚主義の餘弊である。國民生活は各人其の個性を異にすると同様に極めて複雑であつて、決して單一制規の下に統一され得べきものではない。然るに強ひて其の統一慾を發揮せんとするが故に、劃一主義、形式主義となり、化石教育、人形學校となるのである。先づ其の官僚的統一慾を抛つべし、

それは教育改造の先決要件たるを知らねばならない。

勿論、自由主義は放逸主義でもなければ、無秩序主義でもない。其處には中等學校たる實質を具備すべき基礎的要件なかるべからざるは言を費すまでもない。それを吾々は第一に教員の資格、第二に基本學科に求める。其の他學校としての設備、組織、管理法等に對しても、從來の如き杓子定規に失せざる程度に於て、相當の統制あるべきは寧ろ餘りにわかりきつたことである。

第一の教員問題は現制上既に規則づけられたる資格があり、兎も角國家が中等教員の任務に適合する有資格者たるを認定した以上、現在の如く隅から隅まで小八釜しく監督干渉することは無用である。それは國家自らが其の認定の不信を告白するに異らずして寧ろ奇怪なる矛盾行為たるのみならず、教員各自の才能を抑壓し、責任觀念を麻痺せしめ、結局定められたる型通りの任務だに形式的に盡して居ればいゝことになる。之では活きた教育の出來やうわけは無い。故に新中等學校令は有資格教員の員數及配置について大體の規定を設けるとして、教授要目其の他に對し煩瑣なる全國劃一的條規を作らぬ方が宜い。

第五節 基本學科の制定

次に基本學科である。それは特殊基本學科と共通基本學科の二つに分たれる。中等學校各個の機能と特色とは主として特殊基本學科に依つて表現し發揮されるのである。其の文科中學たるか、理科中學たるか、乃至は實科又は農業、工業、商業中學等、何れの方面に目的を置き特徴を有するか。それは基本學科の差異を標準として決定する。

之と同時に、前者とは別に總ての中等學校に缺くべからざる共通基本學科がなければならぬ。然らざれば中等學校として認定さるべき要件を缺如する虞れあるのみならず、個々別々の専門的分科學校たらしめ、中等教育の實質を失ふでもあらう。余輩は此の種に分科學校も亦絶對に不可とするのではないが、總ての中等學校をして恰も「低級の單科大學」たらしむるが如きに於ては、其の教育に融通性を缺き却つて其の全機關を大學の豫備門化せしめる。故に吾々は中等學校としての共通的基本學科を必要とする。しかしそれは最少限度に標準づけられねばならぬ。然らざれば依然劃一の弊に墮するからである。

吾々の所見を以てせば、各中等學校に共通する基本學科としては第一に修身（法制、經濟其他公民須要の修養を含む）第二に國語（平易なる漢文を含めて）第三に地歴第四に理科である。此の四科目は一週少くとも十時間——それ以上の時間数は各學校それ〴〵各學年に應じて任意に定む——とし、其の學校の種別如何に拘らず、五箇年を通じて之を必須科目たらしめることを以て中等學校たるの要件とする。

之に次ぎては數學、外國語、音樂、圖畫、體操及實科——（簡易にして職業的ならざる工藝及園藝の類）——を各學校それ〴〵適當に科目に加へる。それについて余輩は世人の多くと稍異りたる見解を有するものである。即ち例へば前に挙げたる文科中學に在つては此の中特に外國語に力を注ぐ必要があり、又理科中學に在つては更に數學に重きを置かねばならない。故に同じく中等學校であつても、一律均齊的なる取扱ひを規則づけてはならない。商業中學では商業に必要な特殊科目を置かねばならぬ。工業中學では單なる實科のみを以て足れりとしなす。農業中學には又農業須要の學科を主要科目とするが當然であり、水産中學、商船中學等亦皆同じ、又公民中學や、簡易中學が出来たとせば、更にそれに相當する學科の配置を考案せねばならぬ。

故に數學、外國語乃至實科等の各科は勿論重要に相違ないが、之を共通的基本科目に加へず

して各學校それ自らに特有なるものとし、随つて其の授業時間數を機械的に制定せず、又場合に依つて此の中の二科乃至三科を減じ、他の學科と取換へることも可能ならしめる。例へば農、工、商、水産、商船等の中等學校に於ては別に實科を置かず、或は更に音樂科を設けずとも可なりとする。又前記の公民中學や、簡易中學に在つては、數學又は外國語の時間を減少し、若くは之を加へずして修身又は實科の時間を多くするも宜いであらう。此の故に吾々は總ての中等學校に適用せらるべき共通的基本學科として、上記四科目を擧ぐるに止め、數學、外國語等を別個に取扱ふべしとしたのである。

上記以外の選擇科目及補習學科等は各中學校に於て適當に設ける。又同一學校内に在りても生徒の志望別に依りて異りたる學級を作れば益々妙である。米國の中學には一學校内に數種の學校ありて普通科の外に商業、工業等の各科が設けられて居る。又普魯西亞に於ては中學と高校とを一校に合して其の上級には八種の分科を設けた。それは事實上選擇科目を多くする事に依り、生徒各自が個々に適當なる時間表を持ち得るやうに仕向ければ宜いのである。

要するに(一)各學校特有の基本學科と、(二)中等學校共通の基本學科以外は、能ふ限り自由ならしめる——但し文部當局に於て之を不安に感ずるならば、過渡的便法として、文科的理科的

其の他各種學校に適應する幾十種かの標準的教科表を作製し、各學校當局者の參考に供するがよい。其の何れを採用するかは各學校の任意として——

人類の資質、能力、志望等は多種多様である。單に代數を知らぬ、外國語が不得手だ、圖畫が拙いからとて直ちに中等教育の不合格者なりと斷すべき理由は無い筈である。殆ど高等教育の豫備機關たる價值性しか無き現制中學校の如きは寧ろ減少した方が善く、之を改めて多邊的なる各種各様の中等學校に取換へた方が、どれだけ效果的意義を發揚するか知れない。

第六節 上級學校との連絡

更に殘されたる問題は上級學校への聯絡關係如何にある。

此の解答は寧ろ極めて簡單にて足りる。即ち大學及專門學校(實業專門學校を含む)の何れに進むにもせよ、各中等學校卒業生及之と同一の能力あるものは何等差別なき機會均等主義を以て迎へられる。そして其の入學詮考試験は前記の共通的基本科目竝に數學及外國語の中より出題せらるべきものと定める。唯それだけでよいのである。

現今の日本に於て入學試験の徹底的全廢を中等學校以上の高級教育機關に期待するは寧ろ

空想である。随つて何等かの形に於て入學選抜試験は當然に豫想せられねばならない。既に入學試験を行ふからには、其の出身學校の種別を問ふ必要なく、又必ずしも中等學校の卒業者を絶對の要件と爲すに及ばない。本來は四年修了者でも將た又三年修了者でも、乃至は自修自學の青少年でも試験に合格さへすれば差支への無い筈であり、唯事務上の便宜から、或制限を設くるに過ぎない。此の意味に於て吾々はこゝにも能ふ限り自由主義を主張する。しかし現制の如く中學四學年修了者を高等學校入學の標準とする事には反對である。それは教科を混亂し、五學年の課程及生徒の心理を麻痺せしむる等弊害極めて多きは既に定論である。故に中學卒業程度の學力を上級學校入學の標準とするが至當であると同時に、學力優秀、身心堪能なるものは必ずしも學歷を問はずとする。小學生の時代とは異り、年齢既に十七八歳ともなれば其の身體及智能に於て相當弾力性を有するが故である。

斯くして入學試験の科目及程度を前記の如く限定だにせば、上級學校との聯絡は最早や問題では無い。それは即ち共通的基本學科が國民生活上必須の教育たるのみならず、進んで大學及専門教育を受けんとするものに取りて、最も重要な學科たるが爲である。唯此の場合に於て數學及外國語に多くの授業時間を配當せざる中等學校——殊に全然之を置かざる特殊の中等學

校——より出でたる青少年だけは多少不便を感じざるを得ない立場に置かれる。だが之は眞に已むを得ざることであり、若し之をも一齊に救はんとせば、矢張り現制の如く總ての中等學校をして劃一的なる高等教育の豫備機關たらしめねば已まない。然も僅少なる上級學校入學者に便利ならしめんが爲に、中等教育本來の目的を離れ、多數の學生を其の犠牲に供するは忍ぶ能はざる所である。故に數學又は外國語の力に乏しきものは中等學校以外に於て其の學力を養ふか、又は中等學校内に於て別に補習的教育を受けることにする。そは少數特志の青少年に取りて已むを得ざる忍苦たらねばならぬ。

試験制度の事に關しては更に改めて後に論ずる機會があるから、之を端折るとして、何よりも注意すべきは世の父兄及少年それ自身に於て、豫め何種の中等學校に入學するを可とするかを慎重に考究し選定しなければならぬ。余輩の改革案は前述の通り上級學校の豫備機關でも低級の分科學校でも無く、各中等學校それ／＼の存在を特色づくる基本科目と共通的基本科目の兩者を兼ね備ふるものなるが故に、何れの中等學校より何れの大學又は専門學校にも進み得べき自由さを持つてゐるが、それにしても進んで上級學校に行くか、將た中等教育を以て終るかを成るべく早く決定するが有利であり、又上級學校に進むことの初めより豫定せられ居るに於

ては、是亦能ふ限り早く法文系か、理科系かを選ぶがいゝ。又同じ理科系に在つても工學、農學に向はんとするものは初めより工業中學、農業中學等に席を置くやうにするが賢明であり、經濟商業等の學部に望みを有するものは小學六年修了後直ちに商業中學に進路を取るやうにするがいゝ、さすれば上級學校との連絡關係が現制よりも好都合となるのである。

若し夫れ徵兵令との關係に至つては、前記基本學科の修了者でありさへせば、全部中等學校卒業者の資格を與へられて然るべしと思ふ。同じ意味に於て從來中學及實業學校卒業を以て有資格者とする各般の事柄は總て平等に均霑せしめる。

第七節 修學年限問題

中等學校は殆ど學制改革上の中心問題として看做さるゝ程の状態に在るを以て、其の研究事項は更に甚だ多い。其中實科の問題、二種制の問題、竝に實務中學の問題に關しては上來余輩の記述せる改革案に依り、其の總てが悉く解決を與へられる。

唯修學年限の問題は何れの國に於てもいろ／＼に論議されて居り、容易に決し難き實情に在る。獨逸では滿十歳即ち小學四年修了者を中學に入學せしめ、英國は滿十二歳から、米國は小

學八年修了者をハイスクールに收容することになつてゐるが、之は一般的の制度であつて、實際上英米の如きは極めて自由主義的であり、獨逸にも幾種もの學校がある。隨つて中等學校の年限も短きは三年、長きは八箇年に及ぶと云ふ有様で各國皆一樣ではない。

それで中等學校の年限は横に國情に察して之に割切ならしむると共に、縦に上下の學校系統を考慮して最も適當と認めらるべき一般の原則を立て、そして若干の伸縮を特殊的に承認するが一等賢明であり無難でもある。横に國情に割切ならしむる事からいへば、國際競争の劇烈なる現代に在つては、少くとも中等程度の教育に於て、之を他の文明國より引き下ぐるを許さない。殊に見通すべからざる事實は旺盛なる民衆主義思潮の發達である。そは物質的經濟的組織の外、知識的、教育的にも能ふ限り階級的障壁を取除きて少數者と多數者との距離を接近せしむることを要求する。流行語を借りて言へば即ち知識の水平運動である。而も之が當面の役目は主として中等教育の普及に見出されねばならない。だから一方には義務教育を延長して中等教育に近づかしむると同時に、他方中等教育と専門高等教育との距離を能ふ限り短縮する用意を缺いてはならぬ。歐米各國に於ける各種の新中等學校や、民衆的大學や、實業補習學校の擴充は實に此の趨勢を現實に物語るものである。此の見地よりして余輩は我國中等學校の年限を

五年本位と爲すを適當と考へる。

次は即ち學校系統上より見たる縦の研究である。此の點に於て余輩は高等學校及大學豫科の廢止を主張するものである(後章説明)。それ故に余輩は一層強き意味に於て、中等學校の修學年限を五箇年とする必要を感じる。現に中學四年修了を標準とする高校入學率を見ても、其の約七割は五年卒業者である——大正十三年度の調査では五一九三名の高校入學者中、三五〇四名が中學卒業者にて、四年終了は一四八二名である——但し現制高等小學卒業生若くは八年制義務教育修了者を收容する中等學校其他特殊なもの敢て此の原則に拘泥するを要としない。

世には小學八年より中等學校に連續すべしと主張する者があり此の種の人々は三年乃至四年制をも可とし、又高等學校を必要とするものは概ね六年乃至七年制の中學又は高等學校案を提唱する。しかし前者の不妥當なるは既に前に指摘せるが如く兒童心理學上の定説がある(第十回目参照)。又後者の論は單なる大學豫備機關としての發想なるが故に一般的妥當價值を認め難い。若し假りに斯くの如き六年乃至七年制中學又は高校を是認すべくんば、何よりも先づ大學の増設擴張を前提的假定要件とすべく、從つて國費及公費の膨脹を豫想しての立論たらねばならぬ。然も現時の實情に於て、中等教育の高等學校化——何等専門的又は實業教育としての效

果を伴はざる豫備教育と普通教育の年限延長化——が、果して歡迎せらるべきものなりやは極めて疑問であり、殊に之が爲には更に巨額の經費を投ぜざるべからざるが故に、余輩は斯くの如き改革案を持ち出す程に空想的又は跳躍的であり得ない。

更にこゝに絶對的なる條件がある。それは與へらるべき教科教養が中等教育としての最も効果的なる獨自性と活用性を具有せなければならぬことである。さきに内務省社會局は昭和三年度に於ける學校卒業生の就職先を調査すべく資本金一十萬圓以上の銀行會社百十箇所での採用人員を照會したるに、其の四割六分迄が中等學校卒業者であり、大學出は二割三分、専門出は二割四分に過ぎなかつた。又住友銀行の如きは三百人の人員中其の二百五十人迄も中等學校卒業者から採用したといふ。實社會の需用は斯くの如く中等教育に期待すること最も大なる實情に徴しても、四年制にては尙不完全であり、六年では稍々長きに過ぐ。故に余輩は滿十七歳を以て卒業する五箇年制を最善と考へる。それは私案に由る三年程度の實業補習學校出と同年齡である。

第八節 要旨總括

上來余輩は我國の中等教育に對する改革案の骨子を論述したが、こゝに改めて其の要旨を摘

記すれば

- (一) 現制の中學校、高等女學校及實業學校を包括綜合して之を中等學校と爲すこと
- (二) いはゆる高等普通教育と稱する如き抽象的概念に囚はるゝは非なり
- (三) 現制の如き劃一主義的中學校は有閑階級の持ち物であり、高等教育の豫備機關に過ぎず
- (四) 世界の大勢と現實の國情は善き意味に於ける教育の功利化、職業化を要求す
- (五) 國民の實生活を離れたる人格教育及常識は超越的空想なり
- (六) 中學と實業學校とを雙方より接近せしむると同時に、從來の劃一主義を打破し、自由主義の長所を採り容れる
- (七) 現行中學制度は少數者の爲に多數者を犠牲にする時代錯誤の遺物のみ
- (八) 國民生活に必須なる共通的基本學科を四科目とし、其の他の學科課程及教授方法等に於ては各種各様の特性を有する中等學校を公認し、統合的分化主義の方針を採ること
- (九) 前項の共通的基本學科を修めたるものは學校の種別如何を問はず中等教育修了者たる資格を得
- (一〇) 修學年限は五箇年とす。但し各學校の目的及組織如何に依り若干の伸縮を可能とす

(一一) 上級學校への聯絡は中等學校卒業者の全部を其の有資格者とす。但し身心堪能なるものは學歷を問はず五年卒業程度の選抜試験を経て上級學校に進むを障げず。

尙學科の構成、教授要目等に關係し少しく詳細に私見を述べたいのであるが、回数を限られたる紙面に於ては其の餘裕なきを以て省略する。又舊教育家に重要視せらるゝ學科時間表の如きは、多邊的自由主義を主張する本論に於てはさしたる價值を有せない。唯各種中等學校に於ける共通的基本科目の第一に擧げたる修身科は、前に小學校の場合に略言し置きたる通り、本來は國語にも歴史にも其の他總ての科目を通じて含蓄的に教授さるべきものであらねばならぬ。しかし中等學校に在つては生徒の年齢稍々長じ其の智能も漸次分科的に進みつゝあるが故に、例へば倫理の初歩、人生活問題の概念を平易簡明に説き聞かすを得べく、又法制經濟の一斑を略説し、公民的教養を與ふるも善い。勿論世界の趨勢、國家の地位等よりして活きたる知見を指示し、單なる御國自慢や、思想の遊戯、觀念の敷衍に流れず、國民の實生活に觸るゝ用意の下に、指導の任を盡さねばならない。

國語及地歴の必要なるは論なき所であるが、理科(物理、化學、博物、生理等を含めて)を必須の基礎學科としたことについては、或は幾分の疑惑を惹起するものが無いとは限らぬ。現に

昨年發表の文部省改正案にも多少理科を輕視する如き形跡が現れてゐるのである。然も余輩は斯くの如き疑惑若くは無理解こそ、我教育専門家の一大缺陷と看做さざるべからざるのみならず、日本國民共通の弱點は實に理科的知識の缺乏に在りと斷ぜざるを得ない。故に余輩は我國民の理科的生活化を最緊要とする。

因に近年恰も流行性を帶ぶるが如く主張せられつゝある實科は、いはゆる勤勞主義の教養を目的とする修身の別科ともいひ得る。無論實業教育を特色とする中等學校には新たに之を置く必要は無い。之と稍々相似たるは體操科本來の趣旨である。卒直には體操科も亦多數生徒の甚だ悦ばざるものであり、それは餘りに形式に流れて何等興味を惹起せざるが故に外ならずして、教員其の人を得れば立派に修身の別科たり得るのである。一方に於て野球、蹴球又は柔劍道等を好むに拘らず、他方に體操を嫌ふものが多いといふ事實は、教育専門家に取れて大いに省慮と改善とを要することである。

一々の科目について論ずれば殆ど際限無き迄に問題が續出し、英語漢文の廢止問題だけでは長篇の論文たり得る。故に之を打ち切ることにするが、民衆の要求は當局よりも遙に聰明である。最近實業學校志望者の著しく増加せるは余輩の論旨に事實上の裏書を與ふるものである。

と共に、文政審議會の姑息案を冷笑するに異ならない。希くは當局に於ても時勢に開眼して根本的改革案を發想せんことを望む。



第五章 高等學校改廢論

第一節 本質論から

こゝに言ふ所の高等學校とは現に我國が有する多くの三年制高等學校の全部、七年制高等學校の高等科及單科大學豫科を指す。

高等學校を撤廢して之を單立大學又は實業を主とする専門學校等に改善すべしとの主張は、余輩の學制改革案に於て後に述ぶる師範學校廢止意見と共に、相當重要な意義を有つてゐるのである。故に一應其の理由を略言する。

大正七年改正の高等學校令第一條に曰く、「高等學校は男子の高等普通教育を完成するを以て目的とし、特に國民道德の充實に力むべきものとす」と。然も實際の現状は如何。それは疑ひもなく大學の豫備機關であることの外、特殊の價值性を持たず、與へられてもゐないのである。

いはゆる「高等普通教育」なる文字が無内容の抽象的概念に過ぎざることとは、既に前章中等學校論に之を指摘したが、それは畢竟有階級にのみ通用する机上の空想哲學である。従つてそれ

に「完成」の語を加へたればとて夢が現實となり得る可能性は無い。だから「特に國民道德の充實に力むべき」に拘らず、皮肉にも社會科學研究會を始め、深刻なる思想問題が却つて各地の高等學校に傳染されつゝある。

事新らしく説明する迄もなく、現制高等學校の前身は純然たる大學豫備門であり、名稱は變つても、規則は改正されても、爾來其の實體に何の變化も無いと見るのが偽らざる真相である。そして名實共にそれが大學豫備門である限りは例へば佛國のリセーの如く、獨逸のギムナジウムの如く、其の目的とせらるゝ範圍に於て、存在の意義を附與せられぬでは無い。

然るに我國の高等學校は法令と名義に於ては大學豫備門にあらずとせられてゐることに、大なる矛盾があるのみならず、實質には豫備門でありながら、豫備門たるの約束を果してゐない。それは大學の收容力不足の爲に、高校卒業者の多くが大學への入學を阻まれ、空しく校門を眺めて立往生を餘儀なくさせられてゐるからである。

若しも現制高等學校が獨自性を有するものであり、法令の示す通りにいはゆる高等普通教育の完成機關であるとせば、それに相當する目的なり效果なりが期待されねばならない。然るに國家は高等學校卒業生に何の資格を認め、社會は彼等を遇するに如何なる用途を提示してゐる

か。唯大學入學資格以外、前にも後にも左にも右にも彼等に開かれたる進路は殆ど絶無では無いか。國家は別に臨時教員養成所を設けて中學卒業生に二箇年の教育を施し、之を中等教員たらしむべく年々四十餘萬圓の經費を投じて來た。併しながら高等學校生に對しては、假りに上位の成績を以て三學年の教育を修了しても、前者の認定は減多に與へられないのである。否、稀には其の資格を與へぬでは無いが、百人に對して三名か五名程度の除外例的事實たり得るに過ぎない。出で、官途に就くべく中學卒業生以上の認定があるでは無く、社會に出づべく特殊の技能又は知識を養成するものでも無い。全く無目的であり、無効果的である。語を強めて言ふならば、國家は「高等普通教育の完成」てふ麗しき看板を掲げて有爲の秀才を底なき陥穽に投げ込んでゐるのである。

此の事實は七年制高等學校に於ても勿論同一であり、或は將來米國に於ける六・三・三案即ち小學六年、下級中學三年、上級中學三年といふやうな新制に取換へられる事ありとも、それは唯五年の中學を七年又は六年にする事に依り甚だしく地方費を増加せしむるに止まり、依然たる學制上の盲腸であらねばならぬ。何となれば斯くの如き教育機關は大學の大擴張又は大増設を先決條件とせざる限り、有爲の青年學徒を惱ますに過ぎざるのみならず、他の中學との間に

差別的觀念を激成し、酷烈なる試験地獄を迫出するであらうことは、現に東京高校其の他七年制高校の實情に徴しても想像に餘りある。斯くも高等教育機關としては無効果であり、大學豫備校としては地獄の最難所に置かれてゐる所の單なる經過的無目的機關である。それに何の本質的價値があらうかを先づ一考せよ。

第二節 國情及民情から

來歴を問へば、昔の大學は特權階級の持ち物であり、少數ブルジョワの贅澤品であつた。故に其の豫備門としての高等學校が如何に在るにもせよ、唯彼等の志望に到達し得る階梯であれば可なりとし、事實其の入學志願者も極めて少數に過ぎなかつたのである。然るに時勢は變遷し人文は發達した。明治年間に於て五つの高等學校が八つとなり、大正に入つてからは急激に増加して今は三十有餘校にも上つてゐる。而も其の卒業生を收容すべき大學の増設擴張は之に伴はず、國家の財政が容易に之を許さないのみならず、他の一方に於ては社會の事情に出發する年限短縮問題が力強く高調され、其處に大きなギャップが現れたのである。

現制高等學校を以て一個の單位を有する高等普通教育機關と看做すことは、如上のギャップ

を誤魔化す爲に豫て案出せられた彌縫策に外ならない。まことは大正二年に設置された教育調査會に於て既に高校廢止論が民間側委員より高調されたが、帝大側の強き反對の爲に阻止され、後に其の折衷案として成立したのが此の改惡的の制度なのである。

それ故に高等學校をして有目的性の機關たらしめんが爲には、確然之を大學豫備門に還元せしむるか、又は之を専門教育機關に改むべきである。余輩は總ての専門及實業専門學校を以て大學と同格に置くべしとするのであるから、高等學校の専門教育化は即ち單化大學への昇格と同一意義ともなる。

問題の解決は大學豫備門か、専門教育化か、二つに一つしか無い。高等學校の改善策は此の以外にあり能はぬ。而して其の何れを執るべきかは専ら國情民情に依つて決定すべきものであつて、少數の特權階級や大學教授達の都合だけに傾聽すべきでは無い。國民は時代の趨勢に眞純であり、現實の要求に正直である。そは常に實生活に直面しつゝあるが故であり、當局の机上案よりも、専門家の局部論よりも、洋行歸りの模倣主義よりも遙に正鵠を射る。

此の見地よりして余輩は前者の方針を捨て、後者の方針に改造するを最善の方法と考へる。即ち事實上の大學豫備機關である所の現制高等學校を廢止すると同時に、其の設備を利用して

之を單科大學又は専門學校——主として實業専門學校——に轉換せんことを主張する。そして前章に述べた通り中等學校より直ちに大學又は専門學校に接續する事とせば、最もよく我國現時の國情民情に適合すると信ずる。

余輩が斯く信ずる理由の第一は國家有爲の青少年がおびたゞしく教育機關の缺乏に惱まされてゐるからである。其の確實なる證據として左の數字を擧げる。(昭和四年三月公表)

高等學校		實業専門學校		三年度出願數	
文科	理科	高工	高商	計	計
二、七二〇	二、七八〇	二、五〇〇	一、〇八〇	一、九七〇	一、五七三
一、五、六八五	二、〇二二	一、六、七九二	一、〇、六八三	一、〇、三九一	一、九、五五五
三、六、七〇七	三、三、七〇七	一、六、三三三	一、〇、三三三	一、〇、三三三	三、五、二八六
三、四、六二四	三、四、六二四	三、四、六二四	三、四、六二四	三、四、六二四	三、〇、〇九五

【注意】 高工の中には工藝及秋田鑛山を含み、高農の中には蠶絲、園藝を含む。

又東京大阪の兩高工及神戸高商は今年大學に昇格せるを以て比較對照上、三年度出願數に加へず

精密には更に前掲以外に在る各種専門學校を擧ぐべきであるが、余輩は大局的に見て何よりも

先づ高等學校の實業専門化を最も緊切と認める。

斯くの如く高等學校に在つては七人に一名しか入學し能はず、實業専門學校に於ても亦約六人に一人の割合を以て入學し得るに過ぎぬ。是れ實に國家として切に憂ふべき現象たるのみならず、有爲の青少年をして其の志望と向上精神を空しくせしむるは非常なる國家の損失である。殊に實業専門學校は前記の數字に見ても明瞭なるが如く近年志願者激増の趨勢に在る。故に吾々は前述の如き鵠的なる高等學校を廢して之を實業専門化することに依り、現制に二倍する收容數の増加を計るが最も國情及民情に剴切なりと思ふ。無論從來高等學校を経て大學に入れるものは、爾今中學より直接大學に進み得るが故に何等痛痒を感じず。否高校受験生てふ一大厄難を取除かれるだけでも、どれだけ肩が軽くなるか知れない。

第三節 年限短縮と學力關係

我國の國情及民情よりする第二の觀點は、能ふ限り修學年限を短縮して元氣旺盛なる青年を社會に送り出し獨立生活の途につかしむべく要求しつゝある事實である。社會は必ずしも多數の學者的専門家を必要とせざるのみか、其の資力、天分、環境、家庭事情等により、高等教育

を受けたるものゝ全部が皆學者たり得るものでもない。

單に制度上から觀察しても、我國の大學卒業年齢は歐米各國の何れの國よりも遅い。それだけ修學年限が長期に亙つてゐるのである。其の上に中學、高等學校及大學の三重關門を突破せねばならぬ必要があり、其の都度多數の入學志願者が試験地獄の苦難に墮き止められる。従つて大學卒業年限は益々延び平均二十七歳ともなつてゐるのである。然るに余輩の改革案の如く高等學校を廢すとせよ、たとひ中學及大學に各一年を増すとも尙一年を短縮し得るのみならず、高校受験の最難關を除かれ得るが故に、實際的には二年も三年もの短縮と同一効果を奏するに相違ない。蓋し大學卒業期の遅るゝ最大の原因は多數の受験生が高校入學の際に足ぶみさせられ、或は過度の受験勉強に健康を慮げられるからである。

斯く云へば世の現制維持論者は必ずや種々の理由を擧げて抗辯するであらう。其の一二を例示すれば歐米に於ける大學準備教育が何れも十二三年を費しつゝあるに拘らず、日本の學生がそれより少き年限を以て専門教育を受けんとするは不妥當だと云ふのである。併しながら他國の大學が十二三年の準備を必要づけつゝあるが故に、日本人も亦是非共同様の年月を費すべく特に必ず高校を経由せなければならぬとの論理は成り立たない。それは歐米の學生がラテン語

を學び、或はダンスを樂しむが故に、日本人も亦ラテン語を修めダンスを見習ふべしといふの類ではないか。

若し高校を經由せざる大學生の學力が著しく低下し、専門教育を受くる能力を有せないとしたならば、論者の説は確に傾聴に値ひするでもあらう。だが現に高商、高工、高農等の専門實業學校に在つては多年中等學校出の生徒に専門教育を施して居り、昔の高商出と今の商大出とに何程の本質的差等があるか。又大學に於ける選科生の學力は必ずしも高校出の正科生に劣るとは限らず。且つ我大學の諸教授は忠實にも大學に於けるノートを携へて同一の講義を専門學校に復讀し、中には大學及専門兩學生を併合して共同講義をやつてゐるやうな事實もあり、そして實社會では大學卒業者と専門學校出身者との能力に格段の懸隔を見出し得る程に區別してゐない。其の異なる所は寧ろ唯形式的なる卒業證書の差に過ぎない。

或は高校卒業者にあらずんばアカデミック・スピリットを有せずと云ふものがあり、或は人間的教養に不足すと論ずる君子も無いでは無い。是等の人々は恐らく牛津又は劍橋邊の學風を欽望する紳士と思はれるが、我國の大學は生憎前者の如き傳統も持たなければ、彼れが如きブルジョワ限りの殿堂であつてもならない。少くとも我國の大學と現實の國民とはアカデミック・

スピリットといふが如き藝術的形容詞に魅惑せられ、或は人間的教養を高校の特權的資産と信する程に貴族的なる趣味と紳士の閑日月を持ち合はしてゐない。それよりは國家も政府も國民も現實の壓迫に苦惱し呻吟してゐるのである。

言ふ迄もなく現制官立大學は矢張り明治初期の啓蒙時代に源を發し、如何にも國家最高の學府であり、其の學生は學術の蘊奥を究むる一廉の學者の如く盲信され、事實としては官吏養成所の如く取扱はれた。だが現代の國民は最早や大學卒業者が有する知識に對して、半世紀以前の信用を拂ふ程に迂濶では無い。特に私學の興隆に伴ひ大學卒業者に對する社會の通念は夙に一變した。即ちそれだけ國民文化の水平線が向上したのである。それで今日一般に要求する所は學究的専門家でも高等官的タイプでもなくて、一日も速かに學窓を出で潑刺たる氣力を以て實務に經驗を積むことである。此の國情、此の時代精神より見て、現制高等學校が何の用を爲しつゝあるかを冷靜に考察せば、敢て經濟審議會の發案を奇とせず、識者は夙に之が廢止を至當としてゐるのである。

第四節 廢止の効果

國家の文教は實情の許す限り、より高く深く廣きを欲する。故に余輩と雖も故意に大學生の學力低下を望み、或は度はづれの破壊論を試むるを快とするのでは無い。故に余輩の改革案は特殊の場合を除ける一般的原则として中等學校を五箇年にし大學は四年制——醫學部は五年乃至六年——に改むべしとするのである。そして更に其の上に從來の大學院とは異なる新大學院を置き、少數特志の研究生をして、眞に學問の蘊奥を究めしむべき機關を設備すべしといふのである。従つて高等學校を廢止すればとて、中學の五學年及大學の第一年に於て、相當の豫備的知識を涵養され得る途があり、又眞に専門學者たらんとする人々は、進んで大學院に踏み止まればいゝのである。

吾々の提唱しつゝある中等學校は、其の學科組織及教授要目其他教課の構成配合等に關し、極めて自由なる方法を許され得るのである。故に大學及専門實業學校等に進まんと欲する生徒は、能ふ限り將來に有效有益なる學科課程を選定し得ることとなり、それだけ上級學校に須要なる準備知識は深められ得るに相違ない。だから大學に於て更に一年の磨きをかくれば、高等

學校なくとも本質的效果を減じない。

凡そ中學及高校の兩機關に於て、同様の學科を再び反覆する程教育上の不經濟は無い。唯此の一點からでも高校の在存價値は殆ど失はれる。此の間特に問題視せらるゝは、數學と外國語だけである——高校に於ける倫理、心理、論理、哲學概論の如きは殆ど論ずるに足らない。それは中學上級又は大學初年に於て容易に修得し能ふ程度のものである——しかし理科的方面に進むものは上述の改革案に依り初めより理科中學を選ぶか、又は此の方面に必要な學科課程を選定すべきを以て、其の數學的知識は現制中學校卒業生よりも程度を高め得るを疑はない。外國語の問題についても亦然りである。若し夫れ高等學校に於ける二外國語主義の可否については識者間にも種々の議論があり未だ確定的判斷は下されてゐない。但し特に之を缺く能はざるに於ては、大學入學後適當なる方法を講じて可なりと信ずる——現に大學各學部に於て大抵此の種の準備が講ぜられてゐる——。

論じてこゝに至れば、たとへ高等學校廢止反對論者の如何に多きにもせよ、眞實には毫も的確なる理由を發見し得ない。同時に余輩の改革案だに實行されるれば、高等學校なくとも、中等學校及大學に於て高等學校に必要とせらるゝ準備教育を施し能ふことを知り得る筈である。而

して其の高等學校を廢止する事に依り、現實に效果を認め得べき事實は、

第一に三十有餘の校舎と設備とを直ちに他の教育機關に利用し得ること

第二は現在實業専門學校全部に修學しつゝある生徒總數と殆ど同數の生徒を新たに此の新機

關に收容し得ること

第三は大いに試験地獄の難關を緩和し得ること

第四は即ち修學年限の緊縮せらるゝこと

第五は學制の單簡統合化

第六は高等學校卒業生をして更に大學の入學難の苦痛をなめしむるが如き運命の悲劇を救済

するのみならず、それが直接にも間接にも青少年の思想を快活に導く所以ともなる。

更に特筆すべきは高等學校廢止に依つて生み出さるべき國家の財源が、決して少額でないことである。之を官立に見るに一校多きは三十萬圓、少きも十六萬圓を超えてゐる。而して其の經費は専門實業學校のそれと殆ど差異は無いのである。故に私案を採用せらるゝに於ては、國家及國民は新たな負擔を増さずして、少くとも二十校以上の専門的實業教育機關を増加し得るのである。是れ豈一舉數得、以て國民現實の要求に適應し能ふ所の方策では無いか。

余輩は豫め斷言して置く、若し高等學校を現制のままに保持したとせば、やがて卒業生の洪水を來さんことを。そはいはゆる高等普通教育の完成者たるべき有爲の青年をして、學ぶに途なく街頭に悲歌を彈ぜしむる時では無からうか。有識者の深慮を望む所以である。

第六章 大學及專門學校

こゝに論究せんとする所は大學、專門學校及實業專門學校と呼ばれる、官公私立の全部を包括する。

第一節 不合理の現制度

余輩の學制改革案は屢々提言せる通り、第一國民義務教育、第二中等教育、第三大學及專門教育の三階段に統合し、男女兩性に共通する基本的大綱の下に、實際上の施設運用は能ふ限り各學校それ〴〵自由なる組織構成を認容すべしといふのである。それでこゝには其の第三階段、即ち大學及廣義の專門學校を新たなる一令に集束し——或は之を專門若しくは高等教育令と稱するも可——そして其の入學資格も、在學生に對する取扱方も、將た又卒業後の待遇も、特殊のものを除き、一般的には同格同等ならしむべきを主張する。それが本篇の要旨であり、眼目である。

此の趣旨に據りて先づ本篇の對象たる官公私各學校の狀勢を表示すれば

大正十五年——昭和元年度現勢(竝に五年前との對照)

	校數	教員數	學生生徒	卒業者	入學者	入學志願者
一、大 學	三〇	四、五七	五、一八六	三、六三〇	二、三三三	四八、三三三
同 大正十年	一八	二、一三三	二六、二〇八	四、〇三〇	三、三〇〇	三〇、五二四
一、專 門 學 校	九	三、七元	五、六九七	一〇、七七一	二七、二二七	五、五八二
同 大正十年	七	二、九三三	四、七四一	八、一七七	三三、二二七	三三、九二四
一、實業專門學校	五	一、八九二	二〇、一九二	五、四四四	七、二六二	三、二七〇
同 大正十年	三	一、二二八	一〇、四九二	二、八七四	四、四四四	一八、八六一

昭和三年十月發行「文部統計摘要」に據る

各學校いづれも多大の増加を示せるが、就中大學及實業專門學校に於て其の學生、卒業者及入學者等總て激増の趨勢を見通してはならない。

さて言ふ迄もなく大學は學理の研究を主とする機關にして、專門學校は應用的技術の研究練熟を目的とする機關なりとは、從來世間一般に把持せられつゝあつた概念である。即ち前者は學術研究機關にして後者は職業教育機關であると爲し、従つて前者は學者的、人格教養的なるに對し、後者は器械的、職人的人物を養成する所、一方はアカデミック・スピリットを有するに對し、他は物質的功利的人間かの如く解釋し、そして前者は理論を尊重し、後者は應用だけに止

まるものゝ如き想像を與へて來た。大學令と専門學校令との二種は此の概念を裏づけるものゝ如く看做され、其の修學年限にも法律的取扱方にも甲乙上下の隔てを見るに至つたのであるが、余輩は斯くの如き抽象的にして且つ傳統的なる差別主義を不合理不妥當と考へる。少くともそれは非實際的にして且つ無用なる差別主義たるを指摘せずには居られない。

成る程單なる思想としては、學術的研究と職業的教育、理論的研究と應用的研究とを區別し得られぬでは無い。併しながら若しも此の種の考へ方が、例へば學問の蘊奥に通ずる學者と、文字に理解なき職工や小使との差異の如く解釋するものあらば、それこそ驚き入つたる謬見といはねばならない。苟くも現代の大學生にして卒業後の職業を考慮し豫想せざるが如き有閑階級は果して幾人ありや。其の如何なる學部に屬するを問はず、専門教育を受くるものゝ全部は其の學び得たる所に依り世に立たんとするものである。それが實質的意味に於て職業教育としての目的及効果を有し、且つ有せねばならぬことは餘りにも明白ではないか。

それと同じ關係に於て、いはゆる職業教育を目的とする専門學校と雖も、人間としての教養無くして何うして現實の世界に生存し能ふか。大學教育を受けたるが故に君子であり、専門學校出身なるが爲に紳士たるを要せぬとの理由及事實は何處にもあり得ない。學理的研究と應用

的研究とを二元的に考へることも、其の迂妄にして非實際的なるは言を俟たない。

いはゆる職業及應用なる語は、無論技術的意味にも、實務的意味にも、活用的といふ意味にも解せらるべきである。工科的には技術、理科的には實驗、醫學的には診療、商學的には實務、法律的には運用、文學的には指導、宗教的には信仰等々々、極めて廣汎なる意義を有し、人類生活の全般に互るのである。随つてそれが主として専門學校限りの研究對象であると思つて研究するが如きは、寧ろ非常識極まる見解ではないか。之と同時に學理の研究は應用的研究よりも一層高尚であるかの如く憶想し、之を以て大學の特性と見るが如きも亦憫むべき錯覺といはねばならない。是れ吾々が大學と専門學校とを差別づけることを無意義とする所以である。

第二節 差別主義撤廢

大正七年改正の新大學令に據れば、「大學は國家に須要なる學術の理論及應用を教授し、並に其の蘊奥を攻究するを目的とし、兼ねて人格の陶冶、國家思想の涵養に留意すべし」とある。次に専門學校令を見ると「高等の學術技藝を教授する學術を専門學校とす」といひ、そして「専門學校に於ては人格の陶冶及國體觀念の養成に留意すべきものとす」と打出されてゐる。

此の兩者の定義を對照して其處に如何なる相違があり得るか。一方は學術の理論及應用といひ、他方は高等の學術技藝と云ふ、其の意義は全然同一では無いか。唯強ひて其の差を見分けようとするならば、大學令中「竝に其の蘊奥を攻究」の一語に特殊の解釋を與ふる外は無。而も吾々は之を以て單に大學院の形容詞と見る以外には無用の贅句と斷ぜざるを得ない。

既に前章高等學校論中にも述べたる通り、大學は決して學術の蘊奥を究むる機關となつてゐない。(僅に三年や四年間の研究では何うして學術の蘊奥が究められ能ふか)。少くとも世人の大學に對する通念は既に變つてゐる。同時に大學院は決して大學の附屬物と看做さるべきものではない。それは外形的に大學と共通の建築物、研究材料及教授を利用するにもせよ、本質的には全く別個の存在であり、これこそ大學以上の研究機關であらねばならない——余輩が本論に提案せる大學院は此の意味と内容價值とを有する實質上の特殊機關たることを要する——然るに今日尙大學を以て純粹特學者の養成所と考へ、之を稱して最高學府といふが如きは、文學的修辭にあらずんば、誇張せられる代名詞に過ぎぬ。現實の社會がそれ程に高く買ひ取らざるのみならず、學生それ自身もそれ程已惚れてはゐない。事實に於て彼等は漸く専門的智見の門戸をくゞりたるだけであることを知つてゐる。だから斯くの如きコケおどしの文句を削除し差

別主義を撤廢すると同時に、大學と専門學校とを一令の下に包括するを妥當とする。

更に打ち割つていふならば、大學と専門學校とを差別づけたる主なる原因は、所謂學理研究と職業教育との使ひ分けが眞の理由でも無ければ、根本の動機でも無い。實際は高等學校を経由せるものと經由せざるものとに依つて資格を別にせんが爲の官僚式技巧に出發してゐるのである。而もそれは高等學校其のものゝ價值を尊重することよりは單に修學年限の長短を標準として階級づけられたる產物に外ならない。さればこそいはゆる學理本位や、アカデミック・スピリットに何等因縁なかるべき筈の職業教育機關即ち専門學校をも後には昇格して之を單科大學としたのである。

然るに教育行政家が斯くも重要視せる唯一の標準、即ち修學年限の長短に、そも／＼何程の隔てがあるだらうか。中學五年級を卒業して専門學校の門を出るものと、中學四年級より高校を経て大學を出づるものとの差は、概ね一、二年の相違に過ぎない。専門學校中には三年制のものもあれど、四年制又は五年制もある。それは學術の性質上から定められたのであるが、四年制の専門學校卒業者は大學のそれに比して單に一箇年の差であり、五年制の卒業者は全く同一年限である。それにも拘らず、一方は學生、他は生徒。甲は學士、乙は無資格。そして前者

は學術の蘊奥を究むる學理の研究者にして、後者は應用的技術にのみ没頭する職人的人物の機關たるが如くに想像せしめる。世に斯くの如き不條理なる制度が何處にあらうか。不條理の制度なるが故に、所謂昇格問題も起れば、骨身を削つても高等學校に押し寄せる多數の青年を目撃せなければならぬのである。既に三年制の専門學校と五年制の専門學校とを同等同格に取扱ひ、同一法令の下に置くとせば、同じく一二年の差に過ぎざる大學と専門學校とを同様に取扱ふことに果して何の不都合があるか。

高等學校の價值性については既に前章に論述したるを以て、再び繰返すの必要を認めないが、要するに現行學制は其の總てに無理があり矛盾があるに拘らず、それを正當に建て直さずして強ひても明治初期の舊制を取繕はんとするが故に、斯かる不妥當なる結果を持ち來したのである。まだしも舊制の如く高等學校を以て純然たる大學豫備門とし、そして中學卒業生を高等學校に收容すとせば兎も角も論理は一貫する。しかし社會の實狀は切に年限の短縮を要求する。そして毎年一萬數千を算する大學卒業生に向つて高遠なる學理や、學術の蘊奥などを一齊に期待するだけの地位も經濟力も閑日月も日本には待ち設けられてゐない。大學及高校について立言せんとする人々は如上社會通念の變遷を見落してはならないのである。

第三節 傳統打破、新制確立

少しく穿ち過ぎた見方かも知れないが、我國の文政當局は常に大學側——殊に東京帝大——に壓迫されつゝある。明治時代の新知識が大抵は帝大出であり、官僚の智囊が長く東京帝大から供給されてゐた歴史的關係あるのみならず、其の實勢力に於ても帝大には勅任教授だけでも數十名に上るに對し、文部本省に於ける勅任官は其の何分の一しか無い。殊に歴代政府の次官局長及課長等は多く帝大出身であつて、彼等の大學教授に對するは即ち師弟の間柄に在る。故に其の職司管掌よりいへば、文部當局の權能は全教育界に及ぶにもせよ、帝大に對しては何うも頭が上らない。それが聽て總ての大學を特別扱ひにし、殊に帝大をして舊世紀の殿堂化せしむるに至れる理論以外の現實である。

大學と専門學校とを二つに分ち前者を正系視して後者を繼子扱ひにするといふ弊風も、矢張り上記の由來因縁から生じたのである。大學自治の名の下に教授本位制を採り、總長の人選を始め、成るべく文部の指示容喙から脱しようとするのも、事の是非善惡は別として、同じく文部當局を見縊れる思想の現れとも解し得る。それ故に各種の改革論の發唱されてゐるに拘らず、

大學に對してのみは文部當局も口をつぐんで之に觸るゝを避ける。高校、専門より中學、實業、女學校等に互りては極めて微細なる事柄にも監督と干涉の眼を光らしてゐるが、大學だけは神聖不可侵的狀態に傍觀し放任して置く。本來は帝大本位に馴致された氣流ながら、今日では露骨に官立に偏倚し能はざるが故に、自然私立大學も其の特殊扱ひに均霑の形である。

此の弊風と傾向とを打破せざれば、有意義なる學制の改革は達成し能はぬ。高等學校にせよ、中學校にせよ、乃至は尋常小學校に至る迄も學科課程の構成を大學本位に取り定め、實社會の現状及要求とは懸け離れた制度運用を示しつゝあるは、皆悉くこゝに發源してゐるのである。故に一旦此の傳統を打ち碎かざる限り、如何に合理的妥當性を有する改革案と雖も、所詮は實現不可能となる。

余輩は勿論大學自治主義の贊成者である。併しながら、それは大學神聖觀の迷信からでも無ければ、治外法權承認の意味でも無い。随つて其の自治は同時に専門學校にも齊しく容認せらるべきことであり、更に廣く中等學校にも女學校にも小學校等總ての學園に尊重せらるべきものであらねばならぬ。極めて原則的なる規定以外、能ふ限りの自治と自由とを與へることは、近代教育に必要な條件であり、賢明なる方針である。之に反して大學だけを特別扱ひにする

自治主義は、日本の教育界に羅馬法皇の存在を許すことになる。之は全く時代錯誤である。

それで吾々は從來恰も「はれもの」に觸れるが如く持ち扱はれたる大學から、其の特權思想と萬能心理とを抛たしめ、之を他の教育機關と同様なる實社會の存在たらしめんことを要求する。無論此の事業は既述の如き微力なる文部當局限りに一任すべきでは無く、國民有識者の支持と輿論に依つて其の實現を期せなくてはならない。斯くして多年の因襲を打破し、大學と専門學校を一律平等の地位に置き、其處に余輩の統合的分化主義を適當に表現せしめ、新制を確立せんことを要望する。

之を他語に轉換するならば、總ての中等學校卒業者及之と同等の實力を有するものは、悉く大學及専門學校入學資格を與へられる。何れの中等學校より何れの大學又は専門學校に進むも勿論自由である。そして何れの大學と何れの専門學校たるを問はず、其の學生及其の卒業者は同一の資格を承認せられる。それは修學年限の長短を標準とせぬのである。僅々一年乃至兩三年の遲速に依つて人間の能力に異常の差異を生ずる譯でも無く、格段の相違を其の生涯に及ぼすものではない。個々の實在人よりいへば、五年制學部の中にも凡庸の士あれば、三年制の學生中にも秀才がある。智能の分化成長せる青年に於ては、少しばかりの年數は寧ろ問題では無い

のである。國家としては廣く大きな立場から見渡すを必要とするのみならず、現實の社會は最早や決して修學年限の長短を以て、人物評價の第一の指標と爲す程に鈍感では無いからである。

第四節 學士問題並に大學院制度

既述の如く大學と専門學校とを一律平等の地位に置くといふことは、當然に其の卒業者に對して學士等の共通均霑を暗示する。同時に其の總てに共通均霑するものは、最早やそれに何等特殊の價值も名譽も見出されざることを告知する。隨つて斯くの如き無意義の空稱は須らく廢絶せしむべきである。

學士號を廢止すとせば、いはゆる昇格運動は種切れであり、自然消滅となる。高等師範をせり上げて文理科大學と爲すが如き事態は打切られた方がいゝのである。又大學卒業者なるが故に、中等教員及高等教員たるの資格を無條件的に承認されるといふことも、余輩は當然に改正せらるべきものたるを主張する。——此の事、後に師範廢止、教員訓練機關設置の場合に別述する。

斯くいへば今後専門學校は悉く大學の名稱を襲ひ、兩者の區別は無くならうとの疑問を起す

ものがあるに相違ない。形式好きの教育家、外聞と虚榮とに憧がるゝ學生や、月謝稼ぎの學校商の如き、何れも此の種の疑惑を受くべき對象たらねばならぬ。併しながら吾々の見解に依れば、大學と専門學校との間に階級的差別を設けられつゝあるが故にこそ、専門學校よりも大學を尊しとするのである。それが全然同等格に取扱はるゝに至らば、實質的にも感情的にも最早や子供じみたる名稱の變更に浮身を變す必要はなくなる筈であり、そして各校それ〴〵の特色を發揮し、内容を充實し、其の信用と、聲價を揚げるに努力すればいゝのである。獨逸は夙に工業専門學校を大學と同様に取扱つて居るが、其の名稱を大學に改むべしと唱ふるものは無い。若し専ら形式の點より論ずるならば現制單科大學こそ専門學校に還元し又は改稱すべきものであり、大學の名は少くとも二學部以上の綜合制の場合の總稱たるを妥當とする。

だが余輩は斯くの如き名稱論は深く問ふを要とせず、最も好ましからざるものはいはゆる學校屋である。嚴正には既設の大學の中にもそれが決して絶無とは斷言し能はず。月謝稼ぎの上に寄附金稼ぎの大學經營者もあり、或は一種の名譽慾に驅らるゝもの、或は政治的若くは社會的地位を高價に賣り付けんとする似而非教育家の如き、現在に於ても寧ろ稀なりとはいへない。こは社會的監視に依り其の弊を矯正しなければならぬ。

しかし、學校は政府當局限りの持ち物でも無ければ、法令に依つて初めて出現したものである。官立にせよ、公立及私立にせよ、それは國民あつての學校にして、學校あつての國民では無い。法令は事實を妥當化し便益化せんが爲に施行せらるゝものであり、法令の後に事實が持ち來さるゝのでは無い。然るに此の根本的認識が兎角我國の當局者には逆解逆用されてゐないかと思はれる。それでさへ無くば、上來論述せる余輩の改革案は直ちに首肯され得るであらうことを信じて疑はない。

名稱は大學にせよ、専門學校にせよ、又其の修學年限は四年にせよ、五年乃至六年にせよ、其の卒業中、更に進んで學術専攻に身を委ねんとするものは、總て大學院入學の資格を與へられる。それが最後にして最高なる教育機關であり、主として綜合大學に併置される。そは大學に附屬するにあらずして研究實驗の便宜上、大學の設備を活用するのである。

大學學部及専門學校の修學年限を如何に定むるかは、主として學問の性質に由るのである。故に原則的には四箇年とし三年乃至六年制を承認し其の伸縮増減は個々の學校に一任して可なりとする。従つて大學院入學資格も、前者の修業年限に拘泥せず、學問の性質に照らして考査すればいゝ譯である。學術の専攻に期限は無い、故に大學院には年限を定めない。但し全部の

志望者を收容し能はざる場合に於ては相當の考試を経べく、又在學中研究業績の學がらざるものは教授會に於て除籍する。

大學院は原則として自學自究の機關たらしめ、教授は唯其の指導に任ずる以外他を強制せない。自學自究なるが故に何等特典は無い。大學院卒業の形式に依つて博士の學位を與ふるが如き舊制は無論認めない。だから眞實學術専攻の士でなくば入學せず、従つて又も高等浪人養成所となるが如き杞憂は起らない。

第五節 内部的改善方法

以上は現行學制の全般的見地から、大學及専門學校に對する根本的改革案を述べたのであるが、此の機會に於て余輩は更に少しく其の内部的改善について略言したい。

其の第一は學科の自由選擇を寬にし、必須科目を減少することである。現に専門學校にあつては殆ど學科の全部が劃一強制的であり、大學に於ても必須科目の數が多きに過ぎる、此の弊害は既に小學校に始まるのであるが、之は大いに改善せられねばならぬ。幸ひに此の點を改善さへすれば、學生の能率は必ず高められ、修學年限を短縮するとも結果は却つて良好を示すで

あらう。余輩は大體に於て從來の必須科目を半減し、其の代りに選擇科目を増加すべきを主張する。大學卒業の學科單位の如きも十單位程度に減するが可——既に専門教育の受學者である以上、捨て、置いても自己に必要な學科は、例へば高等試験を受くる爲、又は卒業後の就職關係、若くは自己の興味に依り、學生それ自らが聽講し研究せずにはゐない筈である。子供扱ひ、人形扱ひは非なり。

第二は固定的なる講座擔任教授制を改廢することである。各専門學校に於ける教授方法の固定的なるは言ふ迄もないが、比較的自由性を有すべき大學にあつてすら、年々同一の教授に依り、同一のノートを朗讀せらるゝが如き實情は到る所に見聞する。往年故外山博士が十數年間スペンサーの社會學のみを講述し、殆ど其の一章一節迄も暗誦して居つたといふ話を聞いたが、此の種の實例は現に各大學にも見出されはせぬか。現代の學生は頗る明敏であり、斯くの如き講義に對しては公然又は祕密にプリントを手に入れることに少しも面倒を感じない。故に余輩は特殊のものを除くの外、能ふ限り必須科目の擔任者を年毎に取換へるか又は講義の内容を新たにせしめんことを要求する。殊に通論及總論的のものや原理原論式基礎學科に於て一層之を急務とする。元來固定講座擔任制は少數學者保護の爲に設けられたものであり、當今の如く何

れの方面に於ても、新進の學者研究家を見出すに苦しませざる時代に於ては速かに撤廢せらるべきである。

上記二項の方法は現制専門學校に於て稍々難色ありとせんも、余輩の改革案に則りて學科の講成配合等を自由にし、必須科目を減少して選擇科目を多くせば實行困難では無い。斯くしていはゆる萬年ノート先生を激勵し、或は勇退せしむる事とせば、世にも皮肉なる教授停年制問題の如きは即ち自然に解決する。何となれば學生それ自らの任意なる選擇に依り、考朽及若朽教授の教室の極めて寂莫たる光景を呈し、其處に自然淘汰が行はれ得るに相違ないからである。加之、それは教授をして一日も油断なき研究に向上せしむる絶好の刺戟とも動因ともなるが故に、學界の風色は著しく活氣づけられんこと亦必然的なりと信ずる。

第三は交換教授、移動教授及志願教授の方法を採用することである。いふ所の交換教授とは現に日米兩大學間に行はるゝ方法を内地各學校間に採用し、毎年少くとも數名宛の教授を他校の教授と入れ換へる。勿論それは各大學間にも専門學校間にも將た又大學と専門校との間にも之を行ふのである。こは前述擔任科目の内容を新たにし、特に各學校共通の必須科目に新味を持たしむる效果顯著なると同時に、常に全國各學校に對する刺戟を強め、且つ東京帝大其の他

中央都市に殺到する入學志願者を緩和することに於ても良影響を與ふるに相違ない。

次に移動教授は國家が特に任命する無任所巡回教授ともいふべきものにて、毎年異りたる大學及専門學校に移動し、講述指導を行ふ方法であり、又志願教授とは民間の篤學者又は特殊の研究者にして自ら進んで講義發表を試みんとする人士に對し、教室を提供するのであつて、從來帝大に採用せる方法とは趣を異にする。動もすれば沈滯勝ちなる官立學校に向つて余輩は特に此の三案の實行を希望する。

此の他大學及専門學校關係の問題は極めて多いが、本論には學制改革の大綱を主眼とし他を省略する。但し現に重要視せらるゝ學生の思想問題、入學難及收容力の問題、教授待遇問題、卒業生就職難の問題、學位問題等は後に改めて論述するであらう。

第七章 師範教育の改革

本章に取扱はるべき問題は従前の男女兩高等師範及府縣立師範學校を如何にすべきかに在る。昇格したる文理科大學及各學校に併置せらるゝ高等師範科竝に臨時教員養成所、實業教員實業補習學校教員養成所等も、共通の性質を有する問題の對象として、前者と同様に考察せられ、同一の結論に導かれなければならない。唯記述の便宜上、こゝには高師及公立師範を主材とし、他は讀者の推考に期待する。

第一節 改革案の要旨

こゝにも先づ余輩の改革案から打ち出して置く。それは現制高等師範及府縣師範學校を撤廢して新たに中學及小學校教育訓練機關を設置する。そして今後の中等教員は大學又は専門學校卒業者を採用し、小學教員は中等學校卒業者を採り容れ、共に新設の各教員訓練所に於て二箇年の訓練を施す。勿論中等教員檢定合格者其他正規の考試を経て前記卒業者と同等の實力を認定されたものは、總て同一の取扱ひを受ける。

其の教員訓練機關が中等教員養成所と小學教員養成所の二つに分たるべきは言ふ迄も無い。即ち前者は從來の高等師範、後者は各府縣の公立師範に取換へられるのである。それが從來の師範學校と異なる所は一は最初より教員たるべく目的づけられたる職業教育機關たるに對して、新設の機關は廣く一般より募集せる有資格者を收容訓練することである。又一は官公費に依つて養成せらるゝ教員候補者たるに對し、他は自費若くは自學に依つて其の資格を得るのである。故に新設教員訓練所を官公費支辨と爲すにもせよ、其の經費は少くとも半減され得るのであつて、それだけ國家又は地方費を増加することなしに、ヨリ一般的にして且つ緊要なる新機關を擴充し又は必要なる他の用途に充當し能ふのである。

聞くが如くんば現文部當局は昨年の中學改善案に次ぎ、近く師範改善案を文政審議會に提出するとの事である。而も依然第一部を本體として第二部の修業年限を二箇年に延長し、地方に依つては二部のみより成る師範學校の設立を認めるにありといふ。だが余輩は斯くの如き姑息案に何等の敬意をも表し能はざるのみならず、殆ど參考としての價值すら無いと思ふ。

勿論余輩の主張に對して恐らく各方面から強硬なる反對論が持出されるであらうことは十二分に想像し得る。それ故に余輩は一應改革案提出の理由を明かにして置かなければならぬ。

何が故に既設師範學校を撤廢して之を教員訓練所に取換ふるを必要とするか。それは根本論として、いはゆる師範教育主義なるものが甚だ妙で無いからである。其の本來の目的とは正反對に、活きたる教育家を作らずして却つて偏固なる感情と、狹隘にして偽善的なる品性の持主を養成する機關視されてゐるからである。勿論中には立派なる教育家もあり、正しき意味の君子も人格者もあり得るに相違ないが、余輩をして斯く大膽率直なる言葉を發せしむることは、決して余輩限りの臆斷や僻見に出發するのでは無い。

何よりも重要な事實、最も冷靜にして且つ慎重に吟味せらるべき論點は、僅かに小學校を出たばかりの少年に對し、早くも人に師たるべき特殊の職業的教育を施すことが、果して宜しきを得たるものなるや否やに在る。それは職業的教育たるが故にのみ不可とするのでは無い。一般的意味に於ての職業的教育は、固より輕視せらるべきものでは無く、寧ろ大いに尊重せらるるを當然とする。故に吾々は現制中學校をして實業學校の長所を取り入れしむる必要を本論に提唱したのであるが、師範教育の場合に於ては其の性質が他の職業とは著しく異つてゐる。通俗的にいへば他の職業教育が實益的、經濟的なるに對し、之は道德的、精神的なるべき要素を第一義とせねばならぬ。而も之を幼き頭腦の所有者たる少年に求めて如何なる結果をもたらすで

あらうかを考察する時、余輩は即ち教育の名に於て深き反省を促されざるを得ないのである。

第二節 師範教育の缺陷

本来教育家又は宗教家の如き人格の修養を第一義とすべき人々にあつては、それ自らに職業的意識を持つことすらが、既に不似合であり、不妥當なのである。之は一種の理想論として極めて軽く看過されつゝあるにもせよ、少くとも師範教育の主旨が、他の實業學校又は職業徒弟學校等と大いに性質を異にし、且つ異にせざるべからざることは、何人にも見易き事實であらねばならぬ。

無論實業教育にも人格の修養は必要であり、品性の陶冶は大切に相違ない。又小學校教員乃至中等教員等に對して、必ず偉大なる教育家たらんを要求することの至難なるは、亦多言を勞する迄も無い。併しながら師範學校は其の文字が示す通り、人の師表たり模範たるべき要件を根本觀念として持ち扱はれてゐる。而も十五六歳程度の少年少女に對し、之を職業意識として植ゑつけてゐるのである。それが或る意味に於て非功利的であらねばならぬ教員養成の目的から見て、如何なる影響を少年少女の品性と知識に持ち來すかは、決して想像し能はぬことでは

無い。與へらるゝ教育が職業の具であり、求めらるゝ人格の修養が衣食の糧であるといふことは、少くとも道德の師表たるべき人間を作り上げる所以では無い。それは本質的に觀察して寧ろ人格教育と兩立し能はざる要求であり、現實でもある。兩立し能はざるものを強ひて要求せらるゝ場合、外形と内面との相反する二重人格者となり、表面に溫順なる君子にして内心に卑屈、偏狹、陰險なる暗影を濃密にするであらうことは、如何なる心理學者と雖も之を否定し能はぬ。

加之、いはゆる子飼ひの教員養成制度は、可憐の少年少女をして小學校以外の世界に目を閉ぢ耳を塞がしめる。單に小學校教員たらん意識のみが其の中樞神經を支配するが故に、唯それに必要な知識のみに努力を集注されずには措かない。其の結果は即ち教科書の奴隸となり、教授細目と訓育要綱を暗誦する活人形とも偶像ともなるのである。

斯くの如き師範教育は、盛んに非難されつゝある主知主義よりも尙不良であり、上級學校の準備教育機關たるよりも更に不合理たるを免れない。それは必ずしも結果論に聞く迄も無く、本質的に兩立せざる二元的要件を負擔せしめてゐるからである。若し職業的なるものを欲するならば、實業學校を選ぶべきであり、若し然らずして人格品性の教養を望むとせば、ヨリ廣くヨ

り人間的なる教育機關に就くが宜い。少くとも未だ兒童の域を脱せざる少年少女に對し、人の師表たることを豫約する教員養成制度は、甚だ不自然であり、偽善的結果を待ち設けると異らない。

師範教育制度は過去に於て獨り日本のみの持ち物にあらずして、歐米各國共通の機關たることは、寡聞なる余輩も之を知らぬでは無い。しかし何れの國も其の程度は我國よりも高く、其の入學年齢も遅い。即ち米國は八箇年の小學校を終り更に四箇年のハイスクール卒業後に師範に入學することゝなつて居り、佛國は七箇年の小學と三箇年の高等小學修了者即ち十七歳以上のものを收容して居り、獨逸は八年制小學校卒業後三箇年の豫備校と三箇年の師範學校を終つたものが、更に二箇年の試補時代を経て漸く小學正教員となり得たのである。

歐米の師範學校は斯くの如く我國に比して程度が高いが、それでも此の制度に對する非難の聲はなか／＼激烈である。其の第一は人間的教養の缺乏であり、第二は準備知識の不足と偏見的態度である。それで教育制度の改造に先鞭を著けた獨逸は千九百十九年の憲法實施と共に斷然從來の師範學校を廢止してしまつたのである。そして厭ふべき過去の傳統を快斷すると同時に普通の中等教育を受け、之を修了したるものゝ中から教員志願者を選び分け之を訓練しつゝ、

ある。是れ吾々の所見と略々一致するものであり、早期の師範教育が大なる本質的缺陷と弊害を有するは最早や議論を要せぬまでに明白である。

第三節 學校よりも訓練所

既述の理由に據り余輩は斷乎として師範學校撤廢論を主張するものであるが、しかし教員の必要は如何なる時代にも消滅しない。随つて前者に代るべき適當なる機關を缺くべからずして、其處に種々の改善案が發想されるのである。

歐米の識者が早期の師範教育を非とし、少くとも中等學校修了の常識及人間味を有するものにあらずんば、小學教員養成機關に收容するに適せずと爲すは、全然余輩と所見を一にする。然れども教員養成の機關を是非とも普通月並の學校化せんとするが如きは、餘りに學校萬能主義に囚はるゝ嫌ひなしとせざるのみならず、教員の第一資格は學術知識よりも人格と修練にあるが故に、余輩は寧ろ學校とは別種の教習鍛鍊機關を設くるが良いと思ふ。例へば昔の宗教家が精神修養の爲に専門道場を持つてゐた如く、新時代の訓練道場を設け、人格學識及經驗の三者を修得せしむるやうにしたい。一概に學校々々とやかましく言つても、それが思想品性の涵養

に資すること必ずしも大ならず、却つて知識の切賣り、學問の詰込みに終るの傾向あるは、現に我國の各宗派が競つて大學や専門學校を設けてゐるに拘らず、格別信仰教化の上に效果をもたらさざるに徴して察すべきである——尙年齢少弱なる兒童に對し、道德的教養を求めても、何等效なくして偽善に陥るの弊は僧侶の徒弟制度が最も明瞭に證據立てゝゐる。内に信仰なく理想なくして外形に經文を読み、死者を弔ふことを以て職業と爲すが如き事實は、宗教本來の趣旨を没却するものである——而も之と同様の實情を現制師範教育に發見せずとは何人が斷言し得るだらうか。

顧みるに我國の師範制度は明治五年の學制頒布に先んじて既に端を發し淵源甚だ淺からず、爾來當局が熱心なる勸奨と義務教育の普及に依り次第に成長を告げ、昭和二年三月末の統計では校數百〇二、教員二千七百十五人、生徒數四萬八千六百四十七人となつてゐる。しかし其の內容よりいへば時代の進運に伴はざる點多く、殊に教員の實力に缺くる所あるを認め、十數年來種々の改善案が帝國教育會其の他の各方面から持ち出され、又全國師範學校會議などにも屢々問題となつてゐる。それで政府も輿論の幾分を容れ、義務教育延長の趨勢にも備へん爲先年規程を改正したが、尙頗る姑息に失せる爲、歐米各國同様之を専門學校程度に引上ぐべしとの意

見や、豫科三年、本科三年とし、豫備科には高等小學卒業生を收容し、本科には中學及女學校出身者をも入學せしむべしとの提案などが見受けられる。

同時に又數年來の問題となりつゝあるは現制第二部、即ち中學及女學校卒業生を入れて短期教育を行つてゐることである。曾て議會に於ても此の第二部を師範學校の本體と爲すべしとの議論があり、此の方面の要求と機運も既に相當に熟しつゝある——それが今一步を進むれば余輩の改革案に接近して来る——師範第二部生は學質優秀を缺くとの非難もあるが、實際は然らず。一般學科の上より見れば國漢、地歴、外國語、數學等何れも中學の方が師範に比して教授時間が多いのである。唯倫理、心理等が師範にありて中學には無い。故に之を補充すれば中學出の方が善い事になる。但し從來の文部當局は依然保守的なる第一本位論を固持して居り、又之を専門學校に引上ぐることに對しては、國庫の負擔増加を顧慮せねばならぬ立場に置かれてゐる。従つて之が根本的改革を單なる當局に期待するは前途遼遠であり、矢張り議會又は有力なる調査機關及輿論の發動を必要とする。

第四節 實行上の問題

吾々の師範廢止、訓練機關設置論に對し、世上或は之を突飛とし、或は實行不可能と看做すものが無いとはいへない。それで余輩は更に少しく其の考察範圍を押し進めなければならぬ。其の第一の觀點は、從來の師範學校が比較的無産階級の子弟に取りて好個の教養進出機關であつたといふ事實である。此の事實は無論吾々も之を承認するに躊躇せない。併しながら、それは同時に職業的教育機關としての師範學校たることを容認するものであり、之を教育の本質から見るならば、職業としての教員は、恰も職業としての宗教家が御經屋となり、葬式商となるが如く、甚だ妙では無い、元來經濟力の薄弱なる家庭の子弟が、歸りて教壇に立つといふことは、郷黨の信用を得る上に於て好ましからざる心理的衝動を與へる處れもあり、人間の品性が家庭の状態に依つて歪められ傷つけらるゝ事實の多きことにも思ひを運ばねばならぬ。教育の機會均等は大いに尊重すべきであり、無産階級の向上も亦心より歡迎するものであるが、それには他に相當の進路があり得る(後章、實業補習學校論參看)。若し又無産階級の子弟にして其の天資能力の優良なるものに對しては、後述の方法に依り余輩は別に公費支出の途を講じ、師範學校よりも中等學校に入學せしめ、進んで大學又は専門學校に學ばしむるが善いと考へる。第二の觀點は需用供給の問題である。先づ之を小學教員の需用増加數を見るに(男女兩教員通

算。文部省年報に據る、以下同じ)

學 校	教 員 數
大正十一年	一九五、一九七
同 十二年	一九九、六六三
同 十三年	二〇四、七八五

即ち年々の教員増加數は約五千内外である、之に對して其の供給状態を見れば左の如し。

師範卒業生	檢定合格	合 計
大正十一年	八、七四二	三三、九五八
同 十二年	九、五八七	三三、六五五
同 十三年	一〇、九〇二	三四、一九六

即ち近年小學教員免狀を得るものは常に三萬數千人を超えて居り、前掲の需要増加數に四倍以上五倍に及んでゐる。(勿論教員中には年々退職者及死亡者もあるが)。

次に考究すべきは吾々の改革案に依る場合、果して何程の中等學校卒業生を教員訓練所に集め得べきやにある。若し此の種の志願者が寡少であるとせば、余輩の提案は空想に終るからで

ある。然も之が恰好の参考材料を一瞥せよ。

師範第二部入學志願者數

	男	女	計
大正十二年	七、一八一	五、七四二	一二、九二三
同 十三年	八、七六二	七、三九三	一六、一五五
同 十四年	一一、五二八	九、五六四	二二、〇九二

中學校及女學校卒業者にして小學教員たるべく第二部入學を志願するものは、現制の下に於てすら、上表の如く既に二萬人を超過し、前掲師範卒業者よりも二倍以上に凌駕の實勢にある。故に余輩の改革案を採用するに於ては益々増加するに相違なく、如何に財界好景氣の時代が再現しても教員の供給に事を缺くが如き憂ひは無い。

前にも一言した通り我國現時の地方財政は公學費の膨脹に苦しめられてゐる。殊に師範學校は輕視すべからざる状態にある。左表を見よ(昭和元年度、文部統計摘要)

	地方費	生徒數	生徒一人當りの經費
師範學校	一八、〇一一、二三六	四八、六四七	三八〇

中學校	二六、九〇五、三五七	三一六、七五九	八五
高等女學校	一九、九九九、〇二二	三二六、二〇八	六〇
實業學校	一八、五七六、七二七	二三三、四三三	八〇

以て師範教育費の如何に高價なるかを知るべし。随つて現制の下に師範學校の程度を高めることは、刻下の地方財政に照らして寧ろ不可能と言はねばならぬ。

之に異りて余輩の改革案に依り、師範學校を廢止して代ふるに中等學校卒業生を收容する二箇年程度の教員訓練所を以てせば、此の經費は少くとも半減し、三箇年程度に改むるも尙餘程の減額となるのである。そして又同時に其の程度を専門學校格に高め得る——新設の訓練所は既設師範の校舍及設備を充當し得るが故に格別多額の臨時費を要とせない——余輩は斯くして減少せられたる經費を第一に實業補習學校に振り當て、第二には前記無産階級子弟の獎學資金に提供せんことを主張する。

第五節 今後の中等教員養成案

以上は主として小學校教員養成方法の改善を期する爲、府縣立師範學校について論述したの

であるが、然らば中等教員は何うするか。

今後の中等教員は全部大學及專門學校卒業者又は之と同等の實力あるものから採用する。そして其の養成方法は小學教員と同様に於て、それよりは高級なる教員訓練所を設け、二箇年程度の訓練を施す——尤も學科に依りて幾分年限に差異を設けて可——別言せば從來の公立師範と高等師範に代ふるに、國民學校教員訓練所と中等學校教員訓練所とを設けるのである。名稱は如何様にも適宜に改定して差支へは無く、又高等教員は高校を廢止するが故に私案に於ては其の必要を認めない。中等教員訓練所の經費は從來高師及臨時教員養成所に投ぜられたるものを轉用するに於て、十二分に設備の擴充と收容人員の増加を計り得る。

東京及廣島の兩高等師範は既に昇格したが、中等教員の程度を高むべしとの要求は、是亦社會の輿論である。故に現制の如く單に大學又は專門學校卒業者に對して直ちに其の免狀を下付するは少くとも輕卒の嫌ひを免れない。特に私案の如く中等學校を多種多様にし、且つ高等學校を廢して中等學校より直ちに大學に連絡せしむる事になれば、現在高師出の中等學校教諭などよりも、餘程教養程度の高い教師を必要とする。それには何うしても大學や專門學校の卒業資格だけでは足りない。獨逸の中等教員の如く大學卒業者に對して更に二年乃至三年の訓練と

與へねばならぬ。此の意味に於て昇格せる兩文理科大學の如きは既に空稱となれる學士の肩書などを欲求するよりは、大學以上の權威ある機關たらしむべく、私案の如く中等教員訓練所に再改造を斷行せらるべきである。

中等教員需供の状態は供給方面に於て左の數字を示す——下表の(A)は高師を始め教員養成を目的とする學校卒業者、(B)は大學卒業其の他無試験合格者、(C)は中等教員試験檢定合格者である。

	(A)	(B)	(C)	計
大正十一年度	四七四	一、一九四	九七八	三、一七三
同 十二年度	一、〇三一	二、五一三	七八五	四、三二九
同 十三年度	一、一〇二	三、一九九	七九〇	五、〇九一

右は該年度に於て政府より免許狀を下付したる男女總人員數であるが、此の他に大學及專門學校出身者中、免狀下付を申請せざる多數の有資格者が残つて居ることは勿論である。尙別に實業學校教員免狀の受領者があり、其の人員は大正十三年度三百七十五人である。

需用方面の状態は年々異動ありて精密には判明しない。師範、中學、女學及實業學校全部の

教員増加数を第一の参考にせば大體の想像はつかう(外人教師を除く)

	師範	中學校	女學校	實業學校	計
大正十一年	一、八六三	八、九〇九	八、四五七	八、二八五	二七、五〇五
同 十二年	一、九六〇	一〇、〇二五	九、六九六	九、二七四	三〇、九五五
同 十三年	二、〇〇四	一〇、七四六	一〇、七六〇	一〇、〇六二	三三、五七二

前二表に徴するに年々の新需要数は約三千内外にして、供給数は既に五千を超ゆる状態に在る。近年各大學及専門學校卒業者の多量生産に伴ひ、既に需供の飽和點を突き破り供給過剩、卒業生就職難の現況に在るは世人の熟知する所であらう。従つて高等師範を廢するとも何等供給不足を告げる處れは無く、又臨時教員養成所の如きは本年四月生徒募集を中止せる八箇所だけに止まらず、残りの八箇所も亦當然閉鎖せらるべき運命に在る。

師範學校制度は既に過去のものである。文運發達の過渡期に於て、需用の急に應ぜんが爲に設けられたる機關たるのみならず、今日の日本は確に教員の精練時代に進んで居る。尙若干の無資格教員が存在するにせよ、そは主として經費節約の關係からであつて、人間の不足が原因では無い。いはゆる師範氣質といひ、茗溪派と稱するが如き事實の批判は、余輩の論及する

を好まざる所であり、聰明なる識者は夙に其の事情を知つてもゐるであらう。

概言するに余輩は小學教員にせよ、中等教員にせよ、其の風格も、品種も、知能も、學歷も更に大いに之を高めんことを希望する。同時に優良教員の待遇をヨリ厚くすべきことも無論である——但し學校を出たばかりの初任者の給料は必ずしも高きを要せぬ。官立の高師出が初給百圓以上と云ふが如きは寧ろ考へものである。少壯者の待遇に若干の手加減を加へても、熟練教員の優遇をより緊要とする——

單に學校を昇格したからとて人格教養は深められるものではない。其處には特殊の専門道場を設け、他の職業とは別なる自覺と修養と熟練とを期待したい。是れ余輩が師範制を廢して訓練所を置くの適切なるを唱道する所以である。但し教育上の機會均等主義は學校でなくても奪はれるものではない。小學教員訓練所を経たるものが大學及大學院に進むことは許さるべきであり、中等教員訓練所の出身者が更に進んで學者たり博士たり大學及専門學校教授たることに何の支障は無いのである。斯くして因襲の世界に閉ぢ籠り、或は傳統と形式の蔭に安息を貪る人々に對し、爽快なる新空氣を送り、教育界の沈滯を打破せしめよ。

第八章 女子教育の改善

第一節 女子教育の發達

女子教育に對する余輩の提案は、既に學制改革論の場合に述べたる通り、原則的には男女共通の制度を採り、女子なるが故に必ずしも差別的系統を立てるに及ばぬのみならず、寧ろ同一水準線に迄引き上げ、平等的ならしむるを至當と信ずる。即ち現制高等女學校及實科女學校は男子の中學及實業學校と共に齊しく中等學校令に包括し、そして大學及專門學校も亦男女均等に同一の制度を採用する。女子なるが故に、故らに學科程度を低くし、或は大學本科に入學し能はざるが如き一切の障壁を撤去すべく改善せんことを要求するのである。

固より體質其の他の性的關係上より見ても、實社會の狀態より觀察しても、女子には女子に特有なる教養と條件を必要とすることが決して少くない。故に實際上の運用に方りては、定められたる原則を攪亂せざる範圍に於て、伸縮の自由を承認せられなければならない。併しながらそれは男子學校の場合に在つても同様であつて、從來の如き劃一主義の強制は單に女子教育の場合に限らず、總ての場合に改善せられざるべからざる一般的要義である。此の要義を尊重

し之を改造の基調と爲すべきことさへ理解されるれば、最早や女子のみを對象とする別個の法令は當然に抛たるべきものと思ふ。

それは單なる純理論から立言するのでは無い。否、國民生活の現實が既に之を要求し、之を督促してゐるのである。

こゝで少しく我國女子教育の發達過程を概観することは決して無用であるまい。敢て古き昔を語るほどの餘裕は無いが、明治の先覺者が女子教育の必要を悟りて之が施設に打著したのは、寧ろ明治五年の學制頒布に先んじてゐるのである。それ故に同年には既に中等教育機關としての東京女學校が出現し、京都にも新英學校が設立せられ、明治七年には早くも東京女子師範學校が起された。たとへ歐米の模倣にもせよ、外人教師の指金に由るにもせよ、之を採り容れたる當時の教育家は、今日の如き保守的因循主義者では無かつたと言ひ得る。

しかし社會の實勢は一足飛びに跳躍するものでは無く、多年虐げられ、輕んぜられたる女子の立場は先覺者の豫想通りには進歩しなかつた。例へば小學義務教育の如きにしても、日清戰爭時代には尙男子就學率七十七パーセントに對し、女子は漸く四十五パーセント位であり、高等女學校の數は官公立全部を合せて約三十校、生徒總數八千人内外に過ぎなかつた。日露戰

争はいろ／＼の意味に於て劃紀的事實を示してゐるが、教育史上にも此の時代の前後が最も顯著なる記録を作つたのである。即ち其の頃に至つて男兒の義務教育就學率は九十八パーセントを超え、女子も九十六パーセントに上る状態となり、明治四十年に於ける高等女學校は百三十二校、生徒總數三萬九千九百十四人に及んでゐる。

爾來女子教育の進歩は往時に比して目醒ましき程の勢ひを呈し、之を今日より顧みれば殆ど隔世の感がある。左は文部省の統計に示されたる最近五箇年の高等女學校の一覽表である（抄出）

年次	學校	生徒	卒業者	入學者
大正十年	五八〇	一七六、七五九	三八、九六一	六〇、二二九
同十二年	六八五	二三九、四〇一	四九、一二九	七九、九二七
同十四年	八〇四	三〇一、四四七	六五、六四五	九一、二六三
昭和元年	八六二	三三六、二〇八	七三、四六四	九六、〇七五

即ち上記五箇年間に學校數は二百八十二校を増し、生徒及卒業者は約二倍してゐる。試みに之を男子中學校と比較するに昭和元年——大正十五年——の實計に於て女學校の中學校よりも

多きこと二百四十四校、而して其の生徒數は相匹敵して而も女生徒の方が約一萬人程も多い。随つて教師の數も女學校の方が四百四十人多く、卒業者も同じく中學校のそれを凌駕すること實に二萬八千餘名である。

此の顯著なる數字は果して何を物語るか。明治の初期に蒔かれたる種が、初めの二十餘年間に於て僅かに三十の學校と一萬足らずの生徒を目撃し得せしめたに過ぎざりしに拘らず、後の三十餘年間には、それが大に成長して約三十倍の増加發展を示したのである。我國の女子の地位と智能と生活状態とが、舊き頭腦の持主に依つて考へらるゝ所とは劃時代的に變化してゐることを、此の簡單なる事實に照らしても想像されなければならない。

第二節 時代の趨勢と自覺

單に高等女學校のみにても既に三十二萬の生徒を收容し、其の上入學志願者は毎次定員に二倍乃至數倍する迄に、我國の女子教育が發達したといふ事實は、そも／＼如何なる理由に基くであらうか。

其の根本的原因の第一は言ふ迄もなく人間としての自覺であり、第二は生活環境の變化向上

である。人類の一半を占むる女子が、何時までも男子に虐げられる奴婢的存在であり、宿命に甘んずる柔順なる人形であり、卑屈と無智の代名詞たらねばならないと云ふ時代は遠き昔に過ぎ去つてゐる。世界は一日も女子なくして實在せず、國家も社會も家庭も女子の協同なしには全然成立せざることの分明なるに於て、女子教育が其の實生活に目醒め來ると共に須要となるは、如何に女性嫌ひの哲學者又は宗教家と雖も絶対に否認し能はざる所である。

同時に生活環境の變化は極めて重大なる示唆と衝動を與へずには措かない。それは政治的の場合もあり、經濟的の場合もあり、其の他種々の原因から導かれるのであるが、要するに人間として、女子としての自覺に出發する現實の要求が、女子の教育を普及し向上せしめるのである。例へば婦人參政權の問題が何程世界各國の女性を聰明にしてゐるか。又女子に阻まれたる職業の自由を求め、其の生活權を確立し保障づけんとする運動が、何程力強く萬國の女性に影響を與へてゐるか。それは目醒めたる婦人の口から叫ばれ、婦人の手に行はれつゝある關係に於ては、原因でなくて結果であるともいひ得やうが、之に依つて與へらるゝ刺戟は世界的であり、之に共鳴し若くは之に開發せらるゝ時代相は既に生活環境の進化向上を證據立てゝゐるのである。

わけても著しき現象は女子の經濟的自覺である。日本に於ける婦人參政權問題は、恐らく尙若干の歲月を要するかに思はれるが、經濟的に自立自活の途を開かんとする要求は、既に議論に非ずして實際である。いはゆる職業婦人の名は或る意味に於て悲しくも聞き取られ、或は皮肉にも解せらるゝ場合あれども、總ての女子が男子に隷從する附屬物であつてはならぬことは最早や問題で無い。其處に何よりも急務づけらるゝは即ち生活の獨立である。經濟的地位の確立なくして男子の壓迫から釋放され得る可能性は絶対に見出し能はぬが故に、何等か自立自衛的に必要なる職業若くは其の資格條件を準備せんとするは、餘りにも明白なる時代の趨勢では無いか。

別言するならば、人間としての自覺は女性解放の要求であり、經濟的自覺は生存權の要求である。意識的にもせよ、無意識的にもせよ、又有産階級にせよ、無産階級にせよ、思潮の流れは共通的である。いづれは日本にあつても女子の公民權から參政權に進展する政治的對等時代は來るに相違なく、又男子に寄食する能はずして女子相當の任務を執らねばならぬ必要は、前者に先ちて既に眼前に迫つてゐる。如何なる特權富豪階級の女子と雖も一朝の不運に其の資産から見放されたる場合は何うか。一夕の不幸に主人を失ひたる寡婦は何うして子女を養育すべ

きか。女子の解放と獨立自營運動は單なる流行でも生意氣なる虛榮心の現れでも無い——中には此の種の輕薄女流もあるにはあるが——本來は女子に與へられたる天分を果たす爲にも、男女協同の責任を完うせんが爲にも、美はしき母性愛を持ち續くる爲にも、一言にしていへば新時代の良妻賢母たらんが爲に、それは當然に缺くべからざる認識價值を有つてゐるのである。

我國に於ける女子教育の發達が近き小半世紀間に異常の實績を示したのも、無論上述の大勢に開導せられての結果である。それは東海の孤島國が東洋の一大帝國に進み、更に勇躍して世界五大強國の地位に登つたのと同様な併行的事實であらねばならない。

併しながら之を本質的に考究したる場合、我國の女子教育が男子のそれに比して遜色なきや否やは改めて靜に再吟味されねばならない。單に形に於て發達し、外觀に於て備はれるが如く見えても、其の内容が空虚であり、或は時代遅れの缺陷を有するに於ては、折角の進歩が進歩で無く、寧ろ舊き寺院の殿堂を取圍みて現世利益を祈願するが如き偶像崇拜の亞流たらずとせない。是れ余輩の見通し能はざる次の問題である。

第三節 女子の高等教育

我國には女子の高等學校が無い。隨つて極めて稀有なる特殊的除外例に珍奇の眼を注がざる限り、正科學生としての大學入學は女子に許されてゐない。現に中等學校以上の女子教育機關は、官立に於て唯二つの女子高等師範學校と男女共學の音樂學校を有つてゐるだけであり、別に大學の名稱を冠する私立學校はあつても、其の内容は皆専門學校止まりである。

歐米の實例は今さら仰々しく説き立てる迄もないが、佛國では明治維新に先んずること約二十十年前、即ち西歷一八六八年には女子の大學入學が許されて居り、英國では同一八八七年にケンブリッジ大學にガルトン・カレヂが設けられた。獨逸は稍々遅れてゐるが一八九一年に女學生の姿を大學に現した。米國は最初から男女平等主義であり、百年もの昔から大學に於ては男女共學である。斯く歐米各國は何れも前世紀に於て既に大學を女子に開放してゐるのであるが、歐洲大戰後に至つては殊に女子女學生が激増しつゝあるといふ。こは婦人の地位が政治的にも社會的にも大いに高められて來たことゝ、生活難の關係から益々専門的職業知識を收獲せんとする志望者が多くなつたからに相違ない。

日本に在つても女子教育向上の目的から、大學開放や、高等教育機關設置の要求を持ち出されたのは必ずしも近年に始まつたことでは無い。たとへ名稱だけにもせよ、私立の女子大學は二十五年前に出來てゐる。それで高等女學校の發達に伴ひ當局も漸く此の方面に耳を傾け、大正九年に至り専攻科の外に高等科を設け得ることになつたが、私立以外に於ける官公立女子專門學校は依然として五指を屈し得るに過ぎない。其の後東北、九州及東京帝大文學部に於ても女子の聽講生たることを許可したが、其の正科生として入學を認められたのは東北大學に二三名を見たゞけである。

實情斯くの如くなるが故に、女子教育振興の爲に努力する人々は、第一に大學正科に女子の入學を許可すること、第二に其の階梯機關として高等學校を設立すること、第三に女子專門學校を増設するか、又は男子專門學校に女子の共學を認むることを要求し、帝國議會などにも此の種の建議案が提出されてゐる。

だが此の要求は尙なかく／＼に實現されさうに見受けられぬのみならず、現在の狀態では實行不可能な點もある。即ち官立大學は現に高等學校卒業者過剰の爲、非常に入學難を訴へられてゐる有様なるが故に、最早や事實上女子收容の餘地は殆ど無い。従つて各大學の設備に大擴張

を加へるか、又は新たに大學を興さざる限り、現制の下に在つては女子の大學入學は先づ以て空想的志望といはざるを得ない。既に大學の收容力が斯く狹隘を告げつゝあるに際し、更に女子高等學校を設けて男子の中に割込ませしめ、苛烈なる競争を行はしめんとするが如きは決して賢明なる方策とはいへない。更に官立專門學校に女子の共學を許可することについても、又同様の難點がある。そは何れの專門學校にも既に毎年四倍乃至五倍の入學志願者が押し寄せつゝありて、男子の有資格者だけですら如何に之を淘汰すべきかに悩まされてゐるからである。

余輩は原則として女子高等教育を最も緊要とするのみならず、其處に男女共學制を否定すべき理由を認めない。故に大學にせよ、專門學校にせよ、能ふ限りは女子の爲に開放せらるべきである。唯現在の實情は前述の如くなるを以て、結局は學校の大擴張又は増設を絶對的必要とする。然るに是亦國家財政の現狀に徴し容易に期待し能はずとせば、官立本位の制度論は當然に抛たれねばならない。そして現在私立の女子高等教育機關——私立の女子專門學校は既に二十餘に上つてゐる——に對して、男子同等の資格を認め、其の設備の完全せるものを大學に昇格せしめて不可なく、又私立各大學及專門學校に女子の門戸を開放するを公認し、名實共に男子正科生と同一資格を與ふべきである。

但し之は勿論現行制度を標準としての所見である。若し余輩の學制改革案が採用さるゝに至らば女子高等學校は無用であり、大學と専門學校とを區別づける必要も無くなる。余輩は女子の場合に於て、修學年限短縮上からも、國情及民情上からも、一層余輩の改革案を適切妥當なりと確信する。

第四節 内部改善の要件

上に述べたる所は主として制度關係についての所見であるが、女子教育の現情は他の方面にも更に大いに改善さるべき必要を感じらる。

特に急務なるは高等女學校の内容改善である——いはゆる高等の文字は當然中等又は他の名稱に呼び換へらるべきものである——既に男女を通じて一中等學校令に包括せしむべきことを主張する余輩としては、大體の標準を男子と同様ならしめ、少くとも既述の共通的基本學科を總ての女學校に適用すべきものとする。

此の必須の條件を満たすが爲には、女學校の修學年限學科課程を所要の目的に適合せしむべく改正せねばならぬ。劃一主義を打破し非現實的なる人形教育の弊を匡正すべきは無論の事であ

あり、各校それ〴〵地方の民情に適應する施設を試み、互に其の特色を發揮するを要とすれども現制の如きは男子に比較して餘りに其の程度低きに失し、就中共通的基本科目たるべき理科の知識に缺乏してゐる。又高等教育を受けんとする女子の爲には數學及外國語の素養が殆どお話にならない。故に一般的には理科の時間をヨリ多くし、別に選擇科目として數學及外國語の課程を高めなければならぬ。

次には實科の要素を取り入れることである。現制では、いはゆる實科高等女學校なるものを認めてゐるが、それは普通の女學校よりも輕視せられ其の校數及生徒も餘程少い。昭和元年度（大正十五年）の現計では

	學校	生徒
高等女學校	六六三	二九九、四六三
實科高等女學校	一九九	二六、七四五
合 計	八六二	三二六、二〇八

となつてゐる。此の實科女學校は家政に關する學科を主眼として設けられたものであるが、其の趣旨が純然たる職業教育機關ともつかず、又普通の女學校ともつかず、甚だ不徹底になつて

ゐる爲近年之を普通の高等女學校に取換へる傾向があり、虚榮心に駆らるゝものは實科の名稱を嫌ひて是非高等女學校で無くてはならぬやうに考へてゐる。斯くの如きは一に制度の禍であり、又思慮なき女子及保護者の罪でもある。余輩は現制中學校と實業學校とを接近せしめ、共に中等學校として平等に取扱ふべきことを主張せると同様の趣旨に依り、普通の女學校と實科女學校とを雙方より歩み寄らしめ、前者にも基本科目として實科を取り込むと同時に、後者は程度を高め、そして一般的には大いに實科女學校を奨励助長する方針を必要と考へる。

前段の意を推して一層心を用ふべきは女子教育の實際化である。通俗なる實例として到る所に耳にすることは、現時の女學生が西洋料理について机上の通を振り廻すに拘らず、米を煮ることや味噌汁を作る心得は全くゼロである。刺繡や造花の事を喋々すれども、浴衣一枚すら満足には縫へず、そしてピアノやヴァイオリン熱に浮かされ、家庭の仕事は振向かない。斯くの如き教育を一般の女子——山間の村嬢にも海邊の漁娘にも——に施して何の用があるか、單に中産階級以上の嫁入條件を形式づける爲に、已むなく女學校に遣つてゐるだけで、實際には何等の益が無いではないかと疑はれてゐるのである。余輩は此の種の意見にも半面の眞理を認めずには居られない。其處に女子に特有なる實科の教養を重んじ、又地方事情を參酌して教課を

選定し、理科教授の如きも實生活に必要な應用方面に意を注がれなくてはならぬのである。

更に重要なるは教員の問題である。現制女子教育に従事する教職員は男子中等學校に比して學力も低く、待遇も薄い。女學校の最大缺陷は何よりも此の一點に在りといつて不可なき程である。取り分け女子の教員は一層低級なのが多く、其の知識は暗誦的であり、其の教授法は形式的に流れ、そして若き教員には確な人生觀が無く、老嬢には一種の精神的疾患が附隨してゐる。此の缺陷を匡正することは寧ろ女子教育改善の根本的問題たらねばならぬ。少くとも教員の地位待遇を男子と同等にし、従つて其の資格能力と人物の教養に於て十二分の銓衡を要とする。

此の外尙研究考慮すべき事項が稀でないが、大體は女學校にせよ、大學及専門教育にせよ、余輩の所見は男子の場合と同様に取扱ふことを原則とするが故に、それに依つて類推判断せられたいのである。繰返して言ふが今や女子の地位は社會上にも政治上にも職業的にも家庭的にも、男子以上に重大なる變動期に際會しつゝありて、國民生活上深く其の教育に關心せざるべからざる時代に直面してゐることを忘れてはならぬ。

第九章 補習學校の重要性

第一節 國民の被教育權

我日本にも實業補習學校は有るが、成人教育の機關は全然缺けてゐる。そして其の補習學校も、一般には疎んぜられ又は閑却されつゝある。是れ實に國民の教養上からも、經濟産業の増進上からも、不用意に放任すべからざる大きな空洞である。

小學、中學、高等學校を経て大學に進む。それは寧ろ小數なる運命の寵兒であり、女學校、實業學校、専門學校に席を置きて成規の教育を受ける。之も國民の全數から見れば何程も無い。デモクラシーの盛んに浸透し事實に妥當化されつゝある現代に於て、ブルジョワ限りの持ち物の如く看做さるゝ教育機關だけが、國家經營上の必要條件だとは何人が論定し能ふか。家庭にあつても教育の機會が與へられ、家事を手傳ひつゝ、事務に服しつゝ、或は職業を見習ひつゝも、常に若き芽をのばし得る向上の路が開かれて居つてこそ、民心は安定し思想は善導され得るのである。現に英國ではセコンダリー・スクール・フォア・オールを高調され、十八歳迄の補習教育だけでは尙満足してゐない實勢を呈してゐるでは無いか。

國民の被教育權は國家が法律の遵守を要求し、國民としての義務と負擔とを課すると同じ日に於て成立確保されなければならぬのである。然るに我國には其の權義が或は缺け或は行き渡つてゐない。即ち教育の機會均等主義が甚だしく等閑に附せられてゐる。其處に補習教育及成人教育機關の設定完備が急務づけられつゝある。

實業補習學校の我國に於けるは明治二十六年に起源し、爾來年處を経ること短しとせない。だが一般の目に映じ出したのは是亦日露戰爭時代からであつて、國民の注意が廣く世界に差向けらるゝと共に漸く活氣を呈して來た。北清事變の頃には全國を通じて僅かに百校内外に過ぎなかつたものが、大正の初めには七千校となり、そして昭和元年——大正十五年——の現計では(文部統計摘要)

年次	校數	教員數	生徒數	入學者數
昭和元年度	一五、三〇一	一四、九七〇	一、一三〇、九二〇	五九〇、五七六
大正十四年度	一五、三六一	九、八二一	一、〇五一、四三七	五一五、四六五
同 十三年度	一五、〇五四	八、九三五	一、〇二五、五四四	四九二、九五〇
同 十二年度	一四、九七五	八、二九九	一、〇二四、七七四	四九三、八四四

大略上表の如き状態にある。

此の數字を一目して直ちに知り得らるゝ第一の事實は學校數に比例して教員數の餘りにも過少なることである。即ち専任教員は一校一人にも該當せず、教員の數よりも學校の方が多いいふ奇觀は最も雄辯に此の教育機關の實質の如何にプアーなるかを證明してゐる。それでも入學者數は時に幾分の増減あれども昭和二年度には七十五萬人を増加し、本年の總生徒數は百三十三萬と報ぜられてゐる。別言せば其の設備の不完全なるにも拘らず、補習教育に對する國民の要求は財界の不景氣に關係なく益々強められてゐるのである。

我國の補習學校は義務教育では無い。小學校ですら尙六箇年制に足ぶみしてゐるのであるから、まだ其處までは手が届かない。それ故に實際は小學校に同居し、掛け持ち教員の力を借りて漸く前表の如き形を示してゐるといふのが偽りなき真相である。

然るに歐米では義務教育年限が夙に八箇年に爲つてゐるのみならず、此の補習教育がまた強制されてゐるのである。其の最も早く行はれたのは矢張り獨逸で、今から約六十年前に既に各市町村に補習教育實施の義務を負はしてゐるが、二十世紀に入つてからは各聯邦競つて之を法律化し歐洲大戰後には憲法上の規定となつてゐる、英國も有名なるフイツシャ文相時代に同じく強制法を布き、米國も十餘年前に各州皆之を義務教育制度とした。そして是等の各國は何れ

も滿十八歳(日本流には十九乃至二十歳に互る)迄中學、女學其の他上級學校に入學せざるもの爲に、補習教育を強制づけてゐるのである。随つて日本の六箇年制義務教育に對し、是等各國は實に十年乃至十二年の義務教育制度となつてゐる事實を見忘れてはならない。

第二節 補習教育の本質

いはゆる補習教育とは如何なる性質を有するものであり、如何なる認識價値を與へらるべきものか。之についても我國民の間には尙明瞭なる知識が把持されてゐないやうである。

小學教育修了後、滿十八歳頃迄の少年少女は生理學的にも心理學的にも極めて危険なる過渡期に置かれてゐる。即ち兒童から青年に移る變遷期であつて、最も誘惑に陥り易き時代であるのみならず此の時期を不注意に經過するか、せざるかによつて殆ど終生の運命が定められる。之は科學的に種々の調査研究を重ねた結果の定説であり、又實際上に於ても單なる小學校教育だけでは、其の知識にも修養にも新時代の國民たり社會人たるに不充分なることは、何人にも見易き事實である。我國の壯丁に一割の無學者ありと云ふは、不完全なる義務教育限りにて文字の縁を離れ、補習教育の機會を得なかつた結果ではないか。

尤も補習教育方法は各國それ／＼に特色があり、國情及地方事情に應じて其の施設に差異あるは蓋し當然の事である。しかし大體に於ては職業教育と文化教育との中間を行き、之を調和する事に依つて次代國民の智能と教養とを堅めるのが主眼となつてゐる。職業教育と云つても農業、商業、工業等種々の方面に分科されるが、精密には或種の職業知識及技術を教へると云ふよりは、其の豫備的條件を備へしめる機關と見るのが、ヨリ適當である。即ち實務に對する興味と勤勞の精神を涵養し、求むる所の職業に精進せしむる素地を作るのである。又文化教育といつても一般の中學及女學校に比し一層國民生活に須要なる實際的知識を與ふると同時に公民としての教養、社會人としての道德と情操を豊ならしむることに目標を置く。言はゞ生活學校とも教養學校とも人民學校とも稱し得られぬでは無い。外國では職業學校の色彩濃厚なるもあれば、公民教育の性質を多量に含蓄してゐるものもあるが、何れにもせよ、教科書本位の學校では無くて、實生活本位の學校である。

それ故に之を「實業補習學校」と稱するは寧ろ甚だ當らず。殊に我國民に依つて概念的若くは直覺的に感受される「補習」の文字は速かに改められねばならぬ。それは決して小學校の課程を補充する意義でも無ければ復習する意味でも無い筈である。否、斯くの如き意味に誤解せらるるが故に之を輕視されるのでは無いか。假りに余輩の私案をいふならば、青年學校又は公民學校と改稱して然るべく、又更に其の上にヨリ高級なる組織を採るとせば、國民高等學校又は成人學校と名づけても宜いと思ふ。

我國の當局者としても、本來は小學教育の補習を目的として此の機關を設けたのでは無い。其の發想からいへば、單なる補習以上に國民の實生活に必要な青年教育を與ふるにあつたに相違ない。小學教育は兒童を對象とするものである。兒童對象の教育を標準とし、既に兒童の域を超え、又は超えんとする少青年に向つて更に之を補習せよといふが如きは、根本に於て人類の發達過程を無視する考へ方である。舊來の教育家が此の「けじめ」を理解せず、或は往時の官僚政治家が人民を見下げる心理から、好んで補習の語を用ゐたるにもせよ、其の思慮の到らざりしは遺憾である。

試みに大正九年改正の規定を見ると、第一條に於て「實業補習學校は小學校の教科を了へ職業に従事する者に對し、職業に對する知識技能を授くると共に、生活に必須なる教育を爲すを以て本旨とす」とある。此の文句を分解すれば矢張り職業教育と生活に必須なる教育との二要素から成立する機關であるが、いはゆる補習の意味は全く取り去られてゐる。従つて實業補習

學校の名稱は其の當時に於て改正せらるべきものであり、さすれば今少しく早くに青年教育機關としての必要性が一般に理解されたらうことを疑はない。尙此の規定が職業に従事し、若くは従事せんとするものだけに限られたる教育機關の如く言ひ現れてゐるのも甚だ妙では無い。それは必ずしも職業教育を要とせざるブルジョワ階級に取りては、恰も没交渉の機關の如くに看做されるから。

第三節 改造の方法

次には改造の方法、學科課程の編成である。大正九年の改正では前期後期に分ち、前期は尋常小學卒業者を收容し二箇年、後期は高等小學修了者を容れ其の學年は志望職業に依つて二年又は三年とする。科目は前後兩期を通じて修身、國語、數學及職業に關するものとし、尙理科を前期に加へ、女子は他に裁縫及家事を兩期に課する。

それは即ち一見して小學の延長であり、若し他に地歴、法制、經濟及外國語等の選擇加設を認めなかつたならば、全然名詮自稱、小學校補習科以外の何物でもあり得なかつたであらう。而も事實に於て其の選擇加設科目は極めて少數の學校を除き、概して空文に終つてゐるのである。

形式上の規定は暫く別として、實質上斯くも未製品若くは粗製品の如き状態に在るは何故か。言ふ迄もなく適當なる教員が無いからであり、教員の無いのは經費の足りないが故である。既に表に掲げた通り實業補習學校に於ける専任教員は一校一人にも當らず、現在にても尙十校に就て八人の割合に過ぎざる状況に在る。そして實業補習學校に支出せらるゝ總費用は大正十三年度に於て一千六十萬圓、昭和元年度に於ても漸く一千四百萬圓のみ。即ち一校當り九百圓、生徒一人に付き僅かに十三圓未滿のみ。之を中學校の一人當り八十圓、女學校の六十圓當りに比すれば格段の差異がある。

勿論當局も専任教員の供給には心を注ぎ、先年來實業補習學校教員養成所を各府縣に設置せしめてゐるが、其の實況は昭和元年度に於て四十四箇所の養成所を合し漸く一千二百未滿の講習生を有するに過ぎない。

それで第五十六議會に於て從來の國庫補助金五十萬圓を二百五十萬圓に増加し、之に依つて専任教員を五倍に増加し一校四人當りに配置する計畫を發表した。

しかし之を大局的に觀察して歐米のそれに比較すれば、尙殆ど草昧時代の感なきを得ない。年々尋常小學校を出づるもの百三十萬人中、中等各學校に進み得る男女兒童は約二十五萬に過

ぎずして、残りの百五萬人は高等小學校だけで教育に永別する。此の大多數の少青年を教化することは、小學校以外の總ての教育機關よりも重大では無いか。

で、余輩の改革案を略言せば第一は名稱から取換へる。第二は小學八年修了者に對し修業年限を三箇年以上五箇年とし漸進的準義務教育制を布く。第三には更に中等教育の課程を取り入れ、希望者の爲には授業時間數を増加して英語數學等の選擇科目を常置し、志を立て、上級學校に進むもの、殊に師範廢止に由る無産子弟の進出に便する。第四には、少くとも半數以上は中等教員(實業教員を含めて)免狀の所持者を各學校に配置する。

第五に最も必要なことは其の卒業者に中等學校修了と同一の資格を認定することである。此の教育機關はたとへ中等學校と異なるにもせよ、天稟の能力あるものは何處からでも頭角を顯はす。然るに此の機會均等を認めざるが故に、進路を塞がれたる教育機關を尊重するものが少いのである。相當の詮考方法を設けて不遇に學ぶ多數の少年に進出の機會を與ふべきである。尙例の青年訓練を此の補習教育の一部として併合し、それに投じつゝある經費——最近では此の地方負擔額だけでも殆ど一千萬圓に手が届かうとしてゐる——を補習教育費として活用するの當然なるは多言を要せぬ。

所要の經費は前述せる師範學校廢止に因つて浮き出す財源を充當し、同時に臨時教員養成所、實業教員養成所、同補習教員養成所及高等師範等を廢止して是等各種の教員は總て既述の教員訓練所に於て養成供給し——特殊のものは此の原則の下に専門機關に委託して可——従前支出の經費を取集めて其の總額を組換へ國庫より補助する。そして青年訓練を此の補習學校に於て實施し、陸軍支出の七百六十萬圓と國庫補助及地方負擔の分を之に加ふれば少くとも二千五百萬圓乃至三千萬圓は浮いて來る。これだけでも現在の總額に三倍するが故に先づ之に依つて第一期擴張計畫を樹て、次で地租委讓又は義務教育費國庫負擔増加に因る地方財源の餘裕額から相當額を此の方面に割かしめる。尙國家は工場法其の他の社會立法に依り民衆教育を保護し、且つ教科書官給其他能ふ限りの助成方法を講すべきである。

第十章 社會教育と圖書教育

第一節 民衆的成人教育

こゝに言ふ所の社會教育とは寧ろ成人教育、民衆教育と稱するを適當とするのであつて、前段に述べたる補習學校の後を繼ぎ、更に之を大人に及ぼすべき教育の謂である——随つて最近世間に傳へらるゝが如き文部省内の社會教育局案とは全然無關係である。

既にいへるが如く人間の生涯は總て教育の過程であり對象である。故に現代の文明國民は如何なる土地、如何なる場合に於ても其の被教育權を満足せしめ得る機會を持たねばならない。由來日本國民は學校教育を偏重するの餘、小學にせよ、中學にせよ、一旦校門を出づれば最早や教養の必要なきが如く冷淡化するを常とするが、是れ實に國家の爲にも、當人の爲にも遺憾限りなき損失といはねばならない。

假りに余輩の改革案が實現さるゝとしても、次代の青少年が補習學校を卒業する時は概ね尙滿十七歳乃至十八歳である。それより兵役適齡迄にも二三年間の歳月があり、而も人生に取りて極めて貴重なる修養期に屬する。事實上大多數の青年は此の期間に於て善くも悪くもなると

思はるゝ程に環境の影響を感受し易き時代である。故にそれ〴〵相當の方法を講じ更に何等かの教養機關を缺如せざるべき工夫を要する。而してそれは單に未丁年者のみならず、如何なる大人乃至老翁たりとも悦び楽しんで共に参加し精神的向上に資するを當然とする。

夙に世界各國に著聞せらるゝ通り、眇たる丁抹が獨塊と戦つて其の領土を削られ、國歩艱難、民生疲弊の極に陥れるに拘らず、グランドウイツヒの創案に係る國民高等學校に依り大いに民衆教育を振興激勵したる結果、幾許ならずして國情一變し、遂に列國に羨望視せらるゝ迄に繁榮を來すに至つた事實は、吾々日本國民に對して好個の教訓を與ふるものではないか。丁抹の面積は日本よりも更に狭小であり、其の人民は大部分農家である。それが一種の民衆的教育機關に依つて、國運の衰微を挽回する迄に顯著なる成功をもたらしめてゐるでは無いか。

いはゆる國民高等學校は無論日本流に考へらるゝ正規の學校では無い。そは我國の中學校でも實業學校でもなく、まして高等學校や専門學校とは全く異つてゐる。其の生徒は十六歳位より二十五歳以上に及び、大部分は十八歳乃至二十三歳の間在る。現今丁抹國民の約三分の一は此の特殊機關に學んだといはるゝ程、各地に盛況を呈し、次で諾威、瑞典、芬蘭方面にも其の美風を模して之に倣ふものが續出し、更に英米獨の各國にも傳播しつゝある。

吾々は唯一例として丁抹の事を語つたに過ぎぬのであるが、之と同種若くはヨリ以上の民衆的教育機関は夙に歐米各國の何れにも設立せられて居り、就中モリスに依つて創設せられたロンドン労働大學の如きは既に七十餘年の歴史を重ねて居り、獨逸のフンボルト・アカデミーは六十年の昔に開設せられた。又ウエツプ夫妻等に依つて創立された夜學の労働大學ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・エンド・ポリテクナル・スクールの花々しき活動は何人も熟知する所であらう。

單に正規の學校に通ふだけが決して教育では無い。當局及有志の努力さへ行き届けば小學校でも寺院でも教會でも活用の方法は講ぜられ得べく、講師も亦敢て之を求むるに至難の時代では無い。更に定期及臨時の講習會にせよ、巡回講話にせよ、ラヂオ及映畫教育にせよ、大いに組織的に整備擴充すべくして或は又講義録の利用、博物館、農事試験所、商品陳列所、各種工場等の見學に依り實施の指導を計り得る便宜もあり得る。夜間又は適當の季節に於て成人教育の發達に打著することは今の青年團又は在郷軍人團よりも遙に緊切である。文部の社會教育局が如何なる事業を行はんとするかは未だ吾々の知らざる所であるが、余輩はせめて丁抹の故智に倣ひ大いに發奮せんことを要望する。そは御役人式の百の思想善導策よりも、千の公民教育

論よりも有效適切なるを信じて疑はない。

同時に特殊教育、感化教育、貧民教育等についても、我國朝野有識者の努力を要すること極めて多きを忘れてはならぬことを併せて一言して置く。

第二節 圖書教育の振興

さらに當然に設備せらるべくして、而も甚だしく輕視さるゝものに圖書教育がある。試みに我國の小學校につきて其の圖書室を一覽せよ、何人も其の餘りに貧弱にして且つ不整頓なるは一驚せざるを得ぬであらう。たまく發見し得るものは裝飾用の辭書か、叢書であり、而して教員の手に繙かるゝものは大抵教案、教授法、訓練法などに關する教育雜誌の記事に過ぎない。斯くの如くにしてゲリー・システムを喋々し、ダルトンプランを受け賣りするに至つては寧ろ氣の毒な感なき能はぬ。

それも實情を聞けば無論校長や教員限りの罪では無い。小學校に於ける圖書購入費は一年僅かに百圓にも満たざる地方が多く、中には五十圓程度の貧弱なる學校もあり、従つて圖書の名あつて其の實なきは當然かも知れない。統計に據れば我國の圖書館は

	館數	圖書冊數 千冊	一館平均冊數 冊
官立	一	四〇六	四〇六、〇〇〇
公立	二、九三三	四、五六八	一、五七〇
私立	一、四〇三	二、六四九	一、一七六

(文部統計摘要—昭和元年度)

一個の官立圖書館を除けば、他は一館の所藏數平均僅かに一千數百冊のみ。其の中には片々たる小冊子も含まるゝが故に之を概括的にいへば、名は圖書館と稱すと雖も、事實は一個人の書齋にも及ばざる貧弱さであり、それすら全國を通じて四千五百個所に達せず、二萬五千餘の小學校數と對比せば其の五分の一にも足りない。斯くの如くにして圖書教育の振興を望むも其の覺束なきこと限りなしといはねばならない。

前にも一言せる如く我國民は學校を離るゝと同時に最早や學問研究と永別して可なるものゝ如く考へてゐる。唯大學教授其の他少數特殊の人々のみが終生文字に親しむべきものとし、折角専門教育を受けたる知識階級の青年ですら、學問と疏遠勝ちになり、一室の小書齋だに必要とせざるに至る。斯かるは實に不幸なる教養の退轉である。是れ蓋し多年詰込教育、形式教育

に壓迫され、一枚の卒業證書を買ふ爲に螢雪の忍苦を重ねた結果に外ならない。こゝにも我教育制度の弊害は遺憾なく暴露せられてゐるのであるが、他の一面よりいへば圖書を購ふだけの經濟的餘裕を持ち合はさず、之を圖書館に借覽せんと欲するも、それが又缺如してゐる。即ち已むを得ずして讀書の機會を逸し、遂に興味を失ふに至るのである。

それ故に我國民は如何にかして圖書の普及を計らねばならない。たとへ歐米の如く相當の都會に在つては二十萬冊以上の圖書館を有し、小都會と雖も十萬冊位の藏書を有する程に迅速なる發達を期し能はざる迄も、せめては國民の常識に事缺かざるだけの圖書を設備し得るやうにせなければならぬ。

それには矢張り小學校を中心として各市町村に簡易小圖書館を設け、經費の許す限りは日常生活に必要な圖書を備へつける。次には一個人に死藏せらるゝ圖書の寄託と寄贈とを請ひ、校長に於て責任を帯び之を確實に保管する。殊に新刊雜誌の如きはたとへ若干日を遅延すとも、有志の一讀後寄贈を仰ぐやうに努力する。内外の新聞紙も亦同様の方法に依り能ふ限り之を一箇所に集めて整理すると同時に、一般の閱覽に供する事とせば、自然心ある人々の讀書慾を刺戟し、興味を喚起するに至るに相違ない。

斯くして漸次に圖書館に對する一般の注意を喚び寄せなば、やがては其の寄贈書籍も増加すべく、又其の保管の確實なるを知らば現に利用せられざる個人の藏書を萬人に活讀せしむることにも成功するであらう。如何なる僻村と雖も百冊や二百冊の藏書家は稀では無く、舊著又は凡書たりとも多々益々可なりである。そして其の設備だに許すに至らば期間を定めて之を貸出すべく、又巡回閱覽の方法も講ずべきである。吾々は之を小學兒童に適當なる讀み物より始むることに依り國民教育の効果を増進し、進んで青年男女に及ばしむるも一策と思ふ。

圖書教育は民衆教育、公民教育、社會教育としての最も有效なる重要事業である。之を完備するに至つて我國の人文的教育施設は先づ以て整へりといひ得る。先づ一村一圖書館を目標として朝野有識者の協力を切望する。

後篇

第十一章 試験制度改正問題

第一節 中等學校の入学難

いはゆる試験地獄又は情實地獄の叫びは今や全國的悲鳴であり、之を如何に匡救すべきかは單なる教育界の問題たるに止まらずして、寧ろ沈痛なる政治問題とも、經世問題ともなつてゐる。勿論試験制度といふからには普通の學年試験、進級試験、若くは各種の國家試験迄も包含せぬでは無いが、就中刻下の問題は即ち中學及女學校等に對する入学選抜試験が其の第一關門であり、次では高等及専門學校に入学せんとするものに取りての苛烈なる苦難が其の第二關門と見られ、更に此の數年來は帝國大學への入学が又激甚なる最後の難所となつてゐる。こゝには主として是等の事實を對象として順次余輩の考案を述べる。

現代の國民生活に於て、最も悲痛なる事實は親たり兄弟たる立場に在るものが、其の愛兄弟

妹を上級學校に進めんが爲に經驗する所の受難である。それは廣き世界に於ても殆ど日本限りの生地獄であり、英米獨佛等の何れを見ても極めて特殊の場合以外には見受け能はぬ特相に相違ない。少くとも入學受験準備を専門とする書籍雜誌は何處の國のカタログにも無い。

固より土地に依り、學校に依り、多少程度の差異はあり得るが、年々に増加する多くの入學志願者と其の保護者の口を衝いて、陰慘なる詛ひの聲は霰の如く反響してゐる。こは單なるジヤーナリズムの所産でも無ければ、心なき親達の虚榮に禍されてゐるのみでも無い。本年に限つて或地方には志願者が減少し、或は實業學校方面に轉向の趨勢を示したが、これとて不景氣に由る一時的現象とも見られ、又は小學校長の干涉沙汰も耳につく。

昭和三年十月發表の文部省統計に據れば全國中等學校の入學者と入學志願者との係數は次の通りである。(大正十五年——昭和元年度)

	入學者	入學志願者
中 學 校	七七、七三六	一四六、九六一
高等女學校	九六、〇七五	一六七、〇〇〇
實業學校(甲)	六四、一三一	一一七、六八四
同 (乙)	一六、七〇五	二二、〇七〇

即ち全國的に見て中學、高女及甲種實業學校を通じて入學志願者は收容數に比して約二倍。従つて國家は國民半數の要望しか容れ能はず、而もそれが比年加速度的に對差を大きくしてゐるのである。

然れども更に切迫せる問題は必ずしも公私立の總てを含める上記の數字にあるのでは無い。實際には即ち設備の比較的優良と見らるゝ官公立學校を望んで殺到する志願者の上に焦熱的光景が現れてゐるのである。特に喧しきは都會地の入學難である。一例を挙げれば(昭和四年度)

	收容定員	入學志願者
東京府立中學校(九)	二、二二〇	六、四五八
同市立中學校(二)	四〇〇	一、二四八
同府立高等女學校(八)	一、三〇〇	五、三八六
同府立實業學校(四)	五〇〇	二、八三九
同市立實業學校(二)	三〇〇	一、〇七七

(括弧内の數字は學校數)

右は東京府市立各學校の分を通算したのであるが、此の中には學校に依つて志願者數に懸隔があり、或學校は二人に一人の割にて入學し得たるも、或學校は九人に對して一人しか入學し

得なかつたやうな難易の差が見受けられる。

だが全體を概観して入學の苦難は上表に徴して掩ふべからざる實狀であり、更に東京府下に於ける官公私立全部の計數を新聞紙記載府當局の調査に據ると

學校數	入學願書數	志願實數	入學數
中 學 校	五九	二九、九五〇	一三、九四八
高等女學校	七九	二五、九八〇	一三、四一七
商 業 學 校	三二	九、九五九	七、四二〇
			四、三三三

願書數と實數との差異は他校入學又は棄權等の事情に由る

即ち中學校は志願實數に對して七割一分、女學校は七割三分、商業學校は六割の入學率を示してゐる。

斯くして東京府市の在住者は私立學校に依つて大いに救はれてゐるのであり、そして大阪其の他の各地も略、同様の状態に在る。識者の考案は以上の事實に基きて組み立てられねばならぬ。

第二節 試験地獄から内申地獄へ

順序として余輩は先づ昨年来文部當局の發想に依り實施されつゝある試験制度改正について、一應吟味しなければならぬ。

それは世上に於ていはゆる試験地獄の救済として取沙汰せられたのであるが、眞實には主として試験準備廢止の趣旨に出發し、可憐なる兒童をして苛烈なる競争試験に登第せしむる爲、餘儀なくも強制せられつゝある準備教育の苦痛を取除かんが爲であつた。従つて當局の改正制度なるものは、毫も兒童の入學率を増加した譯でもなければ、地獄の關門を開放した譯でも無い。言はゞ試験てふ文字が考査と變り、準備てふ語が内申と取換へられたゞけである。

だが實際の結果は果して何うであつたか。そは當局自らが本春の入學期に方りて詳細なる注意書を全國中等學校及市町村役場に發送したことに依つても推知し得る通り、其の弊害は寧ろ寒心に堪へざらしむるものがある。而も是れ當局が其の著想の根柢に於て、殆ど非常識とも思はるゝ程の錯覺に陥つてゐるからではないか。例へばいはゆる人物考査なるものは試験委員が入學志願者と直接面談してゐる間に兒童の常識、素質、性行等の各方面を綜合し、人間全體としての優、中、劣位を心證に依つて見定めるにありと當局は説明してゐる。しかし一日數百の志願者に面接し、而も三分や五分の短時間に於て、左様にやす／＼と人間の常識、素質、性行

等を判断することは、全智全能の神様以外に確實性を持ち得るものはあるまい。

又當局の言に據れば小學校長の内申は志願者の性行、資質、學力、境遇等について抽象に馳せず形容に流れざる具體的事實を記載せる資料を提供するに在りといつてゐる。だが人間の個性は千差萬別なるが故に、一々の事實を適確且つ具體的に報告することは到底常人の能くし得る所でない。眼前に著名なる大臣や議員の言動ですら、聞く人、見る人により決して一様では無く、現に之を報ずる新聞紙の記事にも、之を批評する記者の判断にも、悉く差異があるでは無いか。

然も斯くの如き改正制度が如何なる反響を世間に與へたかと問へば、いはゆる内申地獄、情實地獄の叫びである。或小學校長は上級學校志願者數十名の成績を悉く全甲にしたといひ、或學校では府會議員、市會議員、有力者、富豪の子に限つて皆入學を許可されたと傳へ、又或學校では入學志願者全部が優等生であり、小學校を三番以内の成績で卒業したものとみにても收容定員に數倍したとの事である。此の種の事例は頻々既に新聞紙上の記事となつてゐるから、こゝに指摘する必要はあるまいが、假りに小學校長の内申に全幅の信用を拂ひたりとしても、其の設備及標準に等差ある兒童の成績を如何に見分けるか。是れ將た不可能ではないか。

更に之を學問的に見て改正制度が持つ第一の缺點は從來の試験準備を廢したことの代りに、小學校内に於ける平時の學業競争を激烈にし、四、五年級時代から連続的に加答兒的病弊を惹起するに至つたことである。之は兒童心理學及精神衛生學上からの實驗論である。

第二は兒童の心を不安にし、其の純眞なる正義觀念に暗き印象を與へる虞れがあり、兒童一般之を好まないことである。之は東京帝大文學部教育科に於て調査したる結果として新聞紙にも報道されてゐるが、確に改正制度の道德的致命傷である。

第三には志願者の學力も常識も改正制度では判らぬことである。之については昨年東京女子高等師範に於て附屬高女の入學に際し精密なる調査が行はれてゐる。當時五百九十一名の受験者中約半數は小學校での満點者として内申されたに拘らず、附屬高女に於ける極めて簡易なる二百點満點の常識問題に對し百六十點以上を得たものは僅かに三名だけであり、百點乃至百十點内外のものが最多數で、中には六、七十點の者が三十餘名に上り、之を百點標準にすれば大部分が漸く五六十點程度となる。即ち小學校の内申と口答試験の結果が著しき差異を呈し、實際の能力は不明になる(新聞紙所載)。以て改正試験制度の如何に不合理不妥當なるかを知り得よう。

第三節 方角違ひの改革案

從來余輩の聞知し得たる範圍に於て、入學試験制度に關し各方面より持ち出されたる改革案は凡そ次の如くである。一に地域制、二に抽籤制、三にメンタルテスト法、四に口述試験、五に内申制である。此の中の四と五とが昨年來文部當局の方針に依り採用せられてゐるのである。

(一)地域制に依る入學許可の方法は現に一般的方針として小學校に行はるゝ所であり、最も簡明且つ公正に試験制度を廢止し得るが、それには何等かの方法に依り志願者の全部を收容し得るだけの設備が無ければならない。生徒の收容力に缺くる現在に於ては、如何なる區劃制度若くは綜合制を採るにもよせ、不運にも取り残されたる志願者を如何に救済するか。到底適當なる方法が見つかるまい。

(二)抽籤制は人間の運命をサイコロの如く弄ぶものであり、斷じて其の可なるを知らない。

(三)メンタルテストは科學的にも實際的にも未だ其の効果の確實なるを認識さるべき證明を得てゐない。單なる參考資料としては兎も角、原則的制度として採用さるべきで無い。

(四)次は口述試験又は人物考査であるが、これは既に前述の通り短時間を以て人間の素質、學

力及性行等の全部を綜觀し能はざるのみならず、溫良なる兒童は却つて口述試験の爲に精神的壓迫を感じ實力を現はし難き傾向を持つてゐる。但し口問筆答の場合は單なる口述考査よりは比較的公正となる。

(五)最後の内申制に至つては各小學校の設備及實質内容を同一水準線に置き、且つ各校の採點標準の一律なるを前提條件とせざる限り、不公平を公平とし、不合理を合理とする不自然を承認せなければならぬ。加之、それは公開せられざる暗面の仕事であり、兒童それ自身の運命を他人の祕密報告に依つて取裁かれるといふ結果を招致する。そして一たび校長に依つて不良なる認定を受けたるものは、其の後如何に學業を勵むとも永久の落伍者たる刻印を押されねばならぬ。

斯く研究し來れば上記諸種の改革案は悉く實際的妥當性を缺いてゐる。然らば之を如何にすべきであらうか。問題は再び最初に還元する。而も之が對策としては次の方法を講ぜねばならぬ。

(1)學校の收容力増加

(2)入學志願者の普遍化

(3) 私立學校の補助獎勵

(4) 夜間學校の認定

(5) 官公立間の差別を撤廢し中等學校卒業者の形式的特權を整理すると共に、補習學校其の他學校以外の實力所有者にも上級學校入學の機會均等を承認する

元來試験地獄の苦難は其の總てが入學志願者の收容力不足を根本的原因とする。然るに此の根本原因を知らぬ顔に方面違ひの小策に耽るが故に、文部當局案の如き改惡的事態を惹起するのである。若し生徒の收容力だに増加せばいはゆる準備教育も試験制度も自然に消滅し、内申制も口述考査も無用となる。故に當局としては全力を傾けて學校の増設擴張を計るが第一の責務である。

しかし財源關係其の他の事情に於て、それが容易に達成し能はざる現状にあつては、第二に入學志願者の普遍化即ち官公立學校に殺到する志願者をして他の各種の實業學校に向はしむる方針を採り、之に努力するを當然とする。之が爲には私案の如く各中等學校を同等格に取扱ひ、其の生徒も卒業者も悉く同一の資格、共通の進路を取り得ることに制度を改善する。

そして他方に於ては私立學校を補助し其の内容を充實せしめ、形式にも實質にも官公立に劣

らざる聲價を持たしむるやうにする。之は最も簡單にして有效であり、其の經費としても敢て巨額を要しない。鐵骨コンクリートの大建築を起すよりは此の方が遙に急務である。

尙吾々は收容力増加と同時に晝間の中等學校に通學し能はざる少年の爲に夜間中學、夜間實業學校を公認して可なりと思ふ。現に今日各私立學校に於ては既に或程度の夜間教授を實行してゐる所もある。之を正式化して其の生徒及卒業者の資格に機會均等の權利を與ふれば宜いのである。都會を離れ交通に不便なる土地に在つては前述補習學校を改善し利用する。

試験地獄匡救の方法は要するに上記各般の手段以外差當つての名案はあり能はぬ。無論内申、口述等の考査は斷然廢止せらるべきであり、強ひて選擇を要すとせば公明なる方法に依り生徒の理解力を識別し得べき筆記試験に由るを寧ろ優れりとする。但し暗記主義、詰込主義、難問題主義の試験方法の不可なるは言ふ迄も無い。

第四節 高校から大學へ

普通教育を目的とする教育機關は、それが小學校にせよ、中等學校にもせよ、本來は無試験無選抜にて其の志願者を收容するのが妥當である。殊に心身の發育尙不充分なる少年少女に對し

激烈なる競争を行はしむるが如きは寧ろ人道上の罪惡たるを免れない。此の故に余輩は原則として、中等學校入學についての考査、内申、抽籤、地域、メンタルテスト等其の何れをも是認し能はぬ。唯何うしても收容數不足の場合に限り、已むなく何等かの選抜方法を執らねばならぬとせば、其の手段は公明であり合理的であり、受験者を首肯せしむる用意を必要とする。學校としては單なる一人の受験者であるが、當人より見れば極めて眞面目なる生涯へのスタートであり、運命打開の第一歩である。之を曖昧と見られ不公平不正義と感ぜられ更に一種の祕密取引の如くに取扱はるゝことは斷じて國民を納得せしめる所以で無い。矢張り舊制に依る選抜試験制度の方が——試験問題を難解ならしめざる程度に於て——まだしも優つてゐるのである。

中等學校以上の教育即ち高等學校及専門學校に至つては稍々前者と趣を異にする。之とても總ての志願者を満足せしむるが國家としての要務であり、次代國民に對する責任でもあるが、しかし其の志願者は既に相當の年齢に達しても居り、能力の發揚時期にも差し懸つてゐる。だから選抜試験の已むを得ざる場合は其の能力考査を行ふことに於て、必ずしも小學卒業生に對すると同一視するには當らない。更に進んで大學入學試験に至つては一層相當程度の實力本位たらしむるを妨げない——體格試験は大體上其の學業に堪へ得るや否やを標準とすべきであり、

品性及境遇等の考査については、其の事實の極めて明瞭にして且つ成業の見込なしと確認し得らるゝ場合以外、餘りに深く立入るべきもので無いと思ふ。學校は裁判所でも警察でも無く、又神にあらざる限り、人間の品性及境遇等に關し容易に可否を識別し能ふものでないから——こゝで高等學校の入學試験論に移るのであるが、余輩は既述の通り現制高等學校の廢止論者である。そして中等學校から直ちに大學に接続せしむると同時に、専門學校と大學とを同等同格たらしめんことを提唱するものである。随つて高等學校限りの問題に關しては最早や考査の範圍以外に屬する。但し尙假りに現制を保持せらるべきものとせば、其の入學試験は中學四年程度よりも五年卒業程度に復し、唯四年修了者の受験資格を承認するが善い。又其の實施方法については昨年改正の方法よりも以前の岡田案の方が合理的である——いはゆる内申制は流石にまだ高等學校以上に於て重要視されてゐないが、明年以後に於ても無用の干渉として排除するがよい——

高等學校入學者に對する現行中學四年修了制度は、もと／＼何等學制の根本的改革を考慮もせず無理に修學年限を短縮すべく案出せられたる姑息不自然の小策に過ぎない。しかしいはゆる岡田案と稱する兩班制は數萬の高校受験生に對して二度の受験機會を與へ、且つ實力ありて

不運に陥れる者を救ひ出さんとする親切心を含まれてゐる。高校受験生の總人員が收容全數に六倍乃至七倍し、就中一高、東高の如く十倍以上に達する實情に在つては、學校の選擇如何に依り優秀者必ずしも合格せず。故に適當なる條件を設けて各校其の試験期日を別にするにあらずんば、二班制乃至三班四班制をも採用して、能ふ限りは實力ある者を收容するが國家に取りて有益に相違ない。専ら學校當事者の事務の煩雜を理由として單一絶對なる一回制に限定するが如きは寧ろ淺猿しき官僚主義への復古である。

昔は高等學校を以て試験地獄の最大難關とし、中學卒業生の多くがいゆる鳥打帽時代の忍苦に泣かされたのであるが、今は専門學校、殊に實業専門學校志願者に取りて同様の悲哀を見る。——高校及専門學校入學統計は前に掲ぐ——更に大學に於て最も陰慘なる光景を迫出しつゝある。尤も大學の中にも豫科を有するものは既に本學部に入るべく保證づけられてゐるが故に、難關は主として高等學校を経由すべき官立大學にある。而もそれが少數識者以外未だ一般の注意を惹かざるだけに事態は意外に深刻化しつゝあるを知らねばならない。

第五節 高校卒業生の洪水

世人の熟知する通り、曾て原内閣の中橋文相時代、我國の高等及専門學校に對し一大擴張計畫を樹て、之が爲に往年ナンバースクールと稱せられたる八つの高等學校が既に四倍に上り、今では官公私三十有二の高校から毎年卒業者を出すことになつてゐる。然るに他方に於て之に伴ふべき筈の官立大學が極めて少し許りの收容設備を加へた外、殆ど擴張らしき擴張を見ず。即ち其處に深刻なるギャップが発生するに至つたのである。(臺灣や、朝鮮にも大學は出來たが其の收容力は餘りに過少で、單なる植民政策上の一打著たるに過ぎぬ。)

法令上に於ける高等學校が大學の豫備門にあらずして、獨立せる高等普通教育の完成機關であると云ふは全然事實に眼を閉づる言葉の戯れである——既記「高等學校改廢論」参照——故に高校卒業生の九割九分迄は悉く大學に向つて押し寄せる。否、押し寄せざるを得ない立場に置かれてゐる。然るに其の大學の收容力が高校卒業生の要望に適應せざる爲、昨昭和三年二月十五日締切各官立大學入學志願者との其の收容數との開きは次の如くなつてゐる。

	入學志願者	收容數
法 學 部	一、六九八	一、〇〇〇
文 學 部	六三八	六一〇
經 濟 學 部	七九七	六〇〇

醫學部	一、六八七	七九五
工學部	一、〇九四	六九二
理學部	三二七	二八三
農學部	三二三	四三〇
法文學部	一四二	五〇〇
合計	六、六九六	四、九〇〇

上表以外、他學部出身の學士及轉學轉部轉科の學生もあり。農學部及法文學部の如く收容不足數を示す所は第二次志願者を募集す。此の場合には専門學校卒業者も參加す。

右表に據れば入學志願者と收容數の開きは約一千七百人であるが、單に此の數字を見て全體の事實を早合點してはならない。志望の學部及學科に依つて入學の難易があると同時に、大學に依つて又甚だしき幸不幸を生ずる。左表を見よ(昭和三年度)

東京帝大	收容總數	入學志願數
京都帝大	二、二〇八	三、七〇六
九州帝大	一、三三〇	一、八四三
東北帝大	六〇七	八三五
新潟醫大	四五五	六三二
合計	六〇	九三

岡山醫大	六〇	一一三
千葉醫大	六〇	一〇〇
金澤醫大	六〇	六六
長崎醫大	六〇	八一
合計	四、九〇〇	七、四六五

本表中には東北及九州帝大等の第二次入學志願者を含む

斯くの如く大學の入學難は東京帝大に於て特に著しき事實を示し、就中醫學部及工學部が其の代表的受難場となつてゐる。現に本年の如きは醫學部收容定員一三〇名に對し志願者は四八六人、其の中一五六人迄が従前からの舊卒業生及轉學者であり、工學部建築科は收容數二四名に對して志願者九三名、電氣科同三五名に對して志願者九〇名となつてゐる。

曾て議會に於て一議員より此の問題に關し質問を發したことがあつた。其の際當局は大學の收容數と高等學校卒業者とを對照して約五百名位の定員過剩に過ぎずと説明したと聞く。當局の言に依り試みに大正十四年度の計數を見れば

文 科 系	高校卒業數	大學收容數	差引
	二、四〇二	一、三二〇	九二

計	理科系	二、六八〇	二、一六五	五一五
		五、〇八二	四、四七五	六〇七

高校文科卒業者は大學の文、法、經及法文學部へ、同理科出は醫、工、理、農の各學部に入る。

一見すれば五千の高校卒業生中、僅かに六百餘名、即ち約一割程度の收容力不足かと思はれるが、實際は決して然らず。數字と事實とは大違ひなのである。

然らば何故に高校卒業生の洪水を來せるかと怪しむものもあらんが、それは即ち高等學校令を改正して大學豫備門と認めざるに至れる結果に外ならない。別言せば高校卒業生の進路が豫科制を有する大學の如く初めより一定して居らざる爲、或大學の學部には收容數以上の志願者を見、或大學の學部にはそれと反對の現象を呈する。此の場合、甲の大學を振落されたるものが轉じて乙及丙の大學に向ふことは、各大學とも入學願書締切期日を同一にしてあるを以て可能である。又假りに缺員ありとも第二次募集に際しては各大學での失敗者が理科系と文科系との別なく一度に殺到し、且つ専門學校出身者も亦機會均等の下に参加し來るが故に、更に餘程の苦戰難闘となる。斯くして大學の收容定員數と高校卒業生數との間には大なる喰ひ違ひを生じ、五百内外の收容不足が實は千人にも二千人にもなり、それが年々累積して行くのである。

第六節 匡救改善の要項

若しも問題が單に上記の如き數字の多少に止まるならば、尙或は驚くに足らぬかも知れぬ。併しながら現制度の保持せらるゝ限り、帝大から門前拂ひを食はされたる高校卒業生は果して何うなるか。他の公私立大學には何れも豫科を有するが故に高校卒業生を容るゝ餘地は殆ど無い。さりとて中學校の入學希望者の如く甲校に失敗した場合、乙、丙、丁の學校に進路を轉ずることは出來ない。其處に深刻なる壓迫と陰慘なる運命の行詰りが、上記の數字の裏に隠されてゐるのである。

それ故に今日の高校卒業生は自己の眞實の希望が如何なる學術に在るかを顧みるにいとまなく、何よりも先づ入學し易き學科を選ぶに苦心し、一分の穴でも見つかれば忽ち押し寄せる。北海道及朝鮮大學の如く豫科併置の大學へすら缺員の有無を探り、毎年數百名が出かけて行く。昨年公立愛知醫大が二十二名の補缺を募るや、之に志願せる高校卒業生は忽ち百六十二名に上り、又府立京都醫大では九名の補缺に對し同じく九十六名の志願者があつたといふ。

以上の實情を見究めて今後の對策を考ふとせよ。當面的には大學の收容力擴張の外なく、制